

砺波市地域防災計画 地震災害編

令和 8 年 5 月

砺 波 市 防 災 会 議

砺波市地域防災計画 地震災害編

目 次

第1章	総 則	1
第1節	防災計画の目的	1
第1	防災計画の目的	1
第2	本編の性格	1
第3	防災計画の習熟	1
第4	行動マニュアルの作成	1
第5	地震災害対策編の構成	2
第2節	防災関係機関等の責務及び業務大綱	3
第1	防災関係機関等の責務	3
第2	防災関係機関等の業務大綱	5
第3節	地震防災面からみた砺波市の特性	14
第1	基本的考え方	14
第2	富山県の地形、地質、地盤の特性と県内の活断層と地震	14
第3	砺波平野断層帯、呉羽山断層帯、森本・富樫断層帯及び邑知潟断層帯の 評価	17
第4	地震災害の特性	20
第5	県による被害想定	29
第6	独立行政法人消防研究所による被害想定	31
第7	砺波市に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部）	31
第8	社会構造の変化への対応	32
第9	減災目標の設定	33
第2章	地震災害予防対策	37
第1節	地震災害予防対策を推進するための体制整備	37
第2節	被害の発生防止・拡大防止対策の推進	38
第1	地震に強いまちづくりの推進	38
第2	都市の防災化	38
第3	建築物の耐震不燃化の促進	40
第3節	都市基盤等の安全性の強化	43
第1	公共土木施設等の耐震性の強化	43
第2	ライフライン施設の安全性の強化	45

第3	処理施設の安全性の強化	50
第4	危険物等施設の保安対策	51
第5	文化財施設の地震災害対策	52
第4節	防災活動体制の整備	54
第1	防災活動体制の整備	54
第2	市庁舎、職員の地震災害体制の整備	61
第3	災害復旧・復興への備え	61
第5節	救援・救護体制の整備	63
第1	消防力の強化	63
第2	医療救護体制の整備	66
第3	避難体制の整備	67
第4	飲料水、食料及び生活必需品の確保	74
第5	帰宅困難者対策	76
第6	被災者等への的確な情報伝達	77
第7	災害救援ボランティア活動の支援	76
第8	被災建築物応急危険度判定体制の確立	78
第9	孤立集落の予防	79
第6節	防災行動力の向上	81
第1	防災意識の高揚	81
第2	自主防災組織の育成	84
第3	防災訓練の実施	87
第4	要配慮者の安全確保	88
第7節	調査研究	92
第1	活断層に関する調査研究	92
第2	被害想定に関する調査研究	93
第3	地域危険度調査研究の促進	93
第4	液状化研究の推進	93
第3章	地震災害応急対策（応急対策／復旧・復興計画）	95
第1節	地震災害時における組織体制等	95
第1	市における意思決定の基準	95
第2	市職員配備計画	96
第3	災害対策本部の設置	98
第4	災害対策本部の組織・事務分掌	102
第5	応援要請受入	107
第6	防災関係組織間及び公共団体との連絡調整	113
第7	警察との連携	114
第8	ボランティアとの連携体制	115

第9	帰宅困難者対策	117
第10	応急公用負担等の実施	118
第1	災害対策基本法に基づく応急公用負担	118
第2	他の法令に規定する公用負担	121
第2節	発災時における対応	125
第1	災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保	125
第2	概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請	129
第3	市民への注意の呼びかけ	134
第4	報道機関への情報提供	135
第5	被害情報の収集・伝達	136
第6	市民への広報・報道機関への情報提供	138
第7	医療救護	142
第8	二次災害の防止	144
第9	重要道路の確保	145
第10	要配慮者及び園児、児童、生徒の安全確保	146
第11	災害救助法の適用	147
第12	消防活動	150
第13	行方不明者の捜索・災害警備	155
第14	避難誘導	157
第15	避難所の設置・運営	161
第16	給水・ライフライン施設の応急復旧	165
第1	給水	165
第2	ライフライン施設の応急復旧	167
第17	食料、生活必需品等の確保・供給	171
第18	ボランティア支援の受け入れ調整・ボランティアの派遣（再掲）	175
第19	遺体の収容、埋葬、火葬	177
第20	し尿及び廃棄物の収集処理	180
第21	防疫及び健康対策	182
第22	文教対策	184
第23	住宅対策	185
第24	生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付	189
第25	罹災証明書及び被災証明書の発行	190
第26	被災者の心のケア対策の実施	191
第27	災害弔慰金等の支給・貸付	192
第28	税の減免等	192
第29	被災中小企業者・農林事業者への情報提供	192
第30	公共施設等の災害復旧・復興	192

第 1 章

総 則

第1章 総則

第1節 防災計画の目的

第1 防災計画の目的

砺波市地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、砺波市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成する計画であって、砺波市（以下「市」という。）の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより災害による被害の軽減を図り、市民の生命・財産を保護するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

（資料 5-1 砺波市防災会議条例）

第2 本編の性格

- 1 防災計画「地震災害編」（以下「本編」という。）は、市域に係る地震災害対策に関し、防災基盤の整備を促進し、災害に強い市域づくりを進めること、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護・消火体制の整備を促進し、地震防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図るなどについて定めるものである。
- 2 本編は、市の地域に係る地震災害対策について定めるものとし、風水害、火災、雪害については、防災計画「一般災害編」（以下「一般災害編」という。）に定めるものとする。また、これら以外の災害については、同編を準用し、対策にあたるものとする。

第3 防災計画の習熟

防災関係機関は、この防災計画の趣旨を尊重し、日頃から防災に関する訓練を実施して計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対して周知を図り、もって防災に寄与するように努める。

第4 行動マニュアルの作成

地震災害時に迅速かつ的確な災害対応を行い、防災計画の実効性を確保することができるよう対応手順をマニュアルとして整備するよう努めるものとする。

第5 地震災害編の構成

本編の構成は次のとおりである。

なお、本編に定めるもの以外に必要な事項は、「一般災害編」に準じた措置を講ずるものとする。

第1章 総則

市に影響を及ぼすと想定される地震とその地震による被害想定、市及び防災関係機関等が地震災害に対して処理すべき業務の大綱等を規定する。

第2章 地震災害予防対策

地震災害予防対策の推進体制、被害の発生防止・拡大防止対策などの基本事項を規定する。

第3章 地震災害応急対策（応急対策／復旧・復興計画）

地震発生直後から応急対策の終了までの間において、市災害対策本部及び防災関係機関が行う応急対策に係る体制、措置等並びに被災者の生活支援、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧・復興等の対策を規定する。

資料編 上記の各種対策に関連する様式、資料、参考資料を別冊として掲載する。

（注）要配慮者に関する用語をこの防災計画においては下記のとおり定義する。

要配慮者：在宅要援護者、外国人、要配慮者関連施設及びその入所者等の総称

在宅要援護者：在宅の寝たきり、認知症、ひとり暮らしの高齢者、障がい者、透析・
難病患者、乳幼児等

外国人：日本語を解さない外国人

要配慮者関連施設：児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等

第2節 防災関係機関等の責務及び業務大綱

第1 防災関係機関等の責務

市、富山県（以下「県」という。）及び防災関係機関並びに市民・事業所・企業は、この防災計画に基づき次の防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

1 市

- (1) 公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の安全性を強化する。
- (2) 地域防災拠点施設及びコミュニティ防災拠点施設並びに自治振興会及び市民への確な情報を伝達するための情報伝達手段（防災行政無線、携帯端末機、インターネット等）を計画的に整備する。
- (3) 災害危険区域等での土砂災害等を未然に防止するため、市民への危険性の周知徹底、避難体制の整備を図る。
- (4) 消防施設整備の充実や消防団の活性化等の消防力を強化するとともに、富山県消防防災ヘリコプター（以下「県防災ヘリ」という。）を活用するため緊急時臨時離着陸場所を確保する。
- (5) 飲料水・食料・生活必需品等の備蓄、避難場所の確保整備、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。
- (6) 市民の自主防災意識の高揚を図り、地域の防災拠点施設に消火・救助資機材を計画的に配備する等、自主防災組織の育成を積極的に推進し、地域の防災力を高めるとともに、同組織に対して研修、広報及び訓練計画立案等を支援し、防災活動の普及啓発に努める。
- (7) 大規模災害時における災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の円滑な継続のため、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることを目的として、砺波市業務継続計画（BCP）（以下「業務継続計画」という。）を策定したことにより、実効性のある業務継続性の確保を図るものとする。

2 県

- (1) 防災拠点施設の建設、防災上重要な公共施設や公共土木施設の耐震性の強化、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。
- (2) 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し財政的支援を行う。
- (3) 市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整

を行う。

- (4) 防災関係機関との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察、自衛隊、海上保安庁
その他関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。
- (5) 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修
や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市が推進する自主防災組織の育成
を支援する。

3 防災関係機関

- (1) 市民生活に密着する電力、電話及び水道等ライフライン施設の管理機関は、迅速な応
急活動のため体制整備を図るとともに、管理施設の耐震化について計画的に整備する。
- (2) 消火、救助活動等を実施する消防機関は、必要な防災資機材を計画的に整備充実す
るとともに、他の防災関係機関と連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。
- (3) 報道機関は、気象予警報及び火災警報等を受信したときは、協定等に基づき速やかに
放送等を行い、市民に周知するよう努め、災害に関する情報の提供を行う。

4 市民

- (1) 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強、生
活空間の安全確保、最低3日分の飲料水・食料・衛生用品等の備蓄、災害危険区域から
の自主避難体制など災害に備えるための対策を講ずる。
- (2) 「自分の家族の安全は家族みんなで守る」を基本に、家族間で話し合っ、非常時の役
割、避難場所の確認と道順確認、離ればなれになったときの連絡方法など、災害に備え
るための対策を講ずる。
- (3) 「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、日頃から地域行事・イベント・祭礼に
参加するなど隣近所や地域との連携を図り、災害時の連携の基礎を築くとともに、自主
防災組織活動への積極的参加及び組織の育成に努める。
- (4) 県、市が実施する総合防災訓練や各種講習会等の防災活動に積極的に協力参加し、地
域の防災力の向上に努める。

5 自主防災組織

- (1) 住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震災害による
被害の防止及び軽減を図る。
- (2) 地域住民の自主防災意識の高揚を図り、地域における防災計画の策定、計画に基づく
防災資機材等の整備、防災訓練の実施及び防災組織の人材育成を積極的に推進し、地域

の防災力を高めるよう努める。

- (3) 防災に関する知識の普及に努めるとともに、地域における災害予防に努める。

6 事業所・企業

- (1) 県、市の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 自衛消防隊を組織するなど防災体制の整備に努めるとともに、県及び市が実施する防災事業の協力に努める。
- (3) 地震災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (4) 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害を防止するため最大の努力を払う。
- (5) 県、市が実施する総合防災訓練や各種講習会等に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進する。
- (6) 危険物等施設の管理者等は、施設の安全性強化等に努め事故災害の防止を図るものとする。

第2 防災関係機関等の業務大綱

市は、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市内の公共的団体及び市民の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

また、災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけでなく、自ら身を守る「自助」や自主防災組織やコミュニティの強化、市民、ボランティア、企業等の連携も含めた「共助」が必要である。

このため、市民及び事業所・企業は、日頃から自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 市

事務又は業務の大綱
① 砺波市防災会議に関する事。 ② 地震対策の組織の整備に関する事。 ③ 気象予警報の情報伝達に関する事。 ④ 防災行政無線等情報システムの整備に関する事。 ⑤ 避難指示及び誘導に関する事。 ⑥ 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事。 ⑦ 被災者の救助、救護に関する事。 ⑧ 地震災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事。 ⑨ 消防活動及び水防対策に関する事。 ⑩ 水道事業の災害対策に関する事。 ⑪ 児童、生徒に対する防災教育及び応急教育に関する事。 ⑫ 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事。 ⑬ 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事。 ⑭ 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事。 ⑮ 災害救援ボランティアの受入調整に関する事。 ⑯ 自主防災組織の育成と地域住民の災害対策の促進に関する事。 ⑰ 要配慮者の避難支援に関する事。

2 県機関

県は、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で対処することが困難なとき及び市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

県機関の名称	事務又は業務の大綱
砺波土木センター	① 公共土木施設の災害対策に関する事。 ② 道路の除排雪及び雪崩対策に関する事。 ③ 水防活動に関する事。 ④ 土石流、地滑り及び急傾斜地の崩壊による災害対策に関する事。 ⑤ 土砂災害警戒区域等の指定に関する事。
砺波厚生センター	① 防疫及び保健衛生対策に関する事。 ② 医療及び助産の援助に関する事。

砺波農林振興センター	① 農地、森林及び農林業施設の災害対策に関すること。 ② 山崩れ及び地滑り等による災害対策に関すること。 ③ 治山及び林道施設の災害対策に関すること。 ④ 雪崩対策に関すること。 ⑤ 市が行う農作物、果樹及び園芸施設等の調査及び応急対策に対する協力に関すること。 ⑥ 農作物、果樹及び園芸施設等の災害応急対策についての指導に関すること。
砺波警察署	① 警戒区域の設定並びに避難の指示及び誘導に関すること。 ② 被災者の救出、救護に関すること。 ③ 災害に伴う交通の規制及び広報、緊急通行車両の確認その他交通の安全と円滑の確保に関すること。 ④ 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 ⑤ 被災地等における犯罪の予防及び取締りに関すること。
西部家畜保健衛生所	① 市が行う家畜関係の被害調査並びに応急対策に対する協力に関すること。 ② 家畜の災害応急対策についての指導に関すること。
和田川ダム管理事務所	① 和田川及びその水系に設置されたダム施設の整備及び防災管理に関すること。 ② 災害発生時における和田川及びその水系の情報提供に関すること。
企業局庄東発電管理所	① 和田川及びその水系に設置された発電施設の整備及び防災管理に関すること。 ② 災害発生時における和田川及びその水系の情報提供に関すること。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に推進されるよう勧告、指導及び助言等の措置をとるものとする。

機関の名称	事務又は業務の大綱
農林水産省北陸農政局 富山支局	① 災害時における主要食糧の確保と応急措置に関すること。

国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所（大門出張所、高岡国道維持出張所）	① 庄川の改修工事、維持修繕その他の管理並びに災害復旧の実施に関すること。 ② 庄川の洪水予報及び水防警報に関すること。 ③ 一般国道 156 号における改築、修繕工事、維持その他の管理並びに災害復旧工事の実施に関すること。 ④ 一般国道 156 号の交通安全施設等の整備並びに除雪、防雪及び凍雪害の防止に係る事業に関すること。 ⑤ 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 ⑥ 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること。
--	---

4 自衛隊

自衛隊は、人命又は財産の保護のため知事の要請により、あるいは、自主的に部隊等を派遣し防災活動を支援するものとする。

事務又は業務の大綱	
① 災害対策基本法第 68 条の 2 及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 1 項の規定に基づき県知事の要請を受けて、陸上自衛隊が災害派遣し、次の支援を行うものとする。	・ 人命救助、捜索及び被災者の救援等の緊急支援 ・ 生活必需品の輸送、生活道路の啓開及び 2 次災害防止等の応急支援
② 自衛隊法第 83 条第 3 項の規定に基づき富山駐屯地司令の判断により陸上自衛隊第 382 施設中隊が近傍災害派遣し、人命救助、捜索及び救護等の緊急支援を行うものとする。	

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社砺波郵便局・庄川郵便局	① 災害時における郵便業務の確保に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社富山地域鉄道部	① 鉄道輸送の安全確保に関すること。 ② 災害時における緊急輸送の確保と管理施設の災害復旧工事の実施に関すること。
N T T 西日本株式会社富山支店	① 電気通信施設の整備及び災害復旧に関すること。 ② 災害時における緊急通話の確保に関すること。 ③ 災害応急措置の実施に必要な通信の優先利用の確保に関すること。

株式会社NTTドコモ 北陸支社	① 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する こと。
KDDI株式会社	② 災害発生時における緊急通話の確保に関すること。
ソフトバンク株式会社	③ 災害発生時における緊急メール送信に関すること。
北陸電力株式会社とな み野営業所	① 電力供給施設の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。 ② 災害時における電力供給の確保に関すること。
北陸電力送配電株式会 社となみ野配電センター	① 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること ② 災害時における電力供給の確保に関すること
関西電力株式会社水力 事業本部庄川水力セン ター	① 庄川及びその水系に設置された電力供給施設の整備及び防 災管理に関すること。
関西電力送配電株式会 社庄川送配電センター	① 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること ② 災害時における電力供給の確保に関すること
中日本高速道路（株） 金沢支社富山高速道路事 務所	① 北陸自動車道及び東海北陸自動車道の災害予防措置に関す ること。 ② 災害応急措置の実施及び交通の確保に関すること。 ③ 災害復旧事業の実施及び除雪体制の確保に関すること。
富山県道路公社	① 能越自動車道の災害予防措置に関すること。 ② 災害応急措置の実施及び交通の確保に関すること。 ③ 災害復旧事業の実施及び除雪体制の確保に関すること。
日本赤十字社富山県 支部（砺波市地区）	① 救護活動に必要な災害情報の収集と連絡の通報に関するこ と。 ② 災害救援物資の保管及び配分に関すること。 ③ 赤十字奉仕団等への炊き出し等活動協力の要請に関するこ と。 ④ 災害救援金の募集受付及び送金に関すること。
日本通運株式会社砺波 支店	① 災害時における緊急輸送の確保に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
加越能バス株式会社	① 災害時における緊急輸送の確保に関すること。 ② 災害時における被災地との交通の確保に関すること。
土地改良区	① 水門、水路、ため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧

	に關すること。
富山県トラック協会 砺波支部	① 災害時における緊急輸送の確保に關すること。
砺波医師会	① 災害時における収容患者に対する医療の確保に關すること。 ② 災害時における負傷者等の医療救護及び医療班の派遣に關すること。
報道機関 (株)北日本新聞社、 (株)北国新聞社、北日本 放送(株)、富山テレビ放 送(株)、(株)チューリッ プテレビ、富山エフエム 放送株式会社、(一社) 富山県ケーブルテレビ 協議会	① 市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に關すること。 ② 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に關すること。
(一社)富山県エルピー ガス協会砺波支部	① 災害時における燃料供給活動への協力に關すること。
庄川水害予防組合	① 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に關すること。

7 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
JA となみ野	① 市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力に關すること。 ② 農作物、家畜、果樹及び園芸施設等の災害応急対策の指導に關すること。 ③ 被災農家に対する融資及びあっせんに關すること。 ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保・あっせんに関するこ と。 ⑤ 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に關すること。 ⑥ 災害時における主食食料の確保についての協力及びあっせ んに關すること。
砺波広域圏事務組合 水道事業所	① 災害時における水道水の確保に關すること。 ② 市が行う応急給水対策の協力に關すること。

日本水道協会富山県支部	① 応急給水及び施設の応急復旧に関すること。
富山県農業共済組合 砺波地域農業共済センター	① 市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 ② 農作物、家畜、果樹及び園芸施設等の災害応急対策についての指導に関すること。
富山県西部森林組合	① 市が行う林業団体の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 ② 被災組合員に対する融資のあっせんに関すること。
砺波商工会議所 庄川町商工会	① 市が行う商工関係被害調査及び融資希望者の取りまとめ並びに融資あっせん等の協力に関すること。 ② 災害時における物価安定についての協力に関すること。 ③ 救助物資、衛生医薬品、復旧資材、生活必需品及び生鮮食料品等の確保についての協力並びにあっせんに関すること。
(福) 砺波市社会福祉協議会	① 災害救助金品の募集、被災者の救援その他市が実施する応急対策への協力に関すること。 ② 災害時におけるボランティア団体の指揮・管理に関すること。 ③ 災害時における福祉避難所の開設・運営に関すること。
(福) 砺波福祉会 (福) となみ野会	① 災害時における福祉避難所の開設・運営に関すること。
自主防災組織、自治振興会等自治組織	① 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、救助物資の配給、防犯その他市が実施する応急対策への協力に関すること
婦人会等諸団体	① 市が実施する応急対策への協力に関すること。
日赤奉仕団砺波支部 日赤奉仕団庄川支部	① 市が実施する応急対策への協力に関すること。
となみ衛星通信テレビ(株)	① 災害時における緊急放送に関すること。 ② 被災状況、避難状況、復旧状況等の放送に関すること。
(株) エフエムとなみ	① 災害時における緊急放送に関すること。 ② 被災状況、避難状況、復旧状況等の放送に関すること。

8 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本アマチュア無線 富山県支部	① 災害時における情報連絡活動への協力に関すること。
砺波管工事業協同組合	① 災害時における上水道施設復旧活動への協力に関すること。
(協) 砺波市建設業協会	① 災害時における応急対策及び災害復旧の協力に関すること。
(社) 富山県測量設計業 協会	① 災害時における市管理公共土木施設等の被災状況の調査並びに応急対策及び災害復旧のための測量及び設計に関すること。
砺波市繊維商協会	① 災害時における生活必需品の供給活動への協力に関すること。
富山県石油商業組合 砺波支部	① 災害時における燃料（石油製品）供給活動への協力に関すること。
(社) 斜面防災対策技術 協会富山県支部	① 急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の調査及び応急措置への協力に関すること。
(社) 富山県構造物解体 協会	① 災害時における建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去への協力に関すること。
(一財) 北陸電気保安 協会 富山県電気工事工業 組合	① 災害時における電気施設等の応急復旧活動等への協力に関すること。
富山県地質業協会	① 災害時における応急対策及び災害復旧の協力に関すること。
北陸コカ・コーラボトリン グ(株)、イオン(株) 北陸事業本部、(株)大 阪屋ショップ、(株)砺 波給食、ドンキホーテ、 イオンリテール(株)近 畿・北陸カンパニー、N P O法人コメリ災害対 策センター	① 災害時における、食糧、飲料水、生活必需品の供給活動への協力に関すること。
(株) レンタルのニッケ ン高岡営業所	① 災害時における仮設トイレの供給活動への協力に関すること。

(株) ヨシカワ	① 災害時における仮設トイレ、発電機等の保有機材の供給活動への協力に関すること。
砺波市柔道整復師会	① 災害時における負傷者等の応急救護活動に関すること。
公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部富山県部会	① 災害時における下水道管路施設の被害調査及び応急措置への協力に関すること。
タワーパートナーズセミコンダクター株式会社砺波地区、柳瀬地区自主防災会	① 大規模災害時における社屋の一時避難所としての提供に関すること。
(一社) 富山県建築士事務所協会 (公社) 富山県建築士会	① 災害時における被災建築物応急危険度判定への協力に関すること。
砺波市地域住宅相談所	① 災害時における被災した住宅に関する相談への協力に関すること。

9 防災上重要な施設の管理者

施設管理者	事務又は業務の大綱
防火対象物の管理者	① 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関すること。 ② 災害時における応急対策及び被災施設の災害復旧に関すること。
危険物等施設の管理者	① 施設の整備等災害予防対策の実施に関すること。 ② 災害時における危険物等の保安措置の実施に関すること。

第3節 地震防災面からみた砺波市の特性

第1 基本的考え方

1 最大クラスの地震の想定

国、県及び市町村は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価を行っている文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」という。）と連携するものとする。

2 被害想定

国、県及び市町村は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、県、市町村、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。県、市町村においては、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努める。

第2 富山県の地形、地質、地盤の特性と県内の活断層と地震

1 地 形

本県は、本州日本海側の中央部に位置し、三方を山に囲まれ、東部は中部山岳地帯の北アルプスと境川によって新潟、長野県の両県と接し、西部は倶利伽羅峠を介して石川県と、南部は重畳たる飛騨山地を経て岐阜県と接しており、北部は富山湾を抱いて日本海に面している。

県土面積は、4,247 km²で東西 90 km、南北 76 kmにおよび、海岸線は 148.6 kmの延長を有している。東部から南部にかけては、北アルプスの大部分を占める高山性山地があり、その山地は黒部峡谷によって立山連峰と後立山連峰に二分される。これらの北端部は急峻な地形となって富山湾に臨んでいる。

南部は、飛騨山地が連なり、北側に丘陵地が広がり、西部には、医王山から加越国境の丘

陵性山地があり、さらに北に延びて能登半島基部の山地となっている。山地の高度は、東に高く、南から西に低くなり、中央部に呉羽山丘陵が突出して富山平野を二分している。

また、富山湾を抱くように富山平野が発達しており、東部は各河川の下流域において段丘化した扇状地平野を形成している。西部には、砺波平野の大部分を形成する庄川扇状地と射水平野があり、二上丘陵を隔てて氷見平野が発達している。山岳地帯から流れ出る河川は落差が大きく水量が豊かであり、神通川、庄川、小矢部川は飛騨山地に源をもち、常願寺川、早月川、片貝川、黒部川は北アルプスに源をもっている。

2 地 質

本県は、富山湾に向かって盆地状に傾いており、富山湾周辺に新しい地層が分布し、それから離れるにしたがって古い地層が分布している。

県東部から南部にかけての高山の地質は、先中生代の飛騨複合岩体（飛騨変成岩及び古期の深成岩類）を中心に、黒部川流域では中生代の新期深成岩類が、新潟県との境界付近や神通川流域から常願寺川上流にかけては、同じく中生代の堆積岩が広く分布している。

また、県南西部では中生代末から新生代古第三紀の火山岩類が分布し、立山火山周辺や雲の平、高峰山などには新生代第四紀の火山岩類が分布している。

これら山地の北縁部に新生代新第三紀の火山岩類が帯状に分布し、県南西部に広く分布している。

山地及び丘陵は新第三系より古い変成岩、火成岩、堆積岩からなり、それらは地盤として固結している。新第三紀と第四紀（更新世前期）は、堆積岩であり、固結及び半固結堆積物である。また、富山平野の大地を構成するのは第四系（更新世後期）で半固結堆積物であり、低地を構成するのは第四紀（完新世）の沖積層で未固結堆積物である。

3 活断層

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では、地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されている。

全国の主要な活断層については、地震調査研究推進本部において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表している。

現在公表されている活断層については、次のとおりである。

（1）砺波平野断層帯東部

(2) 砺波平野断層帯西部

(3) 呉羽山断層帯

＊ (1) ～ (3) については、第3において説明する。

(4) 庄川断層帯

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成される。全体の長さは約 67 km で、ほぼ北北西－南南東に延びる。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。最新活動時期は 11 世紀以後、16 世紀以前と推定され、平均活動間隔は約 3,600～6,900 年の可能性がある。

(5) 跡津川断層帯

跡津川断層帯は、富山県中新川郡立山町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯である。全体の長さは約 69 km で、ほぼ東北東－西南西方向に延びる。本断層帯は、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴う。平均的な右横ずれの速度は約 2～3 m／千年、最新の活動は 1858 年（安政 5 年）の飛越地震であったと推定される。その際には、約 4.5～8 m の右横ずれが生じた可能性がある。また、平均活動間隔は約 2,300 年～2,700 年と推定される。

(6) 牛首断層帯

牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯である。長さは約 54 km で、ほぼ北東－南西方向に延びており、右横ずれ を主体とする断層帯である。最新活動時期は 11 世紀以後、12 世紀以前、平均活動間隔は約 5,000 年～7,100 年と推定される。

(7) 魚津断層帯

魚津断層帯は、富山県下新川郡朝日町から同郡入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、中新川郡上市町に至る断層帯である。全体の長さは約 32 km で、概ね北北東－南南西方向に延びる。本断層帯は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴う。平均的な上下方向のずれの速度は、約 0.3m／千年以上の可能性があり、また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた 1 回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 8 千年程度以下の可能性がある。

(8) 森本・富樫断層帯

森本・富樫断層帯は、石川県河北郡津幡町から金沢市を経て白山市明島町付近（旧石川郡鶴来町）に至る、長さ約 26km の断層帯で、断層帯の東側西側に乗り上げる逆断層であ

る。過去数十万年間～数万年間においては、平均的な上下方向のずれの速度が概ね1 m／千年程度であった可能性がある。最新の活動は、約2,000年前以後、4世紀以前にあったと推定され、1回の活動によるずれの量は3 m程度、そのうち上下成分は2 m程度であった可能性がある。平均的な活動間隔について直接的なデータは得られていないが、1,700年～2,200年程度であった可能性がある。

(9) 邑知瀉（おうちがた）断層帯

邑知瀉断層帯は、石川県七尾市から鹿島郡中能登町、羽咋市、羽咋郡宝達志水町を経て、かほく市に至る断層帯である。全体の長さは約44kmで、ほぼ北東～南西方向に延びており、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は0.4～0.8m／千年程度と推定され、最新活動時期は、約3,200年前以後、9世紀以前と推定され、その際には、断層の南東側が相対的に2～3 m程度高まる段差や撓みが生じた可能性がある。平均活動間隔は1,200～1,900年程度であった可能性がある。なお、平成22年度に実施された「活断層の追加・保管調査」（「邑知瀉断層帯の活動性及び活動履歴調査（独立行政法人産業技術総合研究所）」）では、最新活動時期は、8～9世紀以降、16世紀以前の可能性があり、平均活動間隔は、800～1,500年程度であるとされた。

第3 砺波平野断層帯、呉羽山断層帯、森本・富樫断層帯及び邑知瀉断層帯の評価

富山県は、比較的安定した地盤に恵まれ、県内に発生したと思われる大規模な地震は少ないが阪神・淡路大震災、新潟県中越地震及び東日本大震災にみられるように、予想もしない所に突然発生し、甚大な被害をもたらすことがある。

市内の活断層は、地震調査研究推進本部から公表された砺波平野断層帯がある。また、市内に大きな被害をもたらす活断層として呉羽山断層帯、森本・富樫断層帯及び邑知瀉断層帯がある。

1 砺波平野断層帯

砺波平野断層帯は、砺波平野北西縁の高岡市から南砺市に至る砺波平野断層帯西部と、砺波平野南東縁の砺波市から南砺市に至る砺波平野断層帯東部からなる。

砺波平野断層帯西部は、長さ約26kmで、概ね北東-南西方向に延びる。この断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動（いするぎ）断層と法林寺（ほうりんじ）断層から形成される。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は0.3～0.4m／千年程度以上、最新の活動は約6,900年前以後、平均活動間隔は約6,000～12,000年もしくはこれらよりも短い間隔であったと推定される。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていない。

砺波平野断層帯東部は長さが約 21km で、北北東-南南西方向に延びる。この断層帯は、断層の南東側が北西側に対し、相対的に隆起する逆断層で、高清水（たかしょうず）断層から形成される。

本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は 0.3~0.4m/千年程度、最新の活動は約 4,300 年前以後、約 3,600 年前以前、平均活動間隔は 3,000~7,000 年程度であったと推定される。

2 呉羽山断層帯

呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約 22 km 以上とされているが、平成 23 年 5 月に発表された「呉羽山断層帯（海域部）成果報告書（富山大学、地域地盤環境研究所）」では、海域で実施した音波探査の結果、海域部分の全長 12.7 km、総延長約 35 km とされた。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は 0.4~0.6 m/千年程度、最新の活動は約 3,500 年前以後、7 世紀以前であった可能性がある。また、既往の研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた 1 回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 3,000~5,000 年程度であった可能性がある。

3 地震調査研究推進本部がまとめた砺波平野断層帯、呉羽山断層帯、森本・富樫断層帯及び 邑知瀉断層帯の評価結果

地震調査研究推進本部がまとめた砺波平野断層帯、呉羽山断層帯、森本・富樫断層帯及び邑知瀉断層帯の評価結果は次のとおりである。

砺波平野断層帯西部では、全体が一つの区間として活動する可能性があり、マグニチュード 7.2 程度の地震が発生する可能性がある。この場合、断層の近傍の地表面には、たわみや段差が生じ、全体として西側が東側に対して相対的に 2m 程度高まる可能性がある。本評価で得られた地震発生 of 長期確率には幅があるが、その最大値をとると、本断層帯西部は、今後 30 年の間に地震が発生する可能性は、我が国の主な活断層の中では「S ランク（高いグループ）」に属すると推定される。

砺波平野断層帯東部では、全体が 1 つの区間として活動する場合、マグニチュード 7.0 程度の地震が発生すると推定される。その際に、断層近傍の地表面では、断層の南東側が北西側に対して相対的に 1.5m 程度高まる段差や撓みが生じると推定される。本評価で得られた地震発生 of 長期確率には幅があるが、その最大値をとると、砺波平野断層帯東部は、今後 30 年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では「S ランク（高いグループ）」に属すると推定される。

呉羽山断層帯では、全体が一つの区間として活動する可能性があり、マグニチュード 7.2

程度の地震が発生する可能性がある。この場合、断層の近傍の地表面には、たわみや段差が生じ、全体として北西側が南東側に対して相対的に2m程度高まる可能性がある。

本断層帯は、我が国の主な活断層の中では「Aランク（やや高いグループ）」に属すると推定される。

森本・富樫断層帯では、断層帯全体が一つの区間として活動すると推定され、マグニチュード（M）7.2程度の地震が発生すると推定される。過去の活動が十分に明らかではないため信頼度は低いですが、本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率には幅があるが、その最大値をとると、本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では「Sランク（高いグループ）」に属することになる。

邑知潟断層帯は、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定される。その際には、断層の南東側が相対的に2－3m程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。本断層帯では、活動間隔の長さと比較して最新活動時期の幅が広いことから、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生 の長期確率を求めている。そのため信頼度は低いですが、将来このような地震が発生する長期確率では、本断層帯は今後30年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中では「Aランク（やや高いグループ）」に属することになる。

富山県に被害を及ぼした主な地震

西暦（和暦）	地域（名称）	マグニチュード	主な被害
863.7.30 （貞観5）	越中・越後	不明	山崩れ、住家損壊、湧き水有り、 圧死多数
1586.1.18 （天正13）	畿内・東海・東山・北陸 諸道	7.8	高岡市南西部の木舟城が崩壊し、 圧死者多数
1858.4.9 （安政5）	飛騨・越中・加賀・越前 （飛越地震、飛騨地震とも 呼ばれる。）	7.0～7.1	常願寺川の上流がせき止められ、 後に決壊して、死者140人、家屋 倒壊及び同流出1,612戸、大山町 で山崩れにより死者36人
1891.10.28 （明治24）	（濃尾地震）	8.0	越中で家屋全壊2戸
1933.9.21 （昭和8）	七 尾 湾	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂
1944.12.7 （昭和19）	東 南 海	7.9	不明
1948.6.28 （昭和23）	福 井	7.1	県西部にて被害

1952.3.7 (昭和 27)	大 聖 寺 沖	6.5	硝子破損
1993.2.7 (平成 5)	能 登 沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害
2007.3.25 (平成 19)	能登半島	6.9	重傷 1、軽傷12 非住家一部損壊 5
2007.7.16 (平成 19)	新潟県中越沖	6.8	軽傷 1
2020.3.13 (令和 2)	能登半島	5.5	軽傷 2

第4 地震災害の特性

大規模な地震は、一般建築物の倒壊、崖崩れ、老朽ため池崩壊等の被害を発生させることが多く、市庁舎、消防庁舎等の防災拠点施設の倒壊も懸念されることから、その対応策を検討しておく必要がある。

なお、本市の住宅には木造建築が多く、同時多発火災が発生するおそれがある。この場合、人命、財産の被害は、火災が発生しない場合に比べ大きな被害となるため、避難計画等の充実が必要である。

また、積雪時において地震が起きると、屋根雪の重みにより通常の場合に比して倒壊家屋が多くなり、避難場所、避難路の確保等に支障が生じることが懸念されることから、将来の地震規模の予測に基づき対応策の検討が必要である。

砺波平野断層帯、呉羽山断層帯の活断層位置図



- 1 : 安居地点 2 : 法林寺地点 3 : 井波地点 4 : 山見地点
 5 : 東城寺地点 6 : 菰谷地点 7 : 安田城趾地点 8 : 丘の夢牧場地点
 A, B : 反射法弾性波探査測線 A : 文献8 B : 文献7
 ● : 断層帯の北端と南端
 断層の位置は文献1, 3, 4, 8, 10及び11に基づく。
 基図は国土地理院発行数値地図200000「富山」「高山」「七尾」「金沢」を使用。

森本・富樫断層帯の活断層位置図



図2 森本・富樫断層帯の活断層位置と主な調査地点

1：利屋地点 2：梅田北地点 3：梅田南地点 A、B：反射法弾性波探査測線

●：断層帯の北端と南端

活断層の位置は東郷ほか（1998a, b）及び東郷（2000）に基づく。

基図は国土地理院の「数値地図 200000（地図画像）」「七尾」及び「金沢」を使用。

邑知潟断層帯の活断層位置図



図2 邑知潟断層帯の位置と主な調査地点

1：水白地点 2：本江地点 3：宇土野地点

A-C：反射法弾性波探査測線

A、B：文献9 C：文献6

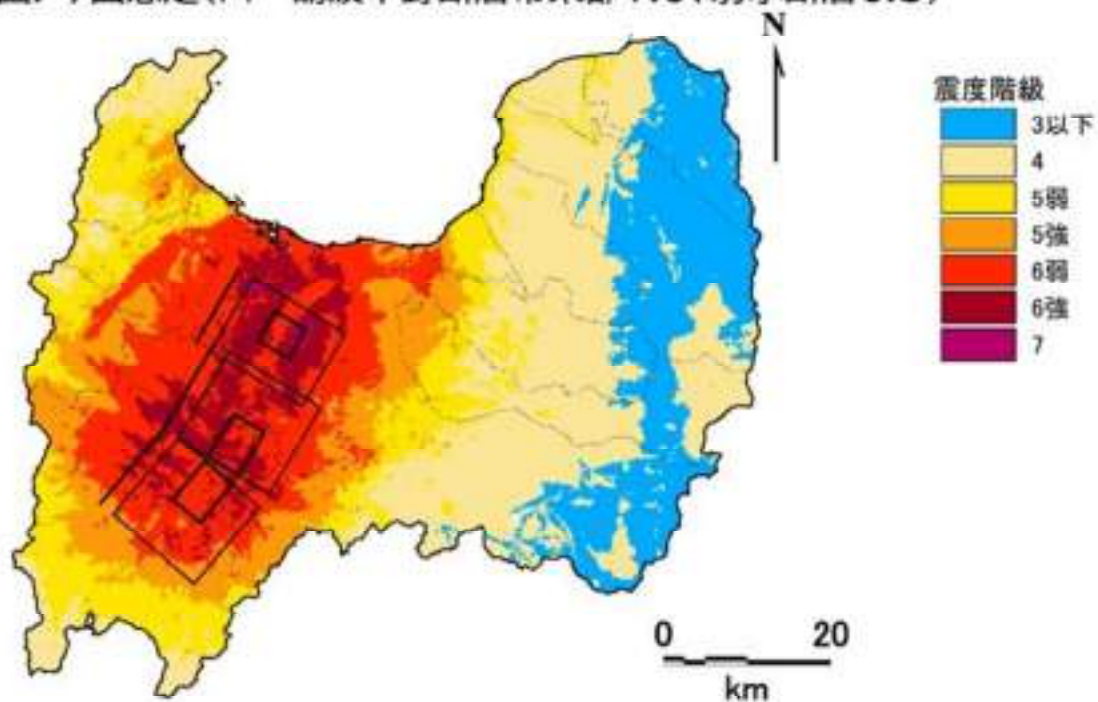
※：断層帯の北東端と南西端

断層の位置は文献2、4、5及び7に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図200000「七尾」を使用。

砺波平野断層帯東部（高清水断層）＋射水断層

図. 今回想定(M=砺波平野断層帯東部7.0、射水断層6.3)

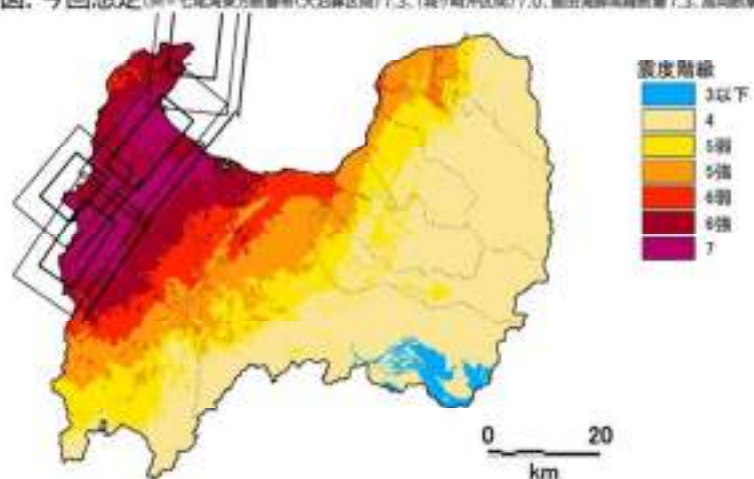


✓ 震度のポイント

→ 富山市、砺波市、南砺市、射水市の一部地域に震度7が分布。

七尾湾東方断層帯＋飯田海脚南縁断層帯＋高岡断層＋砺波平野断層帯西部

図. 今回想定 (M=七尾湾東方断層帯(大泊断層)7.3、(城ヶ崎沖区間)7.0、飯田海脚南縁断層7.3、高岡断層7.1、砺波平野断層帯西部(法林寺断層)7.0、(石動断層)6.9)



✓ 震度のポイント

→ 氷見市、高岡市、小矢部市、砺波市、南砺市、射水市に震度7が広く分布。

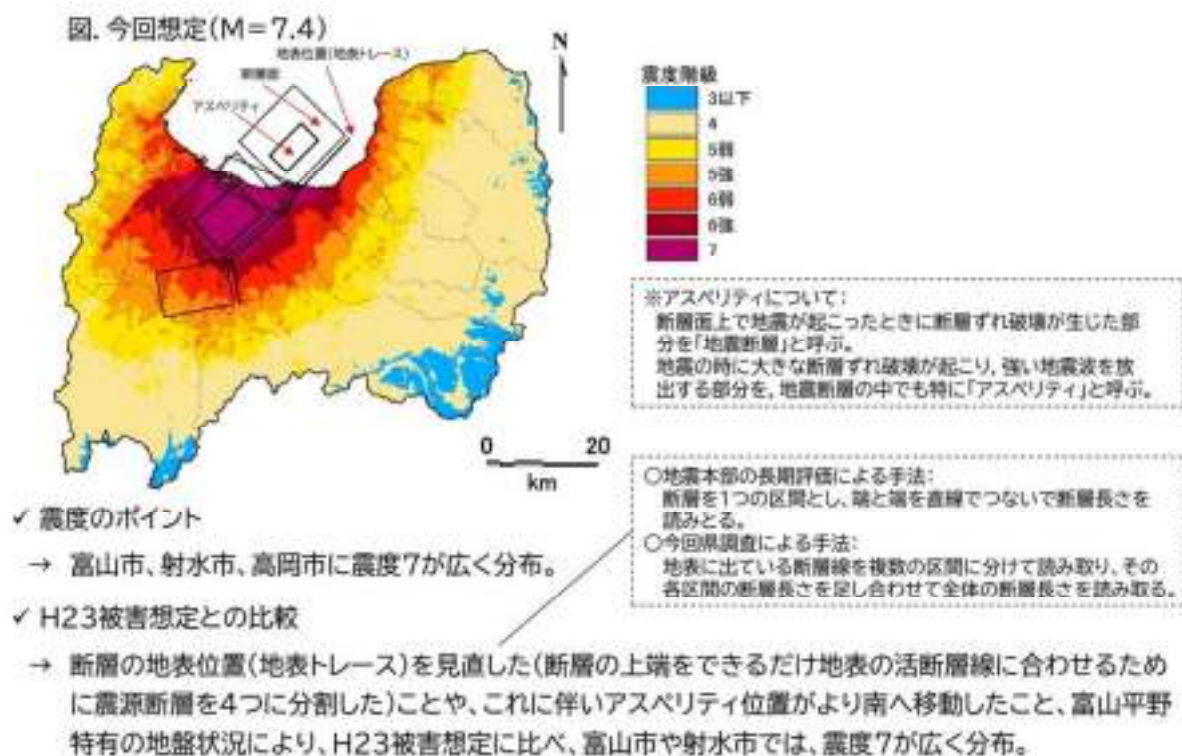
✓ H29被害想定との比較

→ H29被害想定では、砺波平野断層帯西部(法林寺断層＋石動断層)を対象。

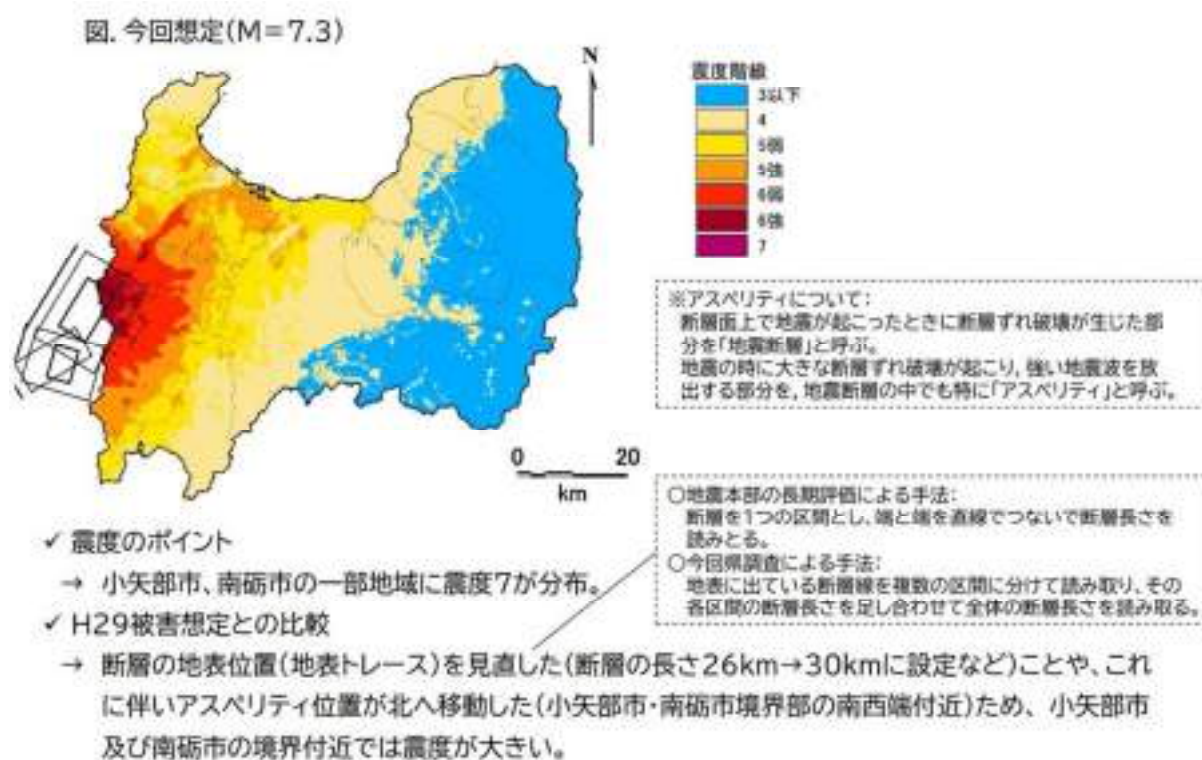
→ 今回調査では、上記に加えて七尾湾東方断層帯、飯田海脚南縁断層、高岡断層を含めた断層の連動ケースを想定。

→ 新たに高岡断層を対象に加え、法林寺断層と石動断層がほぼ同時に震源断層になるように設定したため、全体の震度が大きくなった。

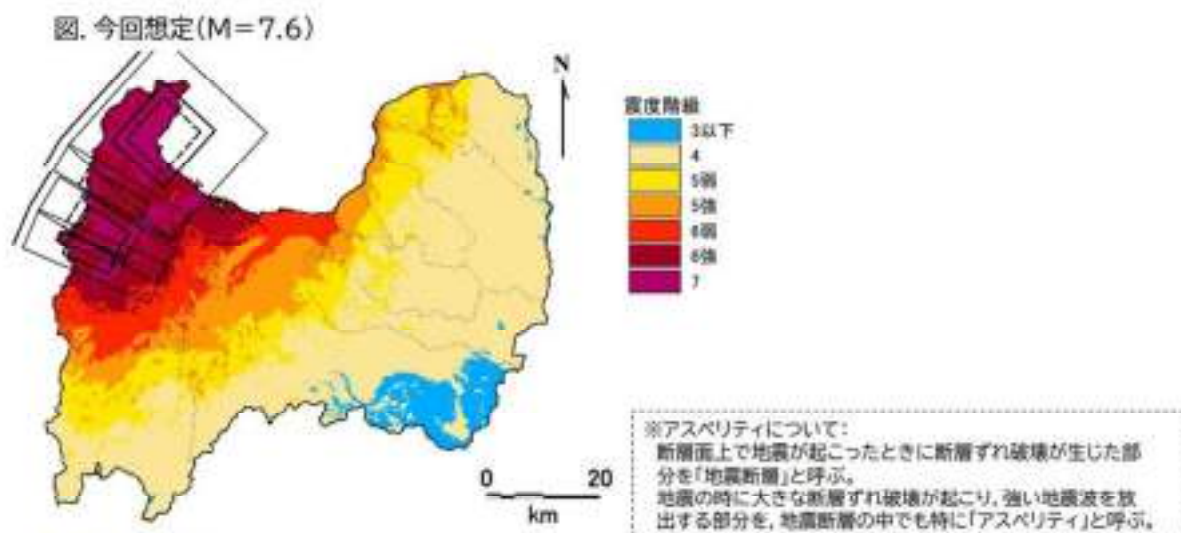
呉羽山断層帯



森本・富樫断層帯



邑知潟断層帯



✓ 震度のポイント

→ 氷見市、高岡市、砺波市、小矢部市、射水市に震度7が分布。

✓ H29被害想定との比較

→ 断層幅を広く設定(18km→28km)したことにより、震源断層面が増加したこと、これに伴いアスぺリティ位置が西へ移動(氷見市側へ)したため、氷見市西部の震度は大きい。

第5 県による被害想定

県が行った地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、法林寺断層、呉羽山断層帯、砺波平野断層帯西部、森本・富樫断層帯及び邑知潟断層帯を震源とする直下型地震が発生した際の危険度を示す。

(1) 被害想定の項目

ア 呉羽山断層帯を震源とする直下型地震が発生した際の、富山県全域の震度分布、液化危険度を示す。

イ 市全域の物的、人的被害を予測する。

(2) 前提条件

ア 法林寺断層地震

(ア) 法林寺断層地震にあつては、平成13年3月の調査結果に基づくデータを用いた。

法林寺断層を震源とする地震の被害想定

人的被害		建物被害		ライフライン被害		道路被害
負傷者数	死者数	全 壊	半 壊	上水道	下水道	7 箇所
560 人	0 人	6 戸	7 戸	19 箇所	2 箇所	

イ 呉羽山断層帯地震

(ア) 被害想定に必要な各種データは、富山県人口移動調査（平成23年1月1日現在）の人口・世帯データや平成22年度固定資産税課税データ等を用いた。

(イ) 火災（出火、延焼）の予測は、風速3m/秒、風向きは南西とし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。

(ウ) 被害想定は、基本的に県下を250mメッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

呉羽山断層を震源とする地震の被害想定

物的被害						人的被害	
建物被害		火災・延焼	落下物	ブロック塀等の倒壊	自動販売機の転倒	死者	避難所避難者
全壊（棟）	半壊（棟）	（棟）	（棟）	（件）	（件）	（人）	（人）
826	16,083	0	30	631	145	18	9,454

ウ 砺波平野断層帯西部地震

- (ア) 被害想定に必要な各種データは、富山県人口移動調査（平成29年1月1日現在）の人口・世帯データや平成29年度固定資産税課税データ等を用いた。
- (イ) 火災（出火、延焼）の予測は、風速8m/秒、風向きは各地域の実情によるものとし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。
- (ウ) 被害想定は、基本的に県下を250㎡メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

砺波平野断層帯西部を震源とする地震の被害想定

物的被害						人的被害	
建物被害		火災・延焼	落下物	ブロック塀等の倒壊	自動販売機の転倒	死者	負傷者
全壊（棟）	半壊（棟）	（棟）	（棟）	（件）	（件）	（人）	（人）
468	4,508	0	0	0	0	1	335

エ 森本・富樫断層地震

- (ア) 被害想定に必要な各種データは、富山県人口移動調査（平成29年1月1日現在）の人口・世帯データや平成29年度固定資産税課税データ等を用いた。
- (イ) 火災（出火、延焼）の予測は、風速8m/秒、風向きは各地域の実情によるものとし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。
- (ウ) 被害想定は、基本的に県下を250㎡メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

森本・富樫断層を震源とする地震の被害想定

物的被害						人的被害	
建物被害		火災・延焼	落下物	ブロック塀等の倒壊	自動販売機の転倒	死者	負傷者
全壊（棟）	半壊（棟）	（棟）	（棟）	（件）	（件）	（人）	（人）
38	2,313	0	1	0	0	0	131

オ 邑知潟断層地震（ケース4）

- (ア) 被害想定に必要な各種データは、富山県人口移動調査（平成29年1月1日現在）の人口・世帯データや平成29年度固定資産税課税データ等を用いた。
- (イ) 火災（出火、延焼）の予測は、風速8m/秒、風向きは各地域の実情によるも

のとし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。

- (ウ) 被害想定は、基本的に県下を250㎡メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

邑知潟断層を震源とする地震の被害想定（ケース4）

物的被害						人的被害	
建物被害		火災・延焼	落下物	ブロック塀等の倒壊	自動販売機の転倒	死者	負傷者
全壊（棟）	半壊（棟）	（棟）	（棟）	（件）	（件）	（人）	（人）
5,526	9,659	53	1,330	59	0	124	1,147

第6 独立行政法人消防研究所による被害想定

高清水断層地震（砺波平野断層帯東部）については、平成7年度に自治省消防庁消防研究所（現 独立行政法人 消防研究所）において阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震の諸元や発生時間に関する様々なケースに対し、容易かつ短時間に被害規模を想定し、防災上有効な情報を提供することを目的として開発された簡易型地震被害想定システムによる被害想定を用いた。

- (ア) 発生想定日時は平成28年5月30日午前7時12分に設定した。

- (イ) 地震の規模はマグニチュード 7.0 震源深さ10キロに設定した。

高清水断層を震源とする地震の被害想定

家屋被害数（件）	出火件数（件）	死者数（人）
408.3	8.5	18.2

第7 砺波市に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部）

地震調査研究推進本部は、全国の主要な113の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価している。

本市に関わる活断層の地震評価として、平成14年12月（平成20年5月一部改訂）に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成13年12月（平成25年11月一部改定）に森本・富樫断層帯、平成17年3月に邑知潟断層帯の長期評価結果が公表されている。

地震発生確率では、砺波平野断層帯東部、呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は「Sランク（高いグループ）」、砺波平野断層帯西部断層帯及び邑知潟断層帯は「Aランク（やや高いグループ）」に属する。（30年以内の地震発生確率が3%以上は「Sランク（高いグループ）」、0.1%以上～3%未満を「Aランク（やや高いグループ）」としている。）

《長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）》

活断層名	主な活断層 における 相対的評価	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)	A	M7.2	ほぼ0%～2% もしくはそれ以上	約6,000年～12,000年 もしくはそれ以下	約6,900年前 ～1世紀
砺波平野断層帯東部 (高清水断層)	S	M7.0	0.04%～6%	3,000年～ 7,000年程度	約4,300年前 ～3,600年前
呉羽山断層帯	S	M7.2	ほぼ0%～5%	3,000年～ 5,000年程度	約3,500年前 ～7世紀
森本・富樫断層帯	S	M7.2	2%～8%	1,700年～ 2,200年程度	約2,000年前 ～4世紀
邑知潟断層帯	A	M7.6	2%	約1,200年～ 1,900年程度	約3,200年前 ～9世紀

第8 社会構造の変化への対応

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられ、国、公共機関、県、市、防災関係機関等は、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることが肝要である。

1 都市構造の変化

市街地の拡大に伴って、建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。

2 生活環境の変化

ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

3 コミュニティ活動の停滞

本市においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育

成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

4 要配慮者の増加

高齢者（とりわけ一人暮らしの高齢者）、障がい者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

5 男女共同参画の視点を取り入れた防災

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

6 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な住宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

第9 減災目標の設定

地震防災対策特別措置法では、県地域防災計画において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとされている。

このため、県が示している本市に大きな影響を及ぼす可能性がある呉羽山断層帯及び邑知潟断層帯による地震についての減災目標を参考とし、計画的に地震防災対策の充実を図るものとする。

1 減災目標

呉羽山断層帯及び邑知潟断層帯による地震の死者数を半減する。

重点施策	内 容
地震災害予防 対策の推進	・防災関係者の育成や対処能力向上を図るための、富山県広域消防防災センターにおける高度で実践的な訓練の推進 ・自主防災組織が実施する住民が主体となった実践的な地震避難訓練の推進 ・学校における防災教育の推進 ・防災管理の推進
地震に強いまちづくり	・防災士の育成による地域防災力の強化 (人口1万人当たりの防災士数 目標 R1 36.06人→R8 40.0人) ・災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性確保や発電設備・資機材の充実 ・防災拠点施設の耐震性確保の推進 ・広域医療搬送の体制整備の推進 ・道路・橋梁、港湾、河川、砂防、海岸、下水道等の公共土木施設や農業水利施設の地震対策の充実 ・荒廃河川や土砂災害警戒区域における砂防施設等の整備など土砂災害対策の推進 ・耐震診断及び耐震改修に対する支援、市・団体等と連携した周知・啓発などによる木造住宅の耐震化の推進 (目標 68%→ 85% 数値目標は富山県) ・ライフライン施設・設備の耐震性の確保
地震災害応急 対策の充実	・関係機関が連携したライフライン施設・設備や緊急輸送道路の迅速な応急復旧対策の推進 ・医療救護に係る連絡、医療救護・保健班の派遣、医療救護所の設置運営に係る体制整備の推進 ・災害救援ボランティアの円滑な受入れと効果的な活動に向けた体制の整備の推進 ・非常食及び生活必需品等の備蓄の確保 ・他関係機関との連携強化など、広域的な災害時応援体制の充実

地震災害 復旧・復興対策 の充実	・ 就労支援、税の免除など被災者の生活再建支援 ・ 既往債務の償還猶予、償還期間の延長など中小企業、農林漁業者への支援 ・ 激甚災害指定による復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧 ・ 道路、河川管理施設など公共土木施設の復旧計画の早期策定 ・ 関係機関等の応援を必要とする業務や受入体制等を事前に定めておく 受援計画の早期策定
---------------------------------	--

第 2 章

地震災害予防対策

第2章 地震災害予防対策

第1節 地震災害予防対策を推進するための体制整備

1 市防災会議の充実

本市に係る地震災害予防対策を推進するため、防災会議を必要に応じて開催し、防災計画の作成、見直し及び実施を推進する。

（資料 5-1 砺波市防災会議条例）

2 砺波市地域防災計画検討委員会等の検討

砺波市地域防災計画の策定、修正及び計画の進捗状況の点検に関し、砺波市地域防災計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、必要に応じて会議を開催する。また、検討委員会内に専門的な事項を調査及び検討するため、砺波市地域防災計画専門部会を設置し、調査、研究及び検討を行い、その資料を検討委員会に提出する。

3 防災関係機関との連携

市と県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共団体、指定地方公共団体、公共的団体及び協力機関が、計画に基づいた地震災害対策を講じるよう、連携を図る。

第2節 被害の発生防止・拡大防止対策の推進

第1 地震に強いまちづくりの推進

本市には、出町市街地を中心に木造家屋が密集し、地震災害に対して脆弱な地域が存在する。こうした地域では、地震による被害がより拡大する可能性があるため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、避難路・避難場所の整備、防災空間の整備、市街地の再開発による整備、建築物の耐震不燃化等地震に強いまちづくりを着実に推進する。

第2 都市の防災化

1 都市の防災化 【企画政策課／都市整備課】

都市の防災化は、災害予防対策の基本であるため、市の「都市計画マスタープラン」など、まちづくりの方針と連携を図りながら、都市基盤の整備、都市環境の向上などにより、総合的な災害対策を講じるものとする。

(1) 防災ブロックの形成

大規模な地震が発生した場合、最も甚大な被害をもたらすと予想される市街地大火から、市民の生命と財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地においては、延焼遮断帯の整備及び防災ブロックの形成により、安全で住みよいまちづくりを目指すものとする。

ア 延焼遮断帯の整備

延焼火災に対する方策として、市街地をブロック化し、延焼遮断帯で囲むことにより、隣接ブロックへ延焼しないような対策を講ずることが重要である。

このため市は、帯状の都市施設である道路、河川、鉄道及び公園（緑道）を骨格とし、必要に応じて、建物の不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。

イ 防災ブロックの形成

防災ブロックとは、延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備することにより、都市全体としての防災機能の向上を図るものである。

このため、この防災ブロックが段階的かつ効果的に形成されるよう、市、県及び関係機関は、密接な連携を図るものとする。

(2) 防災空間の整備拡大

地震災害による被害を軽減するため防災空間の整備、緑地の確保及び街路、公園等の整備の促進に努めるものとする。

避難場所の少ない市街地及びその周辺については、緩衝地帯、避難場所などを整備するものとする。

ア 都市公園の整備

地震災害が発生したとき、避難、救援活動の拠点として重要な役割を果たす都市公園の計画的な整備を図るものとする。

また、園内において耐火性に優れた植栽帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性防火水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。

イ 土地区画整理事業

道路、公園、上下水道、その他都市基盤の整備された宅地の計画的な造成を図るものとする。このため出町市街地及び周辺において土地区画整理事業を進める。

2 道路・橋梁の整備【土木課／都市整備課】

道路は、地震災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすのみならず、防災空間として火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに資するところが多い。橋梁についても道路の一部として道路と一体となって都市防災上大きな役割を担っている。

このため、地震災害に強いまちづくりの一環として、防災上の観点から、広幅員となる幹線道路及び橋梁の整備、長寿命化などを促進する。

また、地震災害時の交通の遮断を避けるため、代替性を確保した道路交通体制の整備を行うとともに、電線類の地中化により、電柱の倒壊等による災害の防止に努める。

3 都市計画【都市整備課／上下水道課／砺波消防署】

都市計画では、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて、都市計画区域の指定や用途地域等を指定している。市街地地域は、無秩序な市街化を防止するため、積極的に土地区画整理事業、市街地開発事業等の市街地の面的整備に取り組み、幹線道路、公園等の不燃空間を確保した災害に強い都市基盤の整備を図るものとする。

また、開発行為の許可制度を補完するための砺波市開発指導要綱等に基づき道路、上・下水道施設、消防水利施設、消雪施設等の整備、公園緑地設置等について開発行為の起業者に対し、指導を行うものとする。

第3 建築物の耐震不燃化の促進

市は、建築物の安全を期するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）による防災上、構造上の検査、指導を強化するとともに、同法及び消防法（昭和23年法律第186号）に定められた特殊建築物、大規模建築物並びに防火地域、準防火地域等の指定区域内の一般建築物に対する防災上、避難上の構造並びに施設基準に基づいて規制を行い、建築物の不燃化、耐震化、耐雪化と火災発生の予防措置を図るものとする。

1 防火地域等の指定【都市整備課／砺波消防署】

市の密集市街地において火災を防御するため、都市計画法による防火・準防火地域の指定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行ってきた。今後も、都市化の動向と公共施設の整備状況をみながら、砺波市街地、密集地火災防ぎょ計画（平成30年4月策定）に基づき、防火・準防火地域の適切な区域設定を行う。

2 建築物の火災耐力の向上促進【都市整備課】

市街地では、建築物が密集しており、地震による火災の被害が生じるおそれがあり、火災が発生した場合に他の建築物に被害が及ばないように土地区画整理事業、市街地再開発事業及び住宅市街地総合整備事業により密集地区の耐火建築を促進する。

3 建築物の耐震化【企画政策課／財政課／都市整備課／教育委員会】

（1）公共建築物

地震災害において、被災者の主要避難施設及び防災拠点となる認定こども園、学校、病院、地域体育館等の公共建築物の安全性を確保するため、昭和56年5月以前に建設された施設については、順次耐震診断を行い、重要度、建築時期等を考慮して、計画的かつ総合的に耐震改修を進めることとし、耐震性の確保、強化を図るものとする。

また、非構造部材の地震被害を防ぐため、天井、外壁、ガラス、設備機器などの点検及び耐震化を進める。

（2）一般建築物

昭和56年5月以前に着工して建てられたものにあつては、耐震診断を行い、改修工事を行うよう市民に周知するものとする。

また、屋内にある家具等により下敷きになることが危惧されることから、家具等の固定を行うなど転倒防止策を施すよう市民に周知するものとする。

4 耐震性向上のための支援措置【都市整備課／県建築住宅課】

(1) 県の支援措置【県建築住宅課】

県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定により作成した県耐震改修促進計画に基づき、下記の各支援措置を実施する。

また、(一社)富山県建築士事務所協会の協力を得て、当該協会内に「富山県耐震診断等評定委員会」を設置し、耐震診断や耐震改修の技術の向上を図るほか、関係団体に対して、建築物耐震診断技術者の養成・技術向上のための講習会及び一般県民向け講習会の開催を支援し、耐震化に関する知識の普及に努めている。

ア 住宅の耐震改修促進

地震発生時における木造住宅等の倒壊による災害を防止するため、県と市が連携して住宅の耐震化を行おうとする者に対し支援を行うとともに、県単独の住みよい家づくり資金による融資を行い、住宅の耐震改修を促進する。

(資料 8-5-1 住宅の耐震改修)

(資料 8-5-2 県木造住宅耐震診断支援事業)

イ 住宅・建築物安全ストック形成事業(うち住宅・建築物耐震改修事業)

県及び市が作成する耐震改修促進計画等に基づき、一定以上の規模及び用途の建築物について行う耐震診断、耐震改修及び建替えに関する事業に対し、国、県及び市が連携して補助を行うことにより、住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図り耐震改修を促進する。

ウ 中小企業施設の耐震化

中小企業の防火対策として、県制度融資(防災・減災対策促進資金)、中小企業高度化資金により耐震・耐火構造の事務所、工場、店舗等の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進める。

(ア) 防災・減災対策促進資金

(イ) 中小企業高度化資金

・ 協同防災施設事業

中小企業が中小企業高度化事業を行うにあたり災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合の被害拡大を防止するために必要な施設を設置する。

・ 設備リース事業

中小企業の事業活動に係る安全衛生の確保のための設備を組合が一括取得し、組合員(4人以上)に賃貸(リース)する。

(2) 県木造住宅耐震診断改修等支援補助事業【都市整備課】

ア 市木造住宅耐震改修事業

地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、住宅の耐震診断をして耐震改修を行う者に対し、その一部を補助する。

イ 市危険ブロック塀等撤去対策事業

地震発生時における危険ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、避難路に面する危険ブロック塀等の除去又は設置を行う者に対し、その一部を補助する。

ウ 市住宅瓦屋根耐風改修支援事業

地震や台風により、住宅の屋根瓦がはがれたり、吹き飛ばされる被害を防止するため、有資格者による耐風診断をして耐風の全面改修を行う者に対し、その一部を補助する。

(資料 8-5-2 県木造住宅耐震診断支援事業)

(資料 8-5-3 市木造住宅耐震改修支援事業)

(資料 8-5-4 市危険ブロック塀等撤去支援事業)

(資料 8-5-5 市住宅瓦屋根耐風改修支援事業)

第3節 都市基盤等の安全性の強化

地震災害の軽減を図るためには、都市の不燃化等防災都市づくりを進めるとともに、都市機能を支える道路、鉄道、河川等や電力、ガス、水道、通信等のライフライン施設の耐震化、安全性強化を進めることが必要である。また、最近の地震においては、高層建築物の増加等による落下物被害、開発等による擁壁、がけ等の崩壊、土砂災害等の被害、宅地開発による液状化が発生しており、その安全性が求められている。

こうした、地震による被害の防止・軽減の被害軽減のために防災関係機関は、都市基盤の安全性の強化に努めるものとする。

第1 公共土木施設等の耐震性の強化

公共土木施設等は、都市機能の根幹をなすものであり、地震災害時には、輸送活動の再開等、復旧の基本となるものである。

このため、市及び関係機関は、連絡調整を密にし、公共土木施設等のバランスのとれた整備促進に努めるとともに耐震性の強化を推進する。

構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、緊急輸送道路における橋梁など特に重要な施設については、地震災害時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。

また、既存の施設が地震災害時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。

1 道路、鉄道施設の整備【土木課／西日本旅客鉄道（株）富山地域鉄道部】

(1) 道路施設

道路は、地震災害時における市民の避難、消防・医療活動、緊急物資の輸送及び火災の延焼防止等多様な機能を有している。

このことから、これらの施設が、地震時においてもその機能を発揮できるようにするため、次により耐震性に配慮した施設の整備を積極的に推進する。

ア 定期的に点検を行い、これに基づき、緊急輸送道路など緊急度の高い箇所から順次、改築及び耐震補強工事を実施する。

イ 橋梁については、緊急輸送道路上の橋梁等、重要な箇所から計画的に耐震対策を推進する。

ウ 冬期間における交通確保についても重要な課題であるため、除雪体制を強化する。

その他スノーシェッド等の雪寒対策施設についての整備に努めるとともに、耐震性に

配慮した整備に努める。

(2) 鉄道施設

鉄道は、大量輸送機関であることから、地震による被害が生じた場合には、多数の死傷者が発生する事故に結びつくおそれがある。

このため、鉄道事業者は、定期的な安全点検を実施するとともに、耐震基準に応じた施設の改良整備等を進め、人命の安全の確保に努める。

2 河川等の整備【土木課／上下水道課／農地林務課】

本市は、庄川によって形成された扇状地の上に市街地や集落を形成している。このため、一旦破堤すれば、洪水が扇状に拡散し、浸水被害が予想されるため、河川の災害防止は古くから市の主要課題となってきたところである。

(1) 河川の整備

ア 堤防・護岸の亀裂・沈下等を早期に発見するため、堤防の伐木、除草を実施し、河川巡視などにより日常の管理を十分行う。

イ 地震に起因する堤防の沈下により生じる浸水被害を防止するため、耐震性の不足している河川構造物等について、緊急度の高いものから順次対策を進める。

(2) 水防倉庫の設置及び資機材の点検

水防管理者は累年の洪水により危険にさらされる河川に水防倉庫を設置するものとし、水防に必要な資機材の整備点検を実施するものとする。

(3) 農業用ため池及び用排水施設の整備

用排水路等の被災は、下流域の人家や一般公共施設にも被害が及ぶことが予想されるため、耐震性の不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化等により機能の低下や脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備する。

3 土砂災害の防止【土木課／農地林務課】

本市は、市域の4割が山地又は丘陵地となっており、傾斜地やがけ地に近接した住宅が存在する。また、豪雨や豪雪に見舞われやすい条件下にあることや、山地の地質が脆弱であることから、地理的・自然的にも土砂の崩壊が発生しやすい状況となっている。

地震による土砂災害は、発生が事前に予測しにくいことと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。

このため、市及び関係機関は、土砂災害のおそれのある箇所（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止な

どの防災施設の整備に努める。

また、土砂災害から人命を守るため、危険個所の区域において警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。

（資料 1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表）

（資料 1-4-1 地すべり危険箇所一覧表（国土交通省所管））

（資料 1-4-2 地すべり発生危険地区一覧表（農林水産省林野庁所管））

（資料 1-4-3 地すべり危険箇所一覧表（農林水産省農村振興局所管））

（資料 1-5 土石流危険渓流一覧表）

（資料 1-6 崩壊土砂流出危険地区一覧表）

（資料 1-13 建築基準法による災害危険区域）

（資料 1-16 土砂災害ハザードマップ）

（資料 1-17 土砂災害（特別）警戒区域）

第2 ライフライン施設の安全性の強化

上・下水道、電力、通信及びガスの各施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものである。このため、地震災害時に被害を受けると、都市機能そのものの麻痺につながり、市民生活にも大きな支障が生じることから、防災性の強化を進める。

なお、電力及び通信の各施設の整備については、各機関がそれぞれの事業計画により担当するものとし、情報連絡体制を強化する。

1 災害用防災井戸の整備【総務課】

市は、所管施設の既存井戸を応急用の生活用水（飲料を除く）として活用できるようにし、災害時の水源の確保を図るものとする。

(1) 公共施設における代替水源の確保と機能強化

指定避難所等の公共施設に設置されている既設井戸について、災害時の代替水源として有効活用するため、既存電気施設を改修した応急給水栓の設置や、停電時でも揚水可能な手押しポンプの設置など、防災機能を強化するための整備を計画的に推進する。

2 上水道施設の整備【上下水道課】

市は、地震災害時における給水機能を可能な限り維持し、市民の生活用水を確保するためには、上水道施設の耐震性を強化し、発災に伴う被害を最小限にとどめることが大切である。

このため、平時においても、地震災害対策上の各種図面を整備し、施設の耐震性向上に留意した改良、整備を推進し、地域情報ネットワークの整備にも努める。

(1) 緊急時対策

- ア 応急給水及び応急復旧の行動指針を作成する。
- イ 応急給水を円滑に実施するため、日頃から自主防災組織等と意見交換を行い、共同訓練等の実施に努める。
- ウ 応急対策に活用しやすい水道管路図面を整備する。
- エ 応急給水、応急復旧に必要な資機材を平素から整備増強しておくとともに、民間借り上げ資機材については、十分事前に協議を行い文書による取り決めをしておく。
また、資機材が水道事業者間で共用できるよう、仕様・規格の統一化に努める。
- オ 被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、砺波管工事業協同組合、近隣市、災害時相互応援協定自治体及び日本水道協会富山県支部等関係機関との連絡協力体制を確立する。
- カ 上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

(2) 施設の整備、耐震化

- ア 貯水、取水及び浄水施設などの重要構造物について、建設年次及び施設構造を調査し、耐震性診断を実施する。診断結果を踏まえ、耐震性の低い施設については、補強・増強等を行う。
- イ 送水、配水管等は、被害を最も多く受ける施設であり、新設・更新に際しては、耐震性の高い管路を採用する。また、石綿セメント管、铸铁管（ダクタイル铸铁管は除く。）、硬質塩化ビニル管（TS継手）等、耐震性の低い管路については、耐震性の高い管路に取り替える。
- ウ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。
- エ 配水池容量は12時間分の給水量を貯留できるよう配水池の拡大に努める。
- オ 防災関係部局と連携して、緊急時用貯水槽、大口径配水管などを整備し、貯水機能を強化する。
- カ 地震災害時に飲料水を確保するため、基幹管路のループ化や二重化、隣接市町村の水道事業者間における相互連絡管の整備等、バックアップ機能の確保に努める。
- キ 水道施設の被害等による応急給水活動に備え、給水車、給水タンク、消毒剤、ろ過機、可搬式発電機及び運搬車両の整備に努めるものとする。
- ク 災害復旧対策等に活用するため、図面、台帳等を整理し、速やかに利用できるよう保存管理に努めるとともに、危機管理のため同じものを別の施設で保管するものとする。

ケ 応急復旧マニュアルを整備する。

(3) 予備水源としての井戸、消融雪用井戸の活用

市、県及び水道事業者は、連携して次の対策を行う。

ア 一般家庭用井戸、営業用井戸については、水道の使用料等により井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平時から把握しておく。

イ 水道等の予備水源の整備に努めるとともに、休止水源については、緊急時に使用できるよう定期的な維持管理に努める。

ウ 市及び県の管理する道路の消融雪用井戸については、管理者と協議のうえ取水可能量、飲用の適否を調査するとともに、取水のための可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓等を整備する。

(4) 情報連絡体制

地震災害時には、可能な限り早期に危機管理体制を確立することが求められる。このため、緊急時の通信手段の確保が重要である。市及び県は、広域通信網及び回線の二重化等によるバックアップシステムの整備を推進するとともに、管路等の重要な施設の情報データベース化及びオンライン化に努める。

(5) 防災訓練

市は、水道事業者として防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。

3 下水道施設の地震災害予防対策【上下水道課】

市は、既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次及び施設構造を調査し、耐震性診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。

新たに建設する下水道施設については、下水道に関する新しい耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。

(1) 処理場・ポンプ場

ア 土木施設は、想定される地震により機能を損なう程の破損等に至らないよう、液状化対策を含めた耐震構造とする。

イ 汚水送水管等の配管類は、可とう性伸縮継ぎ手を設置し、管の破損、切断を予防するとともに、重要な配管についてはバイパス化、複数化によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入する。

ウ 機械設備は、移動、転倒及び破損等が生じないよう支持及び固定し耐震対策を実施する。

エ 電気設備は、管路等の浸水や自家発電設備の冷却水断水等による停電対策を実施す

る。

(2) 管路施設

ア 管路施設のうち重要幹線管渠については、河川や軌道横断等の重要な箇所、軟弱地盤、地盤急変箇所等において、必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性の管や伸縮継手を設置し免震構造とする。

さらに、特に重要な幹線については、施設のバイパス化、複数化や雨水管渠の活用等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入する。

イ マンホール及び取付管は、重要幹線について、液状化のおそれのある箇所において必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性伸縮取付管を設置する。

(3) 施設の点検等

ア 平時の点検は「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。

イ 下水道台帳は、地震時に迅速かつ確実にデータの提供が可能となるようシステム化を図る。

ウ 応急復旧マニュアルを整備する。

(4) 応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平時から諸体制を確立し整備する。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

ア 下水道担当部局の防災組織、配備体制

防災計画に基づく災害対策本部の組織として、下水道施設の防災対策をふまえた防災活動が円滑に実施できるよう、体制を確立する。

イ 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、協同組合砺波市建設業協会、砺波管工事業協同組合、日本下水道管路管理業協会中部支部富山県部会、民間業者等との協力体制を確立する。

ウ 他の地方公共団体との相互応援体制

地震災害時の役務及び機材等の提供について、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体と相互援助体制を整備する。

エ 応急対策用機器及び資機材

地震災害時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材を備蓄、整備す

る。

オ 防災訓練

地震災害時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法等について、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加する。

(5) ライフライン関係機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化

地震災害時におけるライフライン関係機関相互及び他の防災機関との情報連絡の混乱を防止し、的確な状況把握や指示ができるよう、情報連絡体制を整備する。

ア 連絡担当窓口及び責任者の設置

各関係機関に連絡担当窓口及び責任者を設置して、全て連絡窓口を通して連絡を行うものとする。また、連絡責任者は、事務連絡を統括し、情報の整理、管理を行う。

イ 連絡方法

情報連絡は、一般電話及び防災行政無線で行う。また、通信手段による連絡が不可能なときは、使走等により他機関を経由する方法等で連絡する。

ウ 連絡内容の統一と書式化

地震災害対策に必要な情報、被害報告及び応急措置に関する情報の収集、伝達を迅速かつ正確に行うため、あらかじめ、報告内容等を選択できる書式を定め、各機関で常備し、連絡は相互にこの書式を用いて行う。

4 電力施設の整備【北陸電力（株）となみ野営業所／北陸電力送配電（株）となみ野配電センター】

電力事業者は、電力施設の耐震性の強化に努めるとともに、被害を最小限にとどめ、電力の確保を図るものとする。

5 通信施設の整備【NTT西日本（株）富山支店／株式会社NTTドコモ北陸支社】

NTT西日本（株）及び株式会社NTTドコモは、地震災害時においても通信を確保するため、通信ルートの多ルート化及び通信ケーブルの地中化等の長期防災対策を推進するものとする。また、地震災害時には臨時電話の無料化等被災者の利便を図るものとする。

6 LPガス設備の整備【（一社）富山県エルピーガス協会砺波支部】

一般家庭におけるLPガス設備の耐震性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能や安全機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、地震災害時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。

(1) ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖又はベルト二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

(2) 感震機能付き安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、ガス放出防止型高圧ホース、感震器付ガスメーター又は対震自動ガス遮断器、ガス放出防止器及び Si センサーコンロ※の普及促進に努める。

(3) 消費者に対する周知啓発活動

地震災害時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、揺れの大きい地震の場合は、容器バルブを閉じることが、二次災害を防止するうえで最善の方策であり、販売店等は、震災時に消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。

※ Si センサーコンロ

家庭用ガスコンロに「消し忘れ消火機能」等の安全装置を装着したもの。

第3 処理施設の安全性の強化

ごみ等の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、地震災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、砺波広域圏事務組合では、一般廃棄物処理施設の耐震化及び不燃・堅牢化に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。

また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努める。

1 処理施設の防災性強化【市民生活課／広域圏事務組合】

(1) 処理施設の応急復旧資機材等の整備【広域圏事務組合】

し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

(2) 一般廃棄物処理施設【広域圏事務組合】

現在の処理施設は、耐震設計基準に基づいて建設されており、今後、建設する施設については、ごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、地質及び構造等に配慮して、不燃・堅牢化等に努める。

(3) し尿、ごみ等の処理体制の整備【市民生活課／広域圏事務組合】

ア ごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場の確保

地震災害時には、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場を確保するとともに、産業廃棄物等の処分方法を検討しておく。

イ 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

市は、家屋の倒壊、浸水及び断水等によりトイレが使用できないおそれがあるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。

第4 危険物等施設の保安対策

地震により、危険物等施設から、火災や危険物の流出が発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生じるおそれがある。

このため、立入検査により危険物等施設の維持管理や危険物の貯蔵、取扱基準の遵守等について指導を徹底し、危険物等施設からの出火、流出等の防止に努める。

また、指定数量未満の危険物を貯蔵又は取扱う施設については、砺波地域消防組合火災予防条例の規定に基づき指導する。

危険物等の貯蔵または取扱い上の不備が直ちに災害の原因になり得ることや、他の原因によって災害を拡大する要因となることから、災害を未然に防止するために次の事項を推進するものとする。

1 危険物の保安対策【消防本部】消防本部、消防署を「消防本部」という。

(1) 危険物等施設の安全確保

危険物等施設が消防法等関係法令に定められた技術上の基準に適合するよう立入検査を実施するとともに、自主検査の励行を指導するものとする。

(2) 危険物運搬の保安

関係機関と協力して、危険物運搬車両の一斉検査を行い、危険物取扱者の同乗を徹底させるとともに、容器の収納状態、積載方法及び運搬方法等が法令で定められた基準に適合するよう指導するものとする。

(3) 危険物取扱者に対する保安教育

関係機関と協力して、危険物取扱者に対して保安教育を行い、危険物に関する知識技能の向上を図るとともに、危険物による災害の未然防止を強力に推進するものとする。

(4) 応急資機材等の整備

市及び危険物等施設の所有者等は、流出油等の災害を予防するため、吸着マット、中和剤等応急資機材の整備を図るものとする。

また、関係機関の所有する資機材をあらかじめ調査しておくものとする。

(5) 防災訓練及び一般消費者への広報

関係機関及び関係事業所等は、防災訓練を計画的に実施するとともに、一般消費者に対し、保安意識の高揚を図るための広報活動を行うものとする。

2 高圧ガス等の保安対策【消防本部】

県及び関係機関は、高圧ガス類、火薬類及び毒物劇物による災害の発生及び拡大を防止するため、県地域防災計画に基づき、災害予防対策を推進するものとする。

3 毒物劇物の保安対策

県及び関係機関は、地震により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、地震予防対策を推進するものとする。

学校においては、理科実験等に使用する化学薬品などの毒劇物を所有しており、これらの化学薬品類の流出により、火災や有毒ガスが発生して地震による被害が拡大するおそれがあるため、適正な管理措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるものとする。

第5 文化財の地震災害対策【生涯学習・スポーツ課】

市は、文化財の地震災害対策として、次の事項について積極的な推進を図るものとする。

1 文化財の実態調査

市内にある文化財は、建造物、彫刻及び史跡等があるが、関係機関等と協力してこれらの保存、保管状況、防災施設整備の設置状況、周辺の状況等防災上必要な調査を実施するものとする。

2 防災上必要な教育訓練の実施

文化財所有者又は管理者を教育するため、関係機関等と協力して講習会の開催及び研究会等を開催するとともに、防災上必要な訓練を実施するものとする。

3 防災思想の普及

一般市民の防災に関する認識を高めるため、文化財保護強調週間、文化財保護月間並びに文化財防火デー等あらゆる機会を通じ、文化財防災思想の普及に努めるものとする。

4 火気等の使用制限区域の設定

文化財の所有者又は管理者に対し、火気等の使用制限区域、禁煙区域の設定について助言指導を行うものとする。

5 保存施設等の整備の促進

文化財を風水害、火災、地震等による被害から守るため、文化財所有者又は管理者が収蔵庫、保存庫等の文化財保存施設の整備及び消火設備器具、各種警報設備、排水設備等の整備を促進するとともに、このための助成を行うものとする。

6 安全点検の励行

市は、文化財に設置してある消防用の施設、設備の点検が明確な基準と責任体制のもとで行われるよう所有者又は管理者に対し、助言指導を行うものとする。

第4節 防災活動体制の整備

第1 防災活動体制の整備

地震発生直後に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、防災関係機関において速やかに初動活動態勢を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。

この使命を遂行するためには、地震災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備及び運用方法の確立を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的にかつ迅速に行える体制を確立することが必要である。

市の地震災害体制づくりとして、防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等を整備や庁舎の運用方法をあらかじめ確立しておくとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備、災害対策本部機能の充実・強化、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制の整備、さらには、相互応援体制の整備等による広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めるものとする。

1 防災拠点施設の整備【総務課／各課】

(1) 市の拠点施設

市は、大規模な地震災害時における災害応急活動の支援拠点として市本庁及び支所の整備及び運用方法の決定を行うとともに、災害応急活動の拠点や市民の避難場所として、また平時においては、自主防災組織及び災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する防災拠点施設を整備する。

ア 震災時における役割・機能

(ア) 市の現地活動拠点

- ・市の現地活動拠点
- ・自主防災組織の活動拠点
- ・応援部隊の活動拠点
- ・避難施設等

(イ) 平時における役割、機能

- ・自主防災組織等の研修、訓練場
- ・市民の憩いの場等

イ 地域防災拠点施設の施設設備（例示）

- | | | |
|-----------|------------|----------|
| (ア) 情報連絡室 | (イ) 医療救護室 | (ウ) 備蓄倉庫 |
| (エ) 研修室 | (オ) 耐震性貯水槽 | (カ) 広場等 |

(2) 県の防災拠点施設

県は、大規模な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また平時においては防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する「富山県広域消防防災センター」を整備促進に努める。

ア 災害時における役割・機能

(ア) 備蓄機能等

- ・ 緊急用資機材等を保管するための備蓄倉庫
- ・ 飲料水等を確保するための耐震性貯水槽等

(イ) 輸送拠点機能

- ・ 応援物資及び備蓄物資の荷捌場（グラウンド、屋内訓練場）
- ・ 臨時ヘリポート、トラック待機場（放水訓練場）等

(ウ) 受援機能

- ・ 緊急消防援助隊、警察緊急援助隊、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地等

(エ) 災害対策本部の代替機能

イ 平時における役割・機能

- ・ 防災関係者の研修の場
- ・ 県民の防災教育の場等

(3) 警察署の拠点施設

砺波警察署が被災し、使用不能となった場合には、災害応急活動の拠点として、砺波警察署災害警備本部機能の移転先をあらかじめ指定するなど整備する。

(4) 自衛隊の拠点施設

当市に所在する陸上自衛隊富山駐屯地は、当県において唯一の防衛施設であり、国土防衛はもとより、災害時には国民の生命財産の安全確保に重要な基幹施設である。このため、市は部隊との連携を図るとともに、防災拠点施設としての整備を行うよう関係機関等に働きかけるなど、県と連携して整備促進に努める。

(5) 防災機能を有する道の駅の整備

市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

2 資機材の整備【総務課／土木課／消防本部】

地震災害が発生した場合には災害応急対策を速やかに実施することが必要である。このため、市及び防災関係機関等は、災害の未然防止及び被害軽減のため資機材の整備、充実を図

るものとする。

(1) 救助用資機材の整備

市は、救出救助用に使用するロープ、空気呼吸器、エンジンカッター、発電機、投光器、応急給水機材等の資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備しておくものとする。

また、市内の防災関係機関等も同様の措置に努めるものとする。

なお、救助活動が円滑に実施できるように「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、他の機関、民間団体、業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるように協力体制を整えるものとする。

(資料 2-3 救助資機材の保有状況)

3 通信連絡体制の整備【総務課／企画政策課／DX推進課】

市は、震源からの距離によって、地震の揺れを事前に知らせる緊急地震速報受信システム（CATV緊急地震速報など）を市庁舎及び公共施設への整備に努め、施設利用者の安全の確保を図るものとする。

地震が発生した場合は、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び県総合防災情報システムを活用し、地震等の緊急情報を受信したときは、直ちに関係機関等にその内容を伝達するものとし、市民に対する情報伝達手段として市全域を網羅するデジタル化した防災行政無線の整備に努める。

また、地震災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、非常用電源設備など停電対策、危険分散、衛星通信や公衆無線 LAN 等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。

さらに、災害情報の通信手段及び広報手段として、インターネット、デジタル放送や携帯端末はじめとする ICT の積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

特に、災害時に孤立するおそれのある集落で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該集落の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ性格に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、災害発生時に十分活用できるよう随時保守点検を行うとともに、毎年1回以上の精密点検を行い、故障の事前防止に努めるものとする。

また、地震時において防災行政無線等通信の信頼度を保つため、機器等の耐震度の確保に

努めるものとする。

（資料 3-6 砺波市防災行政無線配置一覧表）

（資料 3-12 富山県防災行政無線系統図）

（資料 7-8 災害時における非常無線通信に関する協定書）

4 業務継続体制の確保

市は、大規模災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の円滑な継続のため、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることを目的として業務継続計画（BCP）を策定したことにより、実効性のある業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを定期的に行うものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の確保に努めるものとする。

県及び市は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

5 緊急輸送路等の確保【総務課／土木課】

避難者の移送、救援物資の輸送等には主として国・県道及び1・2級市道を使用するものとする。

また、陸路が不通になった地域は、ヘリコプターの運航要請を行うものとし、市陸上競技場、砺波総合運動公園及び弁財天公園を臨時離着陸場とする。

なお、ヘリコプターにおいては、避難場所間に陸上輸送を要する場合があるので、関係機

関と協議し、輸送計画を定めるものとする。

(資料 2-13 ヘリポートの準備)

(資料 2-14 ヘリコプター場外離着陸場)

(資料 2-17 緊急輸送道路)

県及び市では、被災地外からの救援物資の受入れ、管理、仕分け、搬出や積換え等を行う輸送拠点施設を指定しており、市内では次の施設が指定されている。

・株式会社スリーティー（トナミ倉庫）	砺波市鷹栖 1913
・株式会社スリー・ティ（中央倉庫）	砺波市鷹栖 2261
・株式会社スリー・ティ（本社倉庫）	砺波市鷹栖 2305
・株式会社スリー・ティ（東中センター）	砺波市東中 75
・株式会社スリー・ティ（庄川センター）	砺波市庄川町青島 208
・株式会社スリー・ティ（神島センター）	砺波市神島 115
・京神倉庫（北陸流通センターA号倉庫）	砺波市西中 631-6

なお、上記施設が被災するなどして使用ができない場合、また、物資の量が多く管理しきれない場合などは、砺波市高道体育館及び砺波市農村環境改善センター（砺波市高道体育館を優先する。）を輸送拠点施設とする。

6 相互応援体制の整備【総務課／消防本部】

市は、大規模震災時の応援要請を想定し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な災害による同時被災を避ける観点からできるだけ遠方に所在する市町村との応援協定の締結を推進する。

なお、消防本部では、火災発生時の応援要請を想定した「富山県市町村消防相互応援協定」に基づき近隣市町村と協議のうえ受援計画を策定するものとする。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「砺波市災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口及び指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

そして、市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

(1) 地方公共団体間の相互応援

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や災害廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。

市は、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(資料 7-1 消防相互応援協定)

7 公共的団体等の協力【総務課／消防本部】

市は、市域における公共的団体及び自主防災組織等に対し、平素から次に掲げる協力が得られるよう努めるものとする。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- (2) 震災に関する予警報その他情報を市民に伝達すること。
- (3) 震災時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) り災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでのいう公共的団体とは、社会福祉協議会、日本赤十字社奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、ボランティア団体等をいい、自主防災組織とは、市民の自発的な防災組織、施設及び事業所の防災組織をいう。

8 民間の協力【総務課】

市及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の協定締結又は契約を行った民間団体等に対し、地震災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

また、市は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

さらに、市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

9 積雪時の地震災害対策【土木課／都市整備課】

冬季において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被

害の拡大や避難場所・避難路の確保に支障が生ずることが懸念される。

このため、市、県及び防災関係機関は、積雪、寒冷対策を推進することにより、冬季における地震被害の軽減に努める。

(1) 積雪対策の推進

積雪時における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市、県及び防災関係機関は、防災計画「雪害編」及び「市雪対策基本計画」等に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の予防に努める。

(2) 交通の確保

ア 道路の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、各道路管理者は、除排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩防止柵等）、消雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努めることが必要である。

イ 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、県道及び市道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

(イ) 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通障害を予防するための防雪施設の整備、消雪施設の整備等を推進する。

(3) 雪に強いまちづくりの推進

ア 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、日頃から点検や補修を行い大雪時に備える。

イ 地域相互救助体制の確立

自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、自主防災組織、ボランティアの協力体制等、地域の相互援助体制の確立を図る。

ウ 積雪・寒冷期における避難道路、避難場所等の確保

市及び県は、除雪機械の設置、消雪施設の整備等によって除排雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うことにより、避難道路及び避難場所等の確保に努める。

さらに、毛布の備蓄、ストーブなどの暖房設備の確保等、避難所での寒冷対策に留意するものとする。

10 復興事前準備の実施

県及び市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まつづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとし、国は、これを推進するものとする。

第2 市庁舎、職員の地震災害体制の整備

1 迅速かつ円滑な災害対策本部確立のための環境整備【総務課／財政課】

地震発生時には、まず来庁者及び職員の安全確保を図るとともに（勤務時間中に発災の場合）、災害対策本部を迅速・円滑に立ち上げ、各種災害応急対策を遂行する環境を整える必要がある。そこで、あらかじめ下記の点について対策を講じるよう留意する。

- (1) 来庁者及び職員の避難誘導計画に基づく訓練
- (2) 庁舎内ロッカー、キャビネット、自動販売機等の転倒・落下防止対策
- (3) 災害対策本部等庁舎の運用の決定
- (4) 災害対策本部用備品等の備え
- (5) 停電時の自家発電装置の整備等

2 職員の動員体制の整備【総務課】

休日、夜間等勤務時間外に地震が発生した場合、的確な初動態勢をとるために職員を迅速に動員する必要がある。このため、業務継続計画等に基づく緊急連絡網の整備、動員配備表の整備、職員参集訓練等を通じて、動員配備基準等の周知徹底を図る。

第3 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

国、県及び市等は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災

害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

県及び市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

国、県及び市等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市等は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

国、県及び市等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

2 各種データの整備保全

国、県及び市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。

(1) 業務継続計画等に基づく各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

(2) 不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

4 男女共同参画の視点

県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

第5節 救援・救護体制の整備

本市における災害予防対策として、発災直後からの人命の安全確保を最優先にすることを念頭におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、災害ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を促進し、被害の可能な限りの軽減に努めるものとする。

第1 消防力の強化

阪神・淡路大震災や東日本大震災にみられるように、大規模な地震が発生したときには、同時多発火災の発生や延焼拡大による被害の増大が予想される。このため、市民は平素から出火の防止に努めるとともに、地震災害時にとるべき行動を常に訓練等を通じて心がけておくことが大切である。

一方、市は、出火防止、初期消火体制の確保、火災の拡大防止、救助・救急体制の整備に努めるものとする。

さらに、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建物による通行障害、水道管断裂による消火栓使用不能、用水の破損による自然水利の使用不能のおそれもあって、消防活動が困難になることも予想されるので、市は、自主防災組織に対する可搬式消防ポンプなどの防災資機材の配備や自衛消防隊の組織化などにより初期消火が効果的にできるよう消防力の一層の充実に努めるものとする。

1 出火の防止【消防本部】

市は、地震による火災の発生を未然に防ぐため市民に次の指導を行い、出火の防止に努める。

(1) 一般家庭に対する指導

市は、出火防止のため、防災訓練や広報等を通じて、一般家庭に次の事項について知識の普及に努める。

- ア 耐震自動消火装置付き火器設備・器具及びガス警報機等の安全な機器の普及
- イ ホームタンク等の危険物の安全管理、可燃物の転落・落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂のくみ置き等消火準備の徹底

カ 地震時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

キ 住宅用火災警報器等の設置の推進等

(2) 事業所に対する指導

市は、多数の者が利用する学校、病院、大規模小売店舗等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画を作成するように指導する。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、対象物に関する防火体制を推進する。

2 消防力の強化【消防本部】

(1) 消防施設の強化

市は、消防施設の強化を図るため、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利その他の消防施設・設備等の整備及びこれら施設等を計画的に設置するものとする。消火栓、防火水槽等以外の消防水利として、市内には縦横に農業用水路が張り巡らされており、有効な消防水利として活用するものとするが、渇水期においては上流部から通水できるよう取水口等の把握に努めるものとする。

なお、防火水槽については地震災害に強い耐震性防火水槽の整備を進めるものとする。

また、危険物等施設の特種火災に対処するため、消火薬剤等資機材を整備するものとする。

(資料 2-2 消防機械配置状況)

(資料 2-4 消防水利の状況)

(2) 消防組織の強化

市は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備や装備の充実、青年層・女性層の消防団への積極参加等、消防団の活性化を推進する。

3 救助・救急体制の整備【消防本部】

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどした被災者に対し、救助・救護を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、市民の生命、身体を守るため最優先される課題のひとつである。

市は、市民の救助・救急に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。

(1) 救助体制の整備

ア 自主防災組織や自治会等は、地域内の高齢者、障がい者、外国人など要配慮者を含む市民の被災状況の把握に努めるものとする。

イ 市は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、つるはしなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊家屋、がけ崩れ等被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努める。

(資料 2-3 救助資機材の保有状況)

ウ 市は、自主防災組織及び自治会等による地域レベルでの防災活動の用に供するため、救助活動に必要な資機材の整備のため支援を促進する。

エ 地震災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、市及び県等は民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

オ 多数の要救助者を迅速、的確に救助するため、消防、警察、自衛隊は、合同訓練を行うとともに、連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 救急体制の整備

ア 市は、市民に対して、研修会や集会を通じて、AED^{※1}の使用を含む心肺蘇生法や止血法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

イ 市は、救急能力を高めるため、救急隊に救急救命士を常時1名配置できる体制を整えとともに、救急救命士の技術向上に向けて研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ^{※2}などの応急救護研修の実施に努める。

ウ 医療機関との連携体制

市は、市立砺波総合病院（以下「総合病院」という。）をはじめとする医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

エ AEDの配備

市（施設所管各課）は、利用者の多い公共施設などにAEDを計画的に配備し、適正な運営管理に努める。

※1 AED Automated External Defibrillators（自動体外式除細動器）

心室細動又は無脈性頻拍という不整脈が生じて、心臓の全身への血流を流す動きが停止している状態において、強い電流を瞬時に流すことにより心拍を正常化させる治療法を行う器機。

※2 トリアージ

多数の負傷が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を決める技術。

4 大規模・高層建築物の安全性【消防本部】

都市化の進展に伴い、市内においても多数の者が利用する大規模・高層建築物は増加傾向にある。これらの建築物については、その規模や構造上の特殊性から地震時の避難や火災発

生時の消火活動などの対応に極めて困難が予想される。

このため、消防機関は、関係事業所等に対して、予防査察等を通じそれぞれの管理・運営形態に応じた防火・防災管理や共同防火・防災管理の徹底、実践的かつ定期的な訓練の実施の推進などの指導強化に努める。

第2 医療救護体制の整備

1 医療班の編成【総合病院】

総合病院は、あらかじめ医療班を編成し、医療班設置要綱等を作成しておくよう努めるものとする。

また、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法等を記した業務継続計画の定期的な見直しを図るとともに、マニュアル（病院防災マニュアル）等の作成に努め、被災後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の策定に努める。

2 医療救護所の指定【総務課／総合病院】

- (1) 市は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議し、指定する。
- (2) 医療救護所の設置数は、想定被害者数をもとに定める。
- (3) 市は、地震災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検を行うものとする。

3 医療救護所の施設整備【総務課／総合病院】

- (1) 医療救護所は、医療施設を活用するほか、耐震診断等により安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。
- (2) 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。
 - ア テント
 - イ 救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）
 - ウ その他（折りたたみベッド、担架、発電機等）
- (3) 医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

4 医療機器及び医薬品の確保【総合病院】

- (1) 医療班は、市及び総合病院の現有医療機器及び医薬品を使用するものとする。不足した場合は、市内又は近隣市の医療器具取扱業者及び薬局等から調達するものとする。

なお、調達が困難なときは、県に対して応援要請するものとする。

- (2) 他の機関の医療班は、市及び総合病院が備えている医療機器及び医薬品を使用するものとする。ただし、不足する場合は自己が携帯した医薬品を使用し、この場合の使用資材の費用は、市に請求するものとする。
- (3) 市と県は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所等に配置するとともに、各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨するものとする。
- (4) 市と県は、自動車、バイク、自転車等の搬送手段の確保に努めるとともに、集積所、避難所等における医薬品等の仕分け、管理、服薬指導及び搬送等にあたる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ砺波医療圏を単位として組織化を図るものとする。

5 輸血用血液の確保【総合病院】

輸血用血液が必要な場合には、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターに確保されている保存血液と血液製剤の供給を依頼するほか、市民に献血の協力を要請するものとする。

6 ヘリコプターによる緊急輸送【総合病院】

道路交通網の途絶により、被災地住民が医療の途を失い緊急に手当が必要となったとき、また、市内の医療機関において有効な治療ができず、他の医療機関への搬送が必要となった場合、総合病院総務課長（医療班長）は、県ドクターヘリ基地病院（富山県立中央病院）に県ドクターヘリの派遣要請を、本部長は、県知事（防災・危機管理課）に県防災ヘリ又は自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

第3 避難体制の整備

市は、災害時における差し迫った危険から市民等の生命、身体を守るために避難体制を整備するものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

1 指定緊急避難場所・指定避難所等の指定【総務課】

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。

指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定避難所を近隣市町村に設ける。

そして、平時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平時から関係部署が連携して、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で安全確保を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努めるものとする。

(資料 2-11 指定緊急避難場所の状況)

(資料 2-12 指定避難所及びその他避難所の状況)

(2) 指定避難所における施設、設備の整備

市は指定避難所において、避難市民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援する。

- ア 指定避難所又はその近傍で、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努めるとともに、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量(最低3日間、推奨1週間)を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。なお、備蓄物質の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するよう努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- イ 井戸、仮設(簡易)トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ、無線LAN等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

(3) 指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、自主防災組織等による避難所運営委員会の設置促進に努めるとともに、市は、県が作成する避難所運営マニュアル策定指針に従って、避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

2 避難道路の整備及び確保【土木課／都市整備課／消防本部／砺波警察署】

市は、市民が安全に避難できるよう避難道路の整備に努めるものとする。特に、市街地においては狭隘な道路が多く、逐次改良整備に努めるものとする。

また、市職員、警察官、消防職員その他の避難の措置の実施者は、市民が迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるとともに、交通規制計画を定めるものとする。

(1) 避難道路の指定【土木課／都市整備課】

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を指定するものとする。

- ア 避難道路は、おおむね8 m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物等施設がないこと。
- イ 地盤が強固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 氾濫のおそれがある河川の近くでないこと。
- エ 避難道路は、相互に交差しないものであること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

(2) 緊急輸送道路の交通規制【砺波警察署】

砺波警察署は、交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により緊急輸送道路等における交通規制を可能な限り実施するものとする。

- ア 緊急輸送道路は、駐車禁止とする。
- イ 指定避難場所周辺の道路については、車両の通行を抑制するため、一方通行等の交通規制をする。
- ウ 緊急輸送道路で信号機の点滅、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官等を配置する。

(3) 放置車両の撤去

道路管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ道路区間を指定、周知後、運転者等に対し放置車両の移動等の措置命令を行うことができる。相手方が命じられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去することができる。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対し記録した情報の提供を行うものとする。

3 避難誘導設備等の整備【総務課】

避難場所等には、避難場所等の標示、避難経路には避難場所等への誘導標識を設置し、平素から関係住民等に周知を図り、避難誘導に必要な資機材を整備するものとする。

4 繁華街、観光地における避難場所等の確保【総務課／商工観光課】

市長が行う避難指示等の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な避難場所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

5 被災者用の住居の確保【市民生活課／都市整備課】

県及び市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な空き家及び公営住宅等の把握に努め、速やかに提供できるよう、体制の整備に努める。

6 避難計画【総務課／自主防災組織】

市、自主防災組織等は、地震災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ地震に係る避難計画を作成しておくよう努める。

また、高齢者や障がい者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る個別支援計画の作成を推進するなど避難誘導體制の整備を図るよう努めるものとする。

(1) 避難に関する広報

市は住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所等や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙等を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。

ア 避難場所の広報

市は、地域住民に対し指定した避難場所の次の事項について周知徹底を図る。

(ア) 避難場所の名称

(イ) 避難場所の所在位置

(ウ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

市は、住民に対し次の事項の普及に努める。なお、地震発生時には、家屋の倒壊、

落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討に当たっては、警察と十分調整を図るものとする。

(ア) 平時における避難のための知識

(イ) 避難時における知識

(ウ) 避難収容後の心得等

(2) 市の避難計画

市の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。

ア 避難指示を行う基準及び伝達方法

イ 避難指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者

ウ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び収容人数

エ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水 (イ) 給食 (ウ) 毛布、寝具の支給

(エ) 衣料品、日用品等必需品の支給 (オ) 負傷者に対する応急救護等

オ 避難所の管理に関する事項

(ア) 避難収容中の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務等

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 地区連絡員による現地広報

(ウ) 住民組織を通じた広報

(エ) 移動系防災行政無線による広報

(オ) Lアラート（災害情報共有システム）による広報

(カ) インターネット、市ホームページ、携帯端末、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による広報等

(3) 学校、社会福祉施設等における避難計画

学校、社会福祉施設等、防災上重要な施設の管理者は、主に次の事項に留意して避難

計画を作成し、地震災害時における避難の万全を期するものとする。

ア 小・中学校【教育総務課】

- (ア) 災害種別に応じ学校の地理的環境条件及び施設配置状況等を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導等並びにその指示伝達等の実施方策に関すること。
- (イ) 小・中学校の児童、生徒の集団避難（災害に伴い児童、生徒を集団的に他地域へ避難させる必要が生じた場合の避難をいう。）については、学校及び教育委員会において、避難地の選定、収容施設の確保、移送の方法並びに教育、保健、衛生及び給食等の実施方策に関すること。

イ 児童福祉施設等【教育総務課／こども課】

- (ア) 保育所、認定こども園、放課後児童教室及び児童館等においては、災害種別に応じ施設の地理的環境条件及び施設配置状況等を考慮し、保護者への連絡、避難の場所、経路、時期及び誘導等並びにその指示伝達等の実施方策に関すること。
 - (イ) 保育所の乳幼児の集団避難（地震災害に伴い乳幼児を集団的に他地域へ避難させる必要が生じた場合の避難をいう。）については、こども課において、保護者への連絡、避難地の選定、収容施設の確保、移送の方法並びに保健、衛生及び給食等の実施方策に関すること。
 - (ウ) 放課後児童教室及び児童館等においては、日々不特定な児童、生徒が不定期に集合するため、こども課において、隣接する小学校又は保育所との連携した避難を行うため、小学校又は保育所と十分な協議を行い、避難地の選定、収容施設の確保、移送の方法を考慮すること。
- (4) 介護保険施設【高齢介護課】
- 介護保険施設における入所者の集団避難（災害に伴い、入所者を集団的に他の保健医療・福祉機関又は安全な場所へ避難させる必要が生じた避難をいう。）については、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入所者に対する給食等の実施方策に関すること。

7 地域住民に対する周知徹底【総務課】

避難を迅速、安全に実施するため、平素から地域住民等に広報誌やパンフレットの配布、避難訓練等の実施により地域の震災危険性、高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）の伝達手段、避難場所、避難経路及び避難時の注意事項等について周知徹底を図るものとする。

第4 飲料水、食料及び生活必需品の確保

地震災害時には、流通施設の被害、社会的混乱により日常生活に不可欠な食料、飲料水等の確保が困難になり、また生活必需品に対する緊急の需要も高まると予想されることから、現物備蓄や民間業者からの調達等の方法により円滑な供給が確保されるよう努めるものとする。

そして平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム(B-P L o)を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

県及び市は、新物資システム(B-P L o)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

また、地震災害時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励に努めるものとする。

また、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

1 飲料水、食料及び生活必需品の確保【総務課／社会福祉課／上下水道課】

(1) 食料

地震災害時に必要な食料は、各家庭での備蓄、市内業者の流通在庫、市備蓄食料及び県備蓄食料等を活用する。

ア 市は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接自治体と連携を図るものとする。なお、備蓄食料の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄食料を検討するなどの配慮に努める。

イ 市は、市民に対し家族構成に応じた非常食最低3日分の備蓄を積極的に啓発するものとする。

ウ 市は、避難所に近い企業・事業所等に対し、非常食の備蓄を啓発するものとする。

エ 県は、市の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するも

のとする。

オ 県及び市は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励するものとする。

カ 市は、必要に応じ、炊出しが行えるよう自主防災組織、日赤奉仕団各支部等諸団体と協力体制を確立するものとする。

(2) 飲料水

水道施設が破損し、飲料水の通常の供給が出来なくなった場合に備え、給水車（給水タンク）、応急給水用資機材の活用を図って確保するものとする。

ア 市は、市民に対して家庭において備蓄すべき水量を1人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間の世帯人数分を確保するよう積極的に啓発に努める。

イ 市は、非常時に利用予定の井戸、河川、貯水の水質検査を実施して、利用方法をあらかじめ検討するものとする。

ウ 市は、市民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について指導を行う。

エ 市は、応急給水を円滑に実施するため、給水班の編成等給水計画を作成するものとする。

オ 市は、水道施設の早期復旧が出来るよう砺波管工事業協同組合、近隣市、災害時相互応援協定自治体及び日本水道協会富山県支部等関係機関との協力体制を確立するものとする。

(3) 生活必需品

地震災害時における被服、寝具類、その他生活必需品の非常時に必要な物資は、市内業者の流通在庫から調達することを原則とするが、不足する場合は、県知事と協議し、県内外から調達するものとする。

ア 市は、市民に対し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効である、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

イ 市は、市民に対し、支援が開始されるまでの最低3日分の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパーなど生活必需品等の備蓄を世帯人数分を確保するよう積極的に啓発に努める。

ウ 避難生活が長期化するとき、避難所責任者は必要とする生活必需品について数量等の取りまとめを行うとともに、災害救助・ボランティア支援班長（社会福祉課長）に依頼し物資の確保に努めるものとする。

エ 県及び市は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応

じた生活必需品等の備蓄を奨励するものとする。

オ 県は、市町村の備蓄を補完するため、生活必需品を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(4) 電源の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 災害時民間協力協定の推進【総務課】

市は、非常時に食料、生活必需品等を迅速かつ的確に調達するため、あらかじめ市内の製造業者、卸・小売業者等と調達に関する協定を締結するとともに、定期的に在庫確認を行うものとする。

(資料 7-3 災害時における応急物資（食料）及び生活必需物資の調達に関する協定)

(資料 7-4 災害時における応急物資及び生活必需物資（衣料品）の調達に関する協定)

(資料 7-5 災害時における応急物資（石油製品）及び生活必需物資の調達に関する協定)

(資料 7-6 災害時における応急物資及び生活必需物資（LPG）の調達に関する協定)

(資料 7-17 災害時における生活物資の提供に関する協定)

(資料 7-19 災害時における仮設トイレの確保に関する協定)

(資料 7-36 災害時における物資供給に関する協定)

(資料 7-37 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定)

(資料 7-38 災害時における支援協力に関する協定)

3 輸送・一時保管

被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市は、ストックヤードとして使用できる集積地及び一時保管施設をあらかじめ定めておくものとする。

また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局富山支局、(社)富山県トラック協会、富山県倉庫協会等に連絡しておくものとする。

第5 帰宅困難者対策

県及び市は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策に努める。

市及び砺波市社会福祉協議会は、ボランティア活動の普及に努めるものとし、市民に啓発を図り、日頃からボランティア活動に参加できる体制づくりに努めるものとする。

第6 被災者等への的確な情報伝達

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の整備やＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努め、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、国、県、市及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

電力会社は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

国及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

なお、国、県及び市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、国、県及び市は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

また、国、県、市及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第7 災害救援ボランティア活動の支援

市及び砺波市社会福祉協議会は、ボランティア活動の普及に努めるものとし、市民に啓発を図り、日頃からボランティア活動に参加できる体制づくりに努めるものとする。

1 ボランティアの普及、養成【社会福祉課／砺波市社会福祉協議会】

(1) ボランティア活動の普及・啓発

市及び砺波市社会福祉協議会は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行

しやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

(2) ボランティアの養成

市及び砺波市社会福祉協議会は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携を図り、地震災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、救援ボランティア講習や訓練の実施に努める。

なお、高齢者及び外国人等の支援や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、地震災害時においてもその活動が期待されるところであり、協力が得られるよう努める。

2 ボランティアの受入体制の整備【社会福祉課／（社）砺波市社会福祉協議会】

(1) 災害救援ボランティアコーディネーターの養成

市及び砺波市社会福祉協議会は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人をつなぐ災害救援ボランティアコーディネーターの養成を促進する。

(2) 災害ボランティア受入マニュアルの作成

震災時における救援ボランティアの円滑な受入と効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、県では災害救援ボランティア活動指針が作成されている。市（砺波市社会福祉協議会）がマニュアルを作成する場合、この指針と一体的な運用を図るよう配慮する。

(3) 防災訓練への参加

市は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

第8 被災建築物応急危険度判定体制の確立 【都市整備課／総務課】

地震による災害発生時には、被災建築物及び宅地（以下「被災建築物等」という。）による二次災害を防止するため、被災状況及び被災建築物等の余震に対する耐力の把握を行うなど、被災建築物等に対し速やかに対処する必要がある。また、多くの被災建築物等に対する各種調査等を的確かつ迅速に行うためには、県の指導及び建築専門技術者の自主的協力による応急危険度判定体制や各種調査後の復旧対策の体制等を確立する必要がある。

そのため、地震発生時に備えて、次の事項に留意するものとする。

(1) 被災建築物応急危険度判定（居住継続の可否等の判断）を行う組織の確立、被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの養成

- (2) 県及び関係団体との協力体制の推進
- (3) 被災建築物応急危険度判定に必要な資機材の備蓄等

第9 孤立集落の予防

市は、地震に伴う土砂災害や雪崩の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための事前処置を実施する。

1 実態の調査【総務課／土木課】

市は、孤立化のおそれのある集落について事前に実情の調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。

2 孤立集落の機能維持【総務課／土木課】

市は、孤立する集落の機能の維持を図り、市民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画を策定しておくものとする。

- (1) 土木作業機械及び管理棟
- (2) 危険箇所照明施設
- (3) 通信施設設備
- (4) 負傷者搬送用資材等

3 通信連絡体制の整備【総務課】

(1) 孤立化のおそれのある集落と市役所との連絡体制の整備

孤立化のおそれのある集落に対し、非常時に備え次のとおり、集落との通信を確保するため連絡体制の整備に努め、運用等について具体的に定めておく。

なお、被害情報及び

- ア 防災行政無線の整備
- イ 加入電話による市民との情報連絡網の確立
- ウ 衛星通信の整備
- エ 他の機関の通信手段の活用等

4 事前措置【総務課／消防本部】

(1) 食料等必需品の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、地震に伴う土砂災害

や雪崩の発生により孤立化し生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、市は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

(2) 救助・救急実施計画

ア 救助・救急部隊の編成等

消防本部は、孤立化した集落での地震災害に伴うけが人等の発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

イ ヘリコプターによる救急、救助体制の整備

孤立集落への救急、救助活動には、ヘリコプターの活用が有効である。

市（総務課）は、富山県防災航空センターと協議し、孤立のおそれのある集落のヘリコプター緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制を整備しておく。

※ 富山県防災航空センター指定 中山間地の緊急時臨時着陸場所一覧

理 着 陸 場 名	住 所	備 考
砺波市営駐車場	砺波市東別所地内	頼成の森南側
梅檀山コミュニティ運動公園	砺波市井栗谷地内	梅檀山体育館付近
夢の平スキー場第2駐車場	砺波市五谷地内	夢の平スキー場

(資料 2-13 ヘリポートの準備)

(R7.4 確認)

(資料 2-14 ヘリコプター離着陸場)

第6節 防災行動力の向上

大規模な地震による被害は、広い地域にわたり、火事の同時多発、交通混乱、被災者の発生等の被害をもたらすことから、行政的的確な対応にあわせ、市民や事業所の迅速な活動が不可欠である。

しかも、大規模な地震災害時には行政自体も被災する等により防災対応に限界があることから、まず市民は「自らの身の安全は自ら守る、自分たちの地域は自分たちで守る」ことを認識するとともに、市及び各防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、複合的といわれる地震災害から被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、市民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする実践的な防災訓練の実施や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど双方の視点に十分配慮する。

第1 防災意識の高揚

地震による被害を最小限にとどめるためには、市民をはじめ各防災関係機関が、地震に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、市及び各防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

また、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、能登半島地震及び東日本大震災を契機に高まった防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。

1 市民に対する防災知識の普及【総務課／土木課／消防本部】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は、市民に対し、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、最低3日分の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にと

るべき行動など防災知識の普及啓発を図る。

市は、広報活動を中心に、消防、災害救助等の防災業務を所掌するそれぞれの部門において講習会の開催あるいは、その他のあらゆる機会を活用する等適切な手段により、市民に市防災計画の概要及び次に掲げる防災知識の普及を図るものとする。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

(1) 家庭に求められる自主防災力向上対策

ア 各家庭での危険防止対策の実施

- (ア) 家具類の固定
- (イ) 落下物の防止
- (ウ) 家屋の耐震化（耐震診断、補強等）・不燃化
- (エ) ブロック塀などの倒壊防止
- (オ) 家屋周辺の危険性の把握等

イ 家庭備蓄の実施

- (ア) 消火器、バケツ等の消火器具
- (イ) のこぎり、バール等の救出器具
- (ウ) 救急医療セット等の医療用品
- (エ) 食料、水、燃料（最低3日分）
- (オ) 懐中電灯等の照明用品
- (カ) ラジオ等の情報収集用品
- (キ) その他各家庭の実情に応じた品目（ミルク、めがね等）
- (ク) 地震保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え等
- (ケ) 自動車へのこまめな満タン給油

ウ 防災知識及び対処方法の理解と習得

- (ア) 地震の知識（発生メカニズム、「震度」と「マグニチュード」の違い、余震への対応、主要活断層の位置、地震の発生確率等）の習得
- (イ) 地震発生時の対処方法（初期消火、救出、救護等）
- (ウ) NTT災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法
- (エ) NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクの安否確認用のサービスの利用方法
- (オ) 非常時の家庭の避難場所や連絡方法の確認
- (カ) 基本的な防災用資機材操作方法の習熟等

また、富山県広域消防防災センターの活用を推進し、災害を四季でとらえた体験型学習施設における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職

団員の訓練の見学などを通じて、防災意識を高める。

2 学校教育における防災教育【教育総務課／こども課】

園児、児童及び生徒に対する防災教育は、子供自身の自主防災力を高めるばかりでなく、将来的に災害に強い人材を育てていくという意味でも重要である。市は、地震災害に関する知識を深め、自身への対応力を高めるため、各教科、総合学習、特別活動の指導における副読本等教材・資料の作成、避難訓練、応急処置の習得等について、児童、生徒の発達段階や学校及び地域の実態等に応じた防災教育を行うものとする。

- (1) 学校教育の中で災害の種類、原因実態及びその対策等防災関係の事項を指導する。
- (2) 登下校（園）途中の安全を確保するため、あらかじめ地震災害時における通学路の点検及び情報の収集方法、園児、児童及び生徒に対する安全指導事項等を含めた指導計画を各校（園）ごとに作成し、園児、児童及び生徒及び教職員並びに保護者への徹底を図るものとする。
- (3) 防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、平成23年度に県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。
- (4) 教職員・保護者に対する防災教育として、学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、地震・津波の発生原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

また、校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

3 市職員及び関係機関等の職員に対する教育【総務課／土木課／その他関係課】

市、関係機関及び事業所は、職員に対する防災教育として講習会、研修会、講演会、ロールプレイング方式による図上訓練等を開催し、地震災害時における的確な判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技術の向上を図るとともに、地震災害時における活動のマニュアルを作成し配布するものとする。

(1) 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の説明並びに土木、水防、建築、その他の防災技術研修会を適宜実施するものとする。また、業務継続計画（BCP）の理解と運用を図るものとする。

(2) 現地調査及び視察

現状の把握と対策の検討を行うため、地震災害時危険箇所等の現地調査並びに防災関係施設及び防災関係研究機関等の視察を適宜実施するものとする。

(3) マニュアルの配布

地震災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等を収録したマニュアルを適宜作成し、配布するものとする。

(4) 職員及び構成員は、防災計画を習熟し、地震災害時に的確な行動ができるよう心掛けるものとする。

4 報道機関の協力依頼【企画政策課／DX推進課】

防災知識の普及高揚を図るため、報道機関に対して積極的に協力を依頼するとともに、必要な情報の提供に努めるものとする。

5 相談窓口【総務課】

市は、所管する事項について地震対策の相談に応ずる。

6 災害教訓の伝承【総務課／関係課】

国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成

地震による災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、市及び防災関係機関の防災対策のみでなく、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る、自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助」、「共助」の取組が重要であることを認識し行動することが必要である。

また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動しては、その効果はあまり期待できないことから、地域住民が団結し、組織的に行動することが必要である。

市は、地域住民により結成された防災組織の育成を図るため、県が育成支援している自主防災アドバイザーを活用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言や、地域における防災リーダーとなる防災士の育成支援を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアル

や自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。

また、市は、自主防災組織を活性化し、地震災害時に効果的な活動をするために、防災士の育成や活動に使用する資機材の整備を県及び近隣市とともに支援するものとする。

事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所等单位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

1 自主防災組織の活動【総務課／消防本部】

自主防災組織の活動は、平時と災害時に分け、おおむね次の活動を行うものとする。

(1) 平時の活動

- ア 防災知識の普及・啓発活動
- イ 地域内の安全点検
- ウ 災害時の活動に備えての訓練（情報収集伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、緊急地震速報対応訓練等）
- エ 防災資機材等の備蓄
- オ 要配慮者の把握
- カ 地域の様々な団体との連携等

(2) 災害時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火及び除排雪
- ウ 避難誘導
- エ 救出救護
- オ 給食給水
- カ 避難所運営等

2 地区防災計画の策定

市は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努める。

3 小学校区単位、市単位の連携【総務課／消防本部】

自主防災組織相互の協調・交流を進めることが既存組織の活性化に資することから、小学校区単位、市単位の連携強化を図る。

4 企業防災の促進【総務課／消防本部】

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、国、県及び市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

企業は、地震発生時における施設利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。

また、県及び市は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。

なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、事業所防災計画の作成、自衛消防組織、事業所防災訓練の実施を行うよう努めるものとする。

（1）協力体制の確立

事業所等の自主防災組織は、消防本部及び地域住民の自主防災組織と応援体制の確立を図り、地域の安全防災のために積極的に協力する。

（2）柔軟な勤務形態の構築

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 防災訓練の実施【総務課／関係機関】

1 市が主体の防災訓練の実施

市は、自衛隊等防災関係機関の協力を得て地震災害時に円滑な防災活動ができるよう次の事項に重点をおき、防災訓練を実施するものとする。これによって、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

- (1) 防災活動従事者の動員（非常参集）訓練
- (2) 情報連絡通信訓練
- (3) 図上訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 避難訓練及びこれに伴う措置
- (6) 水防訓練
- (7) 救出救助訓練
- (8) 給水、給食訓練
- (9) 電力、通信施設の応急措置訓練
- (10) 必要資材及び救助物資等の応急手配並びに緊急輸送訓練
- (11) 鉄道、道路の交通確保訓練
- (12) 避難所開設・運営訓練
- (13) 福祉避難所開設・運営訓練
- (14) 災害救援ボランティアセンター設置・運営訓練
- (15) その他の訓練

防災訓練の実施にあたっては、できるだけ自主防災組織及び地域住民の参加を得て計画的に行うものとする。

2 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進

市は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった防災訓練が実施されるよう努めるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

3 防災訓練における要配慮者及び女性への配慮

市、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

4 防災関連システムの利活用促進や操作習熟

国、県及び市は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。

第4 要配慮者の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等いわゆる要配慮者を災害から守るため、安全の確保対策を講ずるものとする。

1 在宅の要配慮者対策の推進【社会福祉課／高齢介護課】

市は、あらかじめ自治振興会、町内会、自治会、民生委員児童委員、在宅支援事業所、自主防災組織等の活動を通じて、在宅の要配慮者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

2 避難施設の整備【総務課／施設所管各課】

市は、避難先での要配慮者の生活が確保されるよう、避難場所、避難施設に要配慮者への対応設備（障がい者用洋式トイレの配置等）を充実するとともに、段差等を解消して避難施設内での行動に支障がないようにするものとする。

また、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、介護保険施設などを福祉避難所として指定する。市は福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。

3 小・中学校及び要配慮者関連施設の自主防災力の向上

【総務課／社会福祉課／高齢介護課／教育総務課／こども課／消防本部】

園児、児童及び生徒、乳幼児、要介護高齢者、障がい者、傷病者等が集まる小・中学校及び要配慮者関連施設が地震によって大きな被害を受けると、多くの人的被害が発生する可能性がある。このため地震発生時に的確な対応が図れるよう、消防計画や防災計画等の作成、見直し、防災訓練等の定期的な実施について指導する。

4 情報収集伝達手段等の整備【総務課／消防本部】

要配慮者は、情報の受信、理解、判断、行動などの各段階でハンデキャップを負っている。このため、自主防災組織等による支援体制の強化を図るものとする。

5 外国人の自主防災力の向上【総務課／企画政策課】

わが国の言語、風習に不慣れな外国人の多くは、地震が発生した場合的確な対応をとるこ

とが困難となることが懸念される。市は、外国人の自主防災力の向上を促すため、下記の点について対策を講じるよう努めるものとする。

- (1) 外国人の把握
- (2) 外国語版防災パンフレットの配布
- (3) 避難場所等の案内板の外国語表記
- (4) 防災訓練への参加促進
- (5) 災害時支援体制の整備（情報伝達方法、外国人ボランティア育成等）等

6 各担当部が果たすべき要配慮者対策

(1) 福祉市民部【社会福祉課／高齢介護課】

ア 在宅要配慮者対策

福祉市民部は在宅福祉施策など要配慮者対策と関わりが深い部門であるので、それらの施策を実施する際に防災対策との関連を検討し、より有効なものにするよう努めるものとする。

また、ホームヘルパーに対して家庭における防災対策について研修を行い、在宅要援護者に普及を行うものとする。

(ア) 要配慮者対策マニュアルの作成

市（福祉市民部）は、要配慮者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や地震災害時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、県が作成する要配慮者支援ガイドラインを踏まえ、要配慮者対策マニュアルを作成し防災上必要な知識の普及啓発に努める。

(イ) 避難支援計画の整備

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、個人のプライバシーに配慮しつつ、要配慮者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、避難所や避難路の指定にあたっては、要配慮者の実態にあわせて、利便性や安全性に十分配慮し、具体的な避難支援計画を整備するよう努めるものとする。

イ 要配慮者が多数入所（通所）する福祉施設の災害対策

要配慮者が多数入所（通所）している福祉施設について、避難が必要と考えられる場合には、その体制の確保等の対策を事前に計画しておくものとする。

ウ 市は、要配慮者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の利用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。

エ 防災知識の普及啓発

一般に、障がい者や寝たきりの高齢者などの要配慮者及びその介護者（家族等）は、地震災害が発生したとき、その災害の覚知、情報の収集、伝達、避難などの対応に大きなハンデキャップを負っている。

これらの要配慮者及びその介護者（家族等）を災害から守るためには、市（社会福祉課、高齢介護課）その他防災機関による各種施策の推進とともに、市民の理解と協力が不可欠である。

このため、従来の広報活動に加え、要配慮者のための防災対策の重要性について、市民に対する周知、啓発活動を進め、地域社会全体で取り組む土壌の醸成を図るものとする。

（資料 8-2 在宅要援護者が家庭内対策として取り組むべき事項）

（2）医療部【総合病院】

ア 医療施設の地震災害対策

医療施設に入所している傷病者、特に医療器具が常時必要な者も要配慮者といえる。そこで、市は、医療施設を地震災害時には避難しなくてもよい場所に設置することや、建物を地震等の災害に耐え得るものとする等の対策を指導するものとする。

イ 医療品、資機材の備蓄

避難が必要とされる事態が予想される場合については、医療施設に入所している者に対しての避難先での医療体制の確保及びその他の傷病者や医療救護を必要とする要配慮者を受け入れる災害時応急医療体制が確保されるように、医療品、資機材の必要と予測される量を備蓄するとともに、医療救護活動の実施体制についてあらかじめ検討しておくものとする。

（3）建設水道部【土木課】

ア 改良・改修事業実施時の要配慮者への配慮

改良・改修事業を実施する際、要配慮者の地域での避難を阻害している物的条件の改善やより安全な環境の創出を考慮しつつ、改善整備を図るものとする。

イ 要配慮者の条件を考慮した避難地、避難路等の整備

避難地や避難路等の整備にあたっては、要配慮者を考慮のうえ整備するものとする。

（4）企画総務部【企画政策課／総務課】

ア 地震災害時に、市内に居住する外国人が迅速かつ的確に避難ができるよう外国語で記載したパンフレットを作成・配布し、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

イ 地震時には、家具の転倒や器具の落下等によって要配慮者はきわめて受傷しやすいので、転倒しやすい家具や落下のおそれのある器具については固定等の措置をするよう市民に防災知識の普及啓発を図るものとする。

(5) 企画総務部【総務課】

要配慮者支援については、地域住民の役割が大きいと、日頃から自主防災組織を通じて、市民の果たす役割を明示し周知徹底を図るものとする。

また、自主防災組織は、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう地域における防災力の向上に努めるものとする。

ア 自主防災組織の強化

(ア) 自主防災組織は、防災士及び民生委員児童委員、高齢福祉推進員、障害者相談員等の福祉関係者との連携により、個人のプライバシーに配慮しつつ、災害発生時に援助を必要とする要配慮者のリストを作成するなど実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。

(イ) 災害発生後、直ちに在宅の要配慮者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であることから、身近な地域において、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動等が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

(ウ) 自主防災組織は、市と連携し、在宅の要配慮者の安全確保や避難誘導、救助活動等に十分配慮した地区防災訓練を実施する。

(6) 商工農林部【商工観光課】

旅行者が地震災害時に迅速かつ的確に避難ができるよう旅館等宿泊施設において、避難経路を示す館内図を作成・提出するとともに館内放送を実施し、迅速な避難誘導を行うよう指導するものとする。

また、地震災害時に備え、定期的に避難誘導訓練を行うよう徹底するものとする。

(7) 消防部【消防本部】

防災指導

女性消防団員がひとり暮らしの高齢者宅等を訪問し、防災上の相談を受け、必要に応じて防災環境の整備について助言するものとする。

また、いざというときにどのように対応すればよいかについて要配慮者と共に考え、必要がある場合は、地震災害時に近隣者からの援助が得られるように支援体制づくりに協力するものとする。

7 各行政部局間の調整【総務課】

要配慮者対策については、各部局間の連携をとって計画の推進を図るものとする。

第7節 調査研究

地震による被害は、広域的でかつ各種の災害が複合して発生するなど多種多様である。

特に、近年、大規模建築物の建設、高速道路や通信、電力、上下水道等ライフライン施設の発達により、ひとたび地震が発生すれば、その被害は甚大となることが予想される。

このため、市、県及び防災関係機関は、地震による各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

市ではこれら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを実施するものとする。

第1 活断層に関する調査研究【総務課】

阪神・淡路大震災において、震源として活断層の存在が注目されたところである。本県においても、現在、多くの活断層が推定又は確認されている。

県では平成7～8年度に呉羽山断層調査、平成9～11年度に砺波平野断層帯調査を行っている。

また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年3月の能登半島地震、同年7月の新潟県中越沖地震等、令和5年5月の能登半島地震等、近県で大きな地震が相次いで発生しており、令和6年1月の能登半島地震では本県においても甚大な被害を受けている。これらの地震はいずれも日本海東縁部の「ひずみ集中帯」と呼ばれる地域で発生しており、国においては、平成20年度からひずみ集中帯の重点的調査観測・研究が進められている。

さらに、これまで、沿岸海域を震源とする被害地震が多発しているにもかかわらず、当該地域の調査観測・研究が殆ど実施されていなかったことから、国においては、これまでの陸域の活断層調査に加えて平成21年度から新たに沿岸海域の活断層調査も実施された。その中において、本県に存在する断層帯としては、主要活断層帯の海域延長部に相当する活断層のうち、陸域部の活動履歴は求められているが海域部の長さが明らかになっていない活断層として呉羽山断層帯が位置づけられ、平成22年度に調査が実施された。

令和7年6月には日本海中南部（近畿地域・北陸地域北方沖）の海域活断層の長期評価が公表され、海域活断層の位置・形状やそこで発生する地震の規模、地震の発生確率に関する情報等が公表された。

県及び市は、国等の機関で行われているこれらの調査研究の成果について、情報収集に努め、その対応について研究するものとする。

第2 被害想定に関する調査研究【総務課】

地震に関する被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、災害予防・応急対策等を適切に具体化するための基本となるものであるため重要である。本県は、全国的にみて、有感地震の発生回数は少ないが、過去においては、安政の大地震（1858年）などにより大きな被害を受けており、また、活断層も数多く確認又は推定されている。

地震による被害を最小限にとどめるためには、その被害や対策を科学的に調査することが不可欠である。このため県では、跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層、砺波平野断層帯西部、森本・富樫断層帯、邑知潟断層帯を震源とするマグニチュード7クラスの地震が発生した場合を想定し、震度、地盤の危険度、被害の程度等を予測する被害想定を実施している。

第3 地域危険度調査研究の促進【総務課／各課】

市は、「防災アセスメントマニュアル」（消防庁防災課監修）等に基づく防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ・防災マップの作成に努める。

防災カルテ等に記載すべき事項を例示すれば、災害危険箇所、避難場所、避難路、防災関係施設、土地利用の変遷及び災害履歴等が考えられる。

第4 液状化研究の推進【総務課】

県では、平成23年度「呉羽山断層帯被害想定調査の調査結果の概要について」において、地盤の液状化危険度について調査した結果をとりまとめており、それによれば市内では193棟の建物において液状化が予想される。

市では、地盤の液状化が予想される地域において建築物等の被害を未然に防止するため、液状化に関する研究を推進するとともに市民に対し、液状化に関する知識の普及、啓発に努める。

第 3 章

地震災害応急対策 (応急対策/復旧・復興計画)

第3章 地震災害応急対策（応急対策／復旧・復興計画）

第1節 地震災害時における組織体制等

第1 市における意思決定の基準

【総務課】

- 1 市における地震災害時の災害対策に係る意思決定は、災害対策基本法に基づき市長（災害対策本部長）が行う。
- 2 市長（災害対策本部長。以下「本部長」という。）が意思決定できない場合（出張等により即座に連絡が取れない場合を含む。）の職務の代理者は、次のとおりとする。

順 位	職 名
第1順位	副 市 長
第2順位	企画総務部長
第3順位	建設水道部長
第4順位	福祉市民部長
第5順位	商工農林部長

第2 市職員配備計画

【総務課】

震度4以上の地震が発生した場合は、地震災害応急対策を強力に推進するため、市長（総務課、関係課）は速やかに配備体制を確立するものとする。

また、あらかじめ各課（各班）で緊急連絡要員を指定し、24時間連絡体制を確保するとともに、地震発生時において、定められた基準により速やかに非常配備をとる。

1 配備基準

職員の非常配備基準は、次の表のとおりとする。

種 別	配備基準	職員配備体制
第1非常配備 (警戒体制)	①震度4 ②市長が必要と認めたとき	総務課長 総務課職員 企画政策課職員 DX推進課職員 ※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。
第2非常配備 (非常体制)	①震度5弱以上 ②市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 ◎全職員 ※ 震度5弱以上の強い地震が発生した場合は、直ちに全職員が登庁し、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。

2 配備指令

- (1) 配備指令について職員は報道等で知り得た情報を基に配備基準に基づき参集する。
- (2) (1)にかかわらず、災害の種類、規模、発生の時期等によって特に必要と認めるときは、総務課長が市長（市長が意思決定できない場合は職務の代理者。以下同じ）の判断に基づき各非常配備を発令することができる。
- (3) 各部長は、地震による災害の種類、規模、発生の時期等によって、特に必要と認めるときは、市長の了承を得て、独自の非常配備を発令することができるものとする。

3 勤務時間内における非常配備

- (1) 各部長は、発令された配備基準により、あらかじめ定められた職員を各班ごとに配置し、応急活動を命令するものとする。
- (2) 配備された職員は、上司の命に従い応急活動を実施するものとする。
- (3) 非常配備指令伝達系統は、別図のとおりとする。

(資料 5-7 非常配備指令伝達系統図 勤務時間内系統図)

4 勤務時間外における非常配備

- (1) 災害対策本部各部・班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、あらかじめ具体的に計画しておく。
- (2) 配備職員は、勤務時間外に配備指令があったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所（以下「勤務場所等」）において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び災害応急対策にあたる。

ただし、発災時において急病、負傷等で参集が不能となった場合は動員対象から除外する。

- (3) 指令の伝達及び配備を円滑に行うため、各部長は各班に非常連絡員正副2名を定め、あらかじめ、企画総務部長に届け出ておくものとする。
 - (4) 職員は、動員命令を受けたとき又は動員命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁し、上司の指示を受けるものとする。
 - (5) 職員は、登庁途上において、市民等に危害が及ぶ状況を発見したときは、電話等により上司の指示を受け、最善の措置をとらなければならない。
- ただし、指示を受ける暇のないときは、最善の措置をとった後、直ちに上司に対して報告しなければならない。
- (6) 職員は、登庁途上において知り得た被害状況について上司に報告しなければならない。
 - (7) 交通の途絶等により登庁不能のときは、上司に連絡をし、その指示を受けるものとする。

(資料 5-7 非常配備指令伝達系統図 勤務時間外系統図)

第3 災害対策本部の設置

【総務課】

地震が発生した場合において、防災の推進を図るため、必要があると認めるときは、市長は災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次の事項に該当する場合で、市長が必要と認めたときに設置するものとする。

- (1) 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 市長が指示したとき。

2 災害対策本部の組織

- (1) 災害対策本部は、本章 第5「災害対策本部の組織」に掲げる部及び班をもって組織する。
- (2) 災害対策本部に本部長、副本部長、本部員、班長及び班員を置く。
- (3) 本部長には市長を、副本部長には副市長を、本部付けとして教育長を、本部員には各部長、庄川支所長、市総合病院事務局長、教育委員会事務局長、砺波地域消防組合消防長、消防団長その他本部長の指名する職員を、班長には課長を、班員には班長の所属する職員をもって充てる。

3 災害対策本部各部・班の編成分掌事務

災害対策本部各部・班の編成分掌事務は、P101～P104に掲げるとおりとする。

なお、災害状況の推移により、各班における応急対策要員が不足するときは、所属部長に具申し、次の順序により対応するものとする。

- (1) 部内で余裕のある班から応援する。
- (2) 部内においてなお不足するときは、必要とする要員の職種、要員数、作業内容及び場所、男女の別、携帯品等必要な事項を明らかにして総務班に要請する。
- (3) 本部職員をもってしてもなお要員が不足するとき、又は特定の職員が不足するときは、総務班において災害対策基本法第29条及び第30条の規定による職員の派遣の要請又はあっせんに必要な手続きを行うものとする。

4 設置場所

- (1) 災害対策本部室（以下「本部室」という。）は、本庁舎増築棟3階小ホールに置く。

- (2) 本庁舎増築棟が被災のため使用できない場合は、代替施設として東別館第2会議室、庄川支所会議室の順で本部室を設ける。

5 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次に掲げる場合に廃止するものとする。

- (1) 応急対策等の措置がおおむね完了したとき。
 (2) 災害の発生するおそれがなくなったとき。

6 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を市役所本庁舎正面玄関に掲示又は撤去する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部・班	庁内放送、職緊急連絡網伝達など	企画総務部企画政策情報班
各出先機関	ファックス、職緊急連絡網伝達など	主管課の班長
一般市民	ホームページ上で公表 報道機関を通じて公表	企画総務部企画政策情報班
県本部	富山県防災行政無線 富山県総合防災情報システム	企画総務部総務班
警察署・消防署	ファックス	企画総務部企画政策情報班
報道機関	ファックス	企画総務部企画政策情報班

7 災害対策本部員会議

- (1) 災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次に掲げる重要な災害対策について協議するものとする。

- ア 災害応急対策の基本方針に関すること。
 イ 動員非常配備に関すること。
 ウ 各部班の連絡調整事項に関すること。
 エ 自衛隊災害派遣要請に関すること。
 オ 現地災害対策本部に関すること。
 カ 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
 キ 災害救助法適用申請に関すること。
 ク 他市町村への応援要請に関すること。

ケ その他に関すること。

- (2) 本部員会議は、必要の都度、本部長が招集するものとする。
- (3) 本部員が不在のときは、各部の連絡課長又は課の建制が上位の課長の順にこれを行うものとする。
- (4) 本部員会議に必要な資料は本部員がそれぞれの所掌事務について作成するものとする。

8 連絡調整体制の確保

災害対策本部を設置した場合、本部室へ消防職員及び警察官の派遣を求める等消防、警察との連絡調整体制を確保する。なお、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊、その他の応援隊が到着後も同様とする。

9 災害対策本部会議

救出、捜索、警備及び火災現場で複数の防災関係機関及び公共的団体が活動する場合「災害対策本部会議」を適時開催して関係者間の連絡調整を図る。

10 災害対策調整会議

災害対策本部を設置した場合、防災関係機関、公共機関、公共的機関、協力機関等との間の連絡調整を図るため災害対策調整会議を必要に応じて開催する。

【災害対策調整会議メンバー】

1	砺波市災害対策本部員
2	砺波警察署
3	砺波地域消防組合消防本部、砺波消防署
4	砺波市消防団
5	砺波市災害救援ボランティア本部（砺波市社会福祉協議会）
6	富山県現地対策本部
7	富山県災害対策本部砺波支部
8	自衛隊派遣部隊
9	緊急消防援助隊指揮支援隊
10	指定公共機関のうち本部長が必要と認めたもの
11	指定地方公共機関のうち本部長が必要と認めたもの
12	公共的機関のうち本部長が必要と認めたもの
13	協力機関のうち本部長が必要と認めたもの
14	上記以外の機関で本部長が特に必要と認めたもの

（資料 2-1 主要建設業者一覧表）

（資料 4-10 貨物自動車運輸業者一覧表）

(資料 6-3 指定公共機関及び公共的団体への協力依頼文)

11 現地災害対策本部

本部長は、被災現地における情報収集、応急対策の実施及び関係機関との連絡調整のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

(1) 現地対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員、現地災害対策本部派遣員をもって組織する。

(2) 現地災害対策本部長は、本部長が副本部長又は本部員の中から指名し、現地災害対策本部員及びその他の職員は、本部長が指名する災害対策本部の職員とする。

また、現地災害対策本部派遣員は、防災関係機関の長が指名した職員とする。

(3) 現地災害対策本部の設置基準

ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合

イ 被害が広域に渡る場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

ウ その他本部長が必要と認める場合

(4) 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。

ア 災害情報等の調査収集及び本部への報告に関すること。

イ 応急対策の実施に関すること。

ウ 現地における関係機関との連絡調整に関すること。

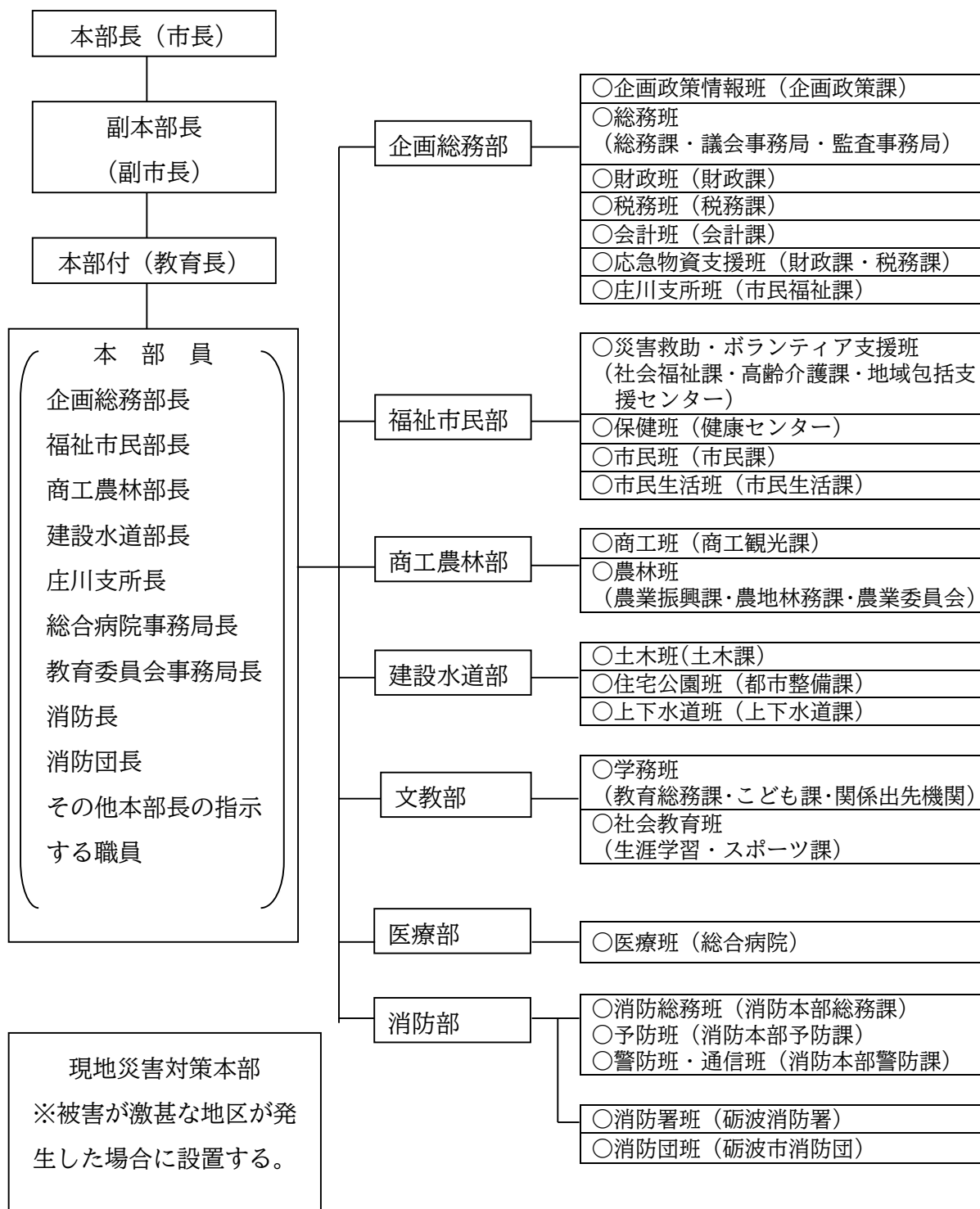
(資料 5-4 砺波市災害対策本部条例)

(資料 5-5 砺波市災害対策本部の組織及び運営に関する規程)

(資料 4-11 防災応急対策系統図)

第4 災害対策本部の組織・事務分掌

1 地震発生後における組織



災害対策本部各部の編成分掌事務

部名 部長 担当職	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務
各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関する事
企画総務部 企画総務部長	企画政策情報班 ◎企画政策課長 DX推進課長 企画政策課職員 DX推進課職員	1 災害対策本部の広報宣伝に関する事 2 災害写真記録の収集、取りまとめに関する事 3 国、県その他の関係機関に対する要望事項の取りまとめに関する事 4 外国人の被災者支援に関する事 5 公共交通に関する事 6 災害情報の収集・伝達に関する事 7 市民への注意の呼びかけ・情報提供、公聴に関する事 8 報道機関との連絡及び相互協定に関する事 9 本部長・副本部長の秘書に関する事 10 災害通信網の応急復旧に関する事
	総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置及び解除に関する事 2 災害対策本部の運営に関する事 3 国、県等各関係機関との調整に関する事 4 災害救助活動の総括に関する事 5 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の各部との連携に関する事 6 災害対策の基本方針に関する事 7 気象通報の収集・伝達及び予警報等の伝達に関する事 8 非常配備指揮命令の伝達に関する事 9 職員の安否確認及び動員計画に関する事 10 各部、各班への災害対策業務の指示に関する事 11 市議会との連絡調整に関する事 12 自衛隊の出動要請に関する事 13 県及び他市町村への応援要請及び連絡に関する事 14 災害時応援協定締結機関・団体等への協力要請に関する事 15 避難指示等の発令及び周知に関する事 16 自主防災組織に対する情報提供に関する事 17 緊急輸送の確保に関する事 18 その他各部に属しない事
	財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策に関する予算措置等に関する事 2 応急措置物品の調達に関する事 3 市有財産の保全及び被害対策に関する事 4 市庁舎の災害対策及び安全確保に関する事 5 応急復旧資金に関する事

第1節 地震災害時における組織体制等

	税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害に伴う市税の減免に関する事 2 被災者の救出、救助に関する事 3 各部、各班の応援に関する事 4 罹災証明の受付・発行に関する事 5 住家の被害認定調査に関する事
	会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 災害時の緊急支払に関する事 2 災害時の資金調達に関する事 3 義援金品等の保管出納に関する事
	応急物資支援班 ◎税務課長 財政課長 税務課職員 財政課職員	1 災害時の支援物資の受け入れの調整に関する事 2 支援物資の要望情報の発信に関する事 3 支援物資の運送・保管に関する事 4 支援物資の支給・配布に関する事 5 残支援物資の処分に関する事
	庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員	1 支所庁舎の災害対策に関する事 2 災害対策本部との連絡調整に関する事 3 支所庁舎に保管してある備蓄品の出し入れに関する事
福祉市民部 福祉市民部長	災害救助・ボランティア支援班 ◎社会福祉課長 高齢介護課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	1 被災者の避難誘導及び救護、救助並びに保護に関する事 2 被災者の見舞金品等の給付に関する事 3 救助用物資その他生活必需品の調達及び配分の総合調整に関する事 4 被災者の生活確保に関する事 5 社会福祉施設の災害対策に関する事 6 災害弔慰金等の支給等に関する事 7 義援金等の受付、配分に関する事 8 要配慮者に関する事 9 ボランティア支援の受け入れ調整に関する事 10 ボランティアのマッチング及び派遣に関する事
	保健班 ◎健康センター所長 健康センター職員	1 防疫対策の確立及び動員計画に関する事 2 災害対策用衛生材料の調達に関する事 3 防疫班の編成に関する事 4 災害時における医療機関との連絡調整に関する事 5 災害救助班の応援に関する事 6 被災者の健康相談、心の相談に関する事
	市民班 ◎市民課長 市民課職員	1 避難者の確認及び安否情報の収集に関する事 2 災害時の遺体の捜索に関する事 3 被害者に対する国民健康保険の給付に関する事 4 住基事務に関する事
	市民生活班 ◎市民生活課長 市民生活課職員	1 ごみ等の処理に関する事 2 仮設トイレの確保等に関する事 3 し尿の収集等に関する事 4 防犯に関する事 5 遺体の収容等に関する事 6 埋葬・火葬に関する事 7 飼育動物（ペット）の救護と飼養に関する事
商工農林部 商工農林部長	商工班 ◎商工観光課長 商工観光課職員	1 商工業関係の災害対策に関する事 2 観光・宿泊施設の災害対策に関する事 3 被災中小企業の復旧・復興に関する事 4 観光客等の帰宅困難者に関する事

	農林班 ◎農業振興課長 農地林務課長 農業振興課職員 農地林務課職員 農業委員会職員	1 農業生産物の被害調査及び対策に関する事 2 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の被害調査に関する事 3 米等の食料の調達に関する事 4 種苗及び生産資材の緊急あつせんに関する事 5 家畜の伝染病予防及び病虫害の防除に関する事 6 家畜飼料の需給に関する事 7 農業水利施設の応急復旧に関する事 8 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の応急復旧に関する事 9 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の災害復旧に関する事
建設水道部 建設水道部長	土木班 ◎土木課長 土木課職員	1 施設等の被害状況調査に関する事 2 施設等の応急復旧に関する事 3 建設機械の現況の把握及びその緊急使用に関する事 4 災害応急対策資材の調達に関する事 5 民間技術者の現況の把握及び従事依頼に関する事 6 道路橋梁の緊急対策及び応急修理に関する事 7 地滑り及び砂防対策に関する事 8 応急危険度判定に関する事 9 水防情報の収集及び水害対策に関する事 10 民有作業用自動車の借上げ計画に関する事 11 道路交通の確保に関する事 12 道路の除雪に関する事
	住宅公園班 ◎都市整備課長 都市整備課職員	1 公営住宅の災害対策に関する事。 2 被災建築物応急危険度判定に関する事。 3 住宅の応急修理に関する事。 4 仮設住宅の供与に関する事。 5 住宅に関する特別融資に関する事。 6 避難所の点検及び避難場所の設置に関する事。
	上下水道班 ◎上下水道課長 上下水道課職員	1 水道施設の災害対策に関する事 2 水道の災害調査及び復旧に関する事 3 水道災害復旧用資材の調達に関する事 4 飲料水の供給に関する事 5 水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関する事 6 下水道施設の災害対策に関する事 7 都市下水路及び流域下水道の確保に関する事 8 下水道の応急対策に関する事 9 下水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関する事
文教部 教育長 (教育委員会 事務局長)	学務班 ◎教育総務課長 こども課長 教育総務課職員 こども課職員及び関係 係出先機関職員	1 教育関係施設の災害対策に関する事 2 教育施設の緊急使用に関する事 3 園児、児童、生徒の避難命令に関する事 4 園児、児童、生徒の避難所の設置、誘導及び安否確認に関する事 5 教職員動員計画に関する事 6 被災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関する事 7 被災教職員の措置に関する事 8 被災児童、生徒の育英奨学に関する事 9 園児、児童、生徒の学用品の給与及び授業に関する事
	社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ 課長 生涯学習・スポーツ 課職員	1 社会教育施設の災害対策に関する事 2 文化財の災害対策に関する事 3 避難所の指定に関する事 4 避難所収容者に対する生活指導に関する事 5 各部、各班の応援に関する事 6 災害活動に協力する女性団体、青年団体等の連絡調整に関する事

第1節 地震災害時における組織体制等

医療部 総合病院事務 局長	医療班 ◎総合病院総務課長 総合病院職員	1 病院災害対策本部の設置及び運営に関する事 2 災害対策本部との連絡調整に関する事 3 傷病者の受入れ及び搬送に関する事 4 災害対策用医薬品の調達に関する事 5 近隣医療機関との連携に関する事 6 D M A T等の関連機関との連携に関する事
消防部 砺波地域消防 組合消防長	消防総務班 ◎消防本部総務課長 消防本部総務課職員	1 災害対策本部との連絡調整に関する事 2 消防資機材、物資の調達に関する事 3 消防部内の連絡調整に関する事 4 報道機関等への災害情報の提供に関する事
	予防班 ◎消防本部予防課長 消防本部予防課職員	1 出火防止等災害広報の実施に関する事 2 災害状況の調査、記録、資料作成に関する事 3 危険物等の処理に関する事
	警防班・通信班 ◎消防本部警防課長 消防本部警防課職員	1 指揮本部の設置、運営に関する事 2 災害活動方針の策定に関する事 3 消防救急救助方針の策定に関する事 4 消防応援要請等に関する事 5 気象警報等の情報収集、伝達に関する事 6 救急病院等の収容体制の把握に関する事
	消防署班 ◎砺波消防署長 砺波消防署員	1 消防現場指揮本部の設置、運営に関する事 2 火災、救急及び救助出動に関する事 3 水防活動の動員計画に関する事 4 消防署及び消防団との連絡調整に関する事 5 被災住民の避難協力に関する事
	消防団班 ◎砺波市消防団長 砺波市消防団員	1 消防・水防活動に関する事 2 被災者の救急、救助に関する事 3 地域住民の避難誘導に関する事 4 危険箇所の巡視、警戒に関する事 5 その他消防団の活動に関する事

第5 応援要請受入

【総務班／消防部／各班】

1 他市町村、県への応援要請及び受入れ（消防関係及び自衛隊を除く。）【総務班】

- (1) 地震により災害が発生した場合、必要に応じて、他の機関や団体などに協力を求めるなどして、災害対策を円滑かつ効果的に実施することが必要である。

特に、被害が広範囲に及んだ場合、市の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「砺波市災害時受援計画」に基づき、県及び被災していない他市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。

- (2) 応援要請及び受入は、所管課が個別に協定等を締結している場合を除き、総務班を窓口として行う。

- (3) 応援隊到着後の活動の調整は、各所管班が行う。

（資料 7-1 消防相互応援協定）

（資料 7-2 フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定書）

（資料 6-1 県、他の地方公共団体への応援要請文書）

【要請先】

要請先	電話番号	FAX	県防災行政無線電話	県防災行政無線FAX
県防災・危機管理課	076-444-3187	076-444-3489	80-11-3360	80-11-2827
南砺市	0763-23-2001	0763-23-2001	80-79-11	8-79-10
小矢部市	0766-67-1760	0766-67-2171	80-78-9-241	80-78-10
高岡市	0766-20-1111	0766-20-1325	80-72-9-2308	80-72-10
愛知県安城市	0566-76-1111	0566-76-1112	80-24-88-023-712-2-2293	80-24-88-023-712-1150
石川県加賀市	0761-72-1111	0761-72-4640	80-24-88-017-206-10	80-24-88-017-206-21
北海道むかわ町	0145-42-2411	0145-42-2711	80-24-88-001-773-99	80-24-88-001-773-10
石川県金沢市	076-220-2111	076-233-9999	80-24-88-017-201-10	80-24-88-017-201-21
福井県越前市	0778-22-3000	0778-22-3458	80-24-88-018-302-1-2304	80-24-88-018-302-1-2990
茨城県東海村	029-282-1711	029-270-4418	8-742-409	
フラワー都市交流災害協定 （山口県萩市）	0838-25-3178	0838-26-5458	80-24-88-035-404-431	

フラワー都市交流災害協定 (北海道中富良野町)	0167-44-2122	0167-44-2127	80-24-88-001- 537-99	80-24-88-001- 537-10
フラワー都市交流災害協定 (山形県長井市)	0238-84-2111	0238-83-1070	80-24-88-006- 726-901	80-24-88-006- 726-950
フラワー都市交流災害協定 (静岡県下田市)	0558-22-2211	0558-22-3910	80-24-88-022- 233-9001	80-24-88-022- 233-8001
フラワー都市交流災害協定 (岐阜県大野町)	0585-34-1111	0585-34-2110	80-24-88-021- 453-2	80-24-88-021- 453-719
フラワー都市交流災害協定 (兵庫県宝塚市)	0797-77-2078	0797-77-2102	80-24-88-028- 214-52	80-24-88-028- 214-61
フラワー都市交流災害協定 (福岡県久留米市)	0942-30-9000	0942-30-9714	80-24-88-040- 700-78-203-70	80-24-88-040- 700-78-203-75
フラワー都市交流災害協定 (鹿児島県和泊町)	0997-92-1111	0997-92-3351		

【応援部隊の活動拠点】

(医療、土木、水道、応急危険度判定士等応援部隊の活動拠点を次のように配置する。)

名 称	所 在 地	施設管理者	連 絡 先
医療応援活動拠点 砺波総合病院	砺波市新富町 1-61	砺波市長	TEL 0763-32-3320 FAX 0763-33-1487
土木応援活動拠点 砺波市役所土木課 (増築棟 1 階に置く)	砺波市栄町 7-3	砺波市長	TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-4506
水道応援活動拠点 砺波市役所上下水道課	砺波市栄町 7-3	砺波市長	TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-4037
応急危険度判定士応援活 動拠点 砺波市役所都市整備課 (増築棟 1 階に置く)	砺波市栄町 7-3	砺波市長	TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-6853

【応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点】

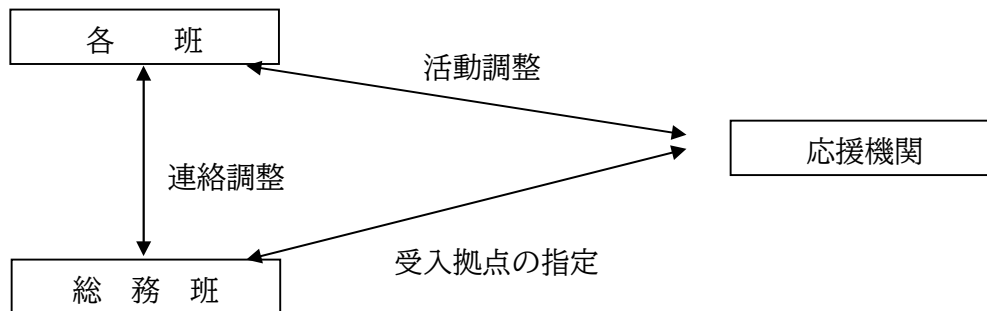
(ヘリコプターによる輸送及び陸上輸送の拠点を次のように配置する。)

名 称	住 所	電話番号	F A X
砺波総合病院屋上ヘリポート (非公共用ヘリポート)	砺波市新富町 1 - 6 1	0763-32-3320	0763-33-1487
砺波市陸上競技場 (場外離着陸場)	砺波市深江 8 1 5	0763-32-4684	0763-32-4684
砺波総合運動公園 (場外離着陸場)	砺波市柳瀬 2 4 1	0763-33-6889	0763-33-6891
弁財天スポーツ公園 (場外離着陸場)	砺波市庄川町庄		

(資料 2-13 ヘリポートの準備)

(資料 2-14 ヘリコプター離着陸場)

【応援活動の調整】



2 緊急消防援助隊等の要請依頼及び受入れ【総務班／消防部】

- (1) 市長は、自らの消防力のみで対応できないと判断した場合、消防部と協議し、協定を締結している他市町村（消防機関）に対して応援を要請する。
- (2) 市長は、協定を締結している他市町村の応援でも対処できないと判断した場合、消防部と協議し、県知事に対して緊急消防援助隊等の応援を要請する。
- (3) 応援要請は、総務班が消防部と協議して調整する。

【要請先】

要 請 先	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 F A X
県消防課	076-444-3188	076-444-3489	80-11-3364	80-11-2827
総務省消防庁	03-5253-7527	03-5253-7537	80-24-88-048- 500-9043431	80-24-88-048- 500-9049033

(4) 活動調整

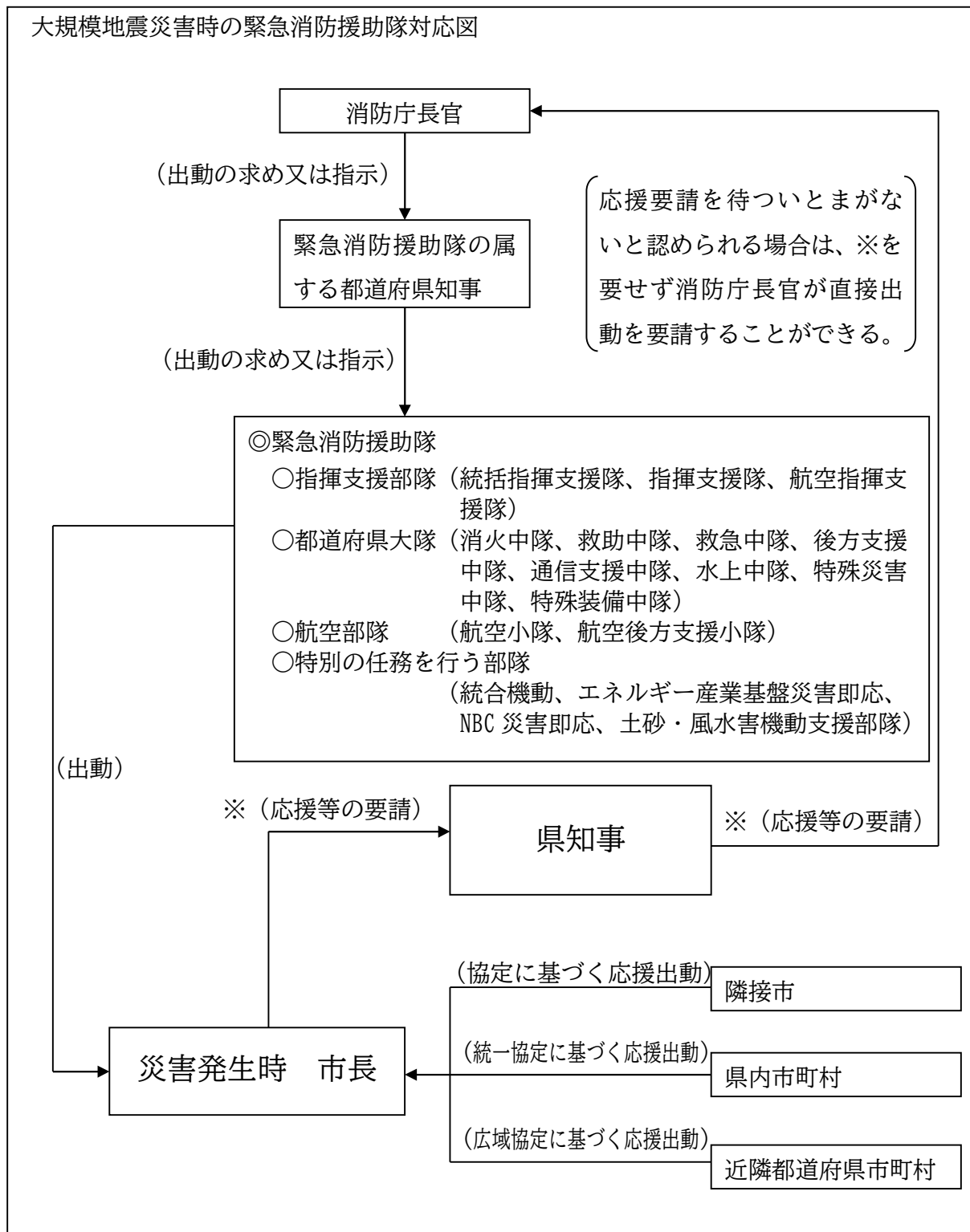
ア 応援到着後の活動の調整は、消防部で行う。

イ 指揮隊から連絡員を災害対策本部室に派遣し情報伝達を行う。

【応援消防機関の活動拠点・進出拠点・宿営場所候補地】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
【進出拠点候補地】指揮支援本部 ・砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻501	TEL 0763-32-4957
【進出拠点候補地】消防集結地・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻501	TEL 0763-32-4957
【活動拠点候補地】二次集結場所 ・砺波市文化会館・農村環境改善センター駐車場	砺波市花園町 1-32	TEL 0763-33-5515
【進出拠点候補地】 ・砺波総合運動公園駐車場	砺波市柳瀬 241	TEL 0763-33-1389
【進出拠点候補地】 ・道の駅庄川駐車場	砺波市庄川町示野 437	TEL 0763-82-5311
【進出拠点候補地・宿営場所候補地】 ・砺波市文化会館・農村環境改善センター駐車場	砺波市花園町 1-32	TEL 0763-33-5515
【進出拠点候補地・宿営場所候補地】 ・高道体育館・グラウンド	砺波市高道 217-1	TEL 0763-32-5240
【進出拠点候補地・宿営場所候補地】 ・チューリップ四季彩館駐車場	砺波市中村 100-1	TEL 0763-33-7716

大規模地震災害時の緊急消防援助隊対応図



3 自衛隊の災害派遣要請計画【総務班】

市長は、地震が発生し、人命又は財産の保護のため必要があり、その実態がやむを得ないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼し、派遣が認められた場合これを適切に受け入れる。

- (1) 各班は、自衛隊の災害派遣が必要と判断した場合、総務班を通じて市長に申し出る。
- (2) 災害派遣（撤収）要請の依頼は、総務班を窓口として行う。
- (3) 災害派遣部隊到着後の受入れは、総務班が行う。

【要請先】

要請先	電話番号	FAX 番号	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 FAX
県防災・危機管理課	076-441-3187	076-444-3489	80-11-3360	80-11-2827

あて先	所在地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長	〒921-8104 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
航空自衛隊第6航空団司令	〒923-0961 石川県小松市向本折町戊267	0761-22-2101

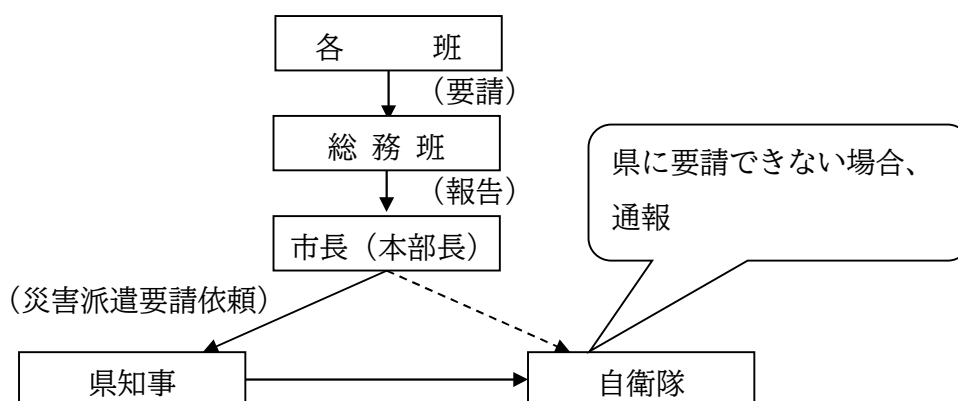
(注) 上記自衛隊については、県に要請が不可能な場合に通報する。

【災害発生通報先】

あて先	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第382施設中隊長	〒939-1338 富山県砺波市鷹栖出935	0763-33-2392

(資料 6-2 自衛隊の災害派遣要請依頼文書)

【災害派遣（撤収）要請依頼の流れ】



第6 防災関係組織間及び公共団体との連絡調整

【総務班／災害救助・ボランティア支援班】

- 1 災害を設置した場合、本部室へ消防職員及び警察官の派遣を求める等消防、警察との連絡調整体制を確保する。

（第3章 第4「災害対策本部の設置」参照）

- 2 災害対策本部を設置した場合、防災関係機関、公共機関、公共的機関、協力機関等との間の連絡調整を図るため、災害対策調整会議を必要に応じて開催する。

（第3章 第4「災害対策本部の設置」参照）

- 3 救出、搜索、警備及び火災現場で複数の防災関係機関及び公共的団体が活動する場合「災害対策本部会議」を適時開催して関係者間の連絡調整を図る。

「災害対策調整会議」及び「災害対策本部会議」の庶務は総務班が処理する。

（第3章 第4「災害対策本部の設置」参照）

（資料 2-1 主要建設業者一覧表）

（資料 4-10 貨物自動車運輸業者一覧表）

（資料 6-3 指定公共機関及び公共的団体への協力依頼文）

- 4 ボランティアとの連携を図るため、市災害ボランティアセンターを砺波市社会福祉協議会内に設置する。

（第3章 第8「ボランティアとの連携体制」参照）

第7 警察との連携

【総務班／砺波警察署】

砺波警察署が被災し、その施設が使用できなくなった場合は、市及び砺波警察署は連携して、速やかに砺波まなび交流館内に「臨時砺波警察署災害警備本部」を設置するものとする。ただし、当該施設が被災し使用できない場合、市民の収容施設として使用することとなった場合、その他使用できない特段の理由がある場合は、市の別の施設を使用することとし、市と砺波警察署が協議して決定する。

臨時砺波警察署災害警備本部の設置、管理、運営、費用負担等に関する基本事項については、あらかじめ協定等により定めておくものとする。

臨時砺波警察署災害警備本部は、設置後速やかに報道機関等を通して窓口や連絡先等を広く広報する。

名 称	所 在 地	電話番号	F A X
臨時砺波警察署災害警備本部	砺波市栄町 717 (砺波まなび交流館内)	0763-33-1115	0763-33-6822

第8 ボランティアとの連携体制

【災害救助・ボランティア支援班／砺波市社会福祉協議会】

災害対策本部が設置された場合は、市及び砺波市社会福祉協議会は、連携して、速やかに「砺波市災害救援ボランティアセンター」を設置するものとする。

同センターは、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入れ窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(資料 6-4 ボランティア受付名簿)

1 ボランティアの活動拠点

名 称	所 在 地	電話番号	F A X
砺波市社会福祉協議会 砺波市立砺波図書館駐車場	砺波市幸町 8-17 砺波市幸町 4-1	0763-32-0294	0763-33-6324

2 災害救援ボランティアセンターの主な機能

(1) 状況把握及び報告

被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、被災地内外に情報を提供する。

(2) ボランティアの受入れ

ボランティアの申出者を受付け、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、ボランティア受付名簿を作成する。

(3) ボランティア依頼の受付及び相談

被災住民からボランティア依頼を受付け、また相談に応じる。

(4) ボランティアコーディネート

ボランティアの申し出と依頼をコーディネートし、的確なボランティア受付名簿を作成する。

(5) ボランティア団体・行政との連絡調整

地元ボランティア団体、被災地に入ったボランティア団体及び行政との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を促進する。

(6) ボランティアの健康管理

ボランティアの健康管理に関して、健康センター等関係機関との連絡を取り、安全な活動のための指導を行う。医療班の巡回等を調整する。

3 災害救援ボランティア現地事務所

災害救援ボランティアセンターは、被災地の状況に応じて必要がある場合には、ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害救援ボランティアセンターが担うものとする。

(1) 設置場所

現地事務所は、ボランティア活動が円滑に行える場所（施設）に設置するものとする。

(2) 機能・業務

- ア 市災害救援ボランティアセンターとの連絡調整
- イ ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での支援活動
- ク ボランティアの健康管理等

4 ボランティアへの協力依頼事項（例）

- (1) 市災害救援ボランティアセンターの運営に関する事項（発災早期に被災地入りした団体に依頼する）
- (2) 避難所の運営に関する事項
- (3) 要配慮者関連施設の支援に関する事項
- (4) 救援物資の仕分け、運搬、配付に関する事項
- (5) 広報活動に関する事項（張り紙・チラシの配布、貼付け等）等
- (6) 被災家屋の片付け、清掃等

第9 帰宅困難者対策

【商工班】

都市部や観光地には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が流入、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想される。

このため、市は県と連携し、徒歩帰宅支援ステーションの活用を促すなど帰宅困難者の支援に努めるものとする。

第10 応急公用負担等の実施

【各班】

※ 県地域防災計画より転載

防災関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとする場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により必要な措置を図るものとする。

第1 災害対策基本法に基づく応急公用負担

1 実施責任者及び応急公用負担等の権限

(1) 市町村長（災害対策基本法第64条、第65条、第71条）

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

ア 市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること

イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置

ウ 市町村の区域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること

エ 県知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の処分を行うことができる。

(2) 警察官、海上保安官又は自衛官（災害対策基本法第64条、第65条）

市町村長又はその職権の委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、前（1）ア、イ及びウの市町村長の職権を行うことができる。

また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

(3) 県知事（災害対策基本法第71条、第73条）

ア 県の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し若しくは収用することができる。

イ 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記(1)に定める市町村長の行う事務を代って実施することができる。

(4) 指定地方行政機関の長（災害対策基本法第78条）

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

2 応急公用負担の手続等

応急公用負担の手続等は、次のとおりである。（災害対策基本法第64条）

(1) 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、

1 (1)アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 土地建物等の所有者等権限を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知するものとする。

イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に上記必要事項を掲示するものとする。

(2) 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、

1 (1)イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から14日間、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示するものとする。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数料のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができるものとする。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担するものとする。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から6月を経過しても返還することのできない工作物等は、次のとおり、その所有者が帰属する。

(ア) 市町村長が保管する場合、市町村

- (イ) 警察署長が保管する場合、県
- (ウ) 海上保安部長が保管する場合、国
- (エ) 自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国

3 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）

県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者又は管理者等に対し、公用令書を交付して行うものとする。

（資料 6-9 公用令書）

4 損失補償、損害補償（災害対策基本法第82条、第84条）

(1) 損害補償

県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等の従事命令等により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは県又は市町村は、その者又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等が発する保管命令や施設、土地等管理、使用、物資の収用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第2 他の法令に規定する公用負担

1 物的公用負担

法 令	権 利 者	目 的	負担目的物	負 担 内 容	補 償	罰 則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	消防長、消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団長	延焼防止	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	同上	消火、延焼防止又は人命救助のため緊急の必要	前2項以外の消防対象物及び土地	使用、処分又は使用制限	要求があるときは、時価により補償（市町村負担）	なし
消 防 法	同上	給水維持のため緊急の必要		水利使用、制水弁の開閉	なし	なし
土地収用法	起業者（市町村長の許可）	非常災害に際し緊急施行の必要	他人の土地	使用	時価により損失補償（起業者）	なし
土地収用法	起業者（収用委員会の許可）	裁決遅延により災害防止が困難となる場合	当該土地	使用（6ヶ月間）	時価により損失補償（起業者）	なし
水 防 法	水防管理者 水防団長又は消防機関の長	水防のため緊急の必要	水防の現場において必要な土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬用機器又は工作品その他の障害物運搬具	一時使用、使用、収用、処分	時価により補償（水防管理団体負担）	なし
災害救助法	都道府県知事	応急救助	施設、土地、家屋、物資	管理、使用、収用	通常生ずべき損失を補償（都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担）	なし

第1節 地震災害時における組織体制等

法 令	権 利 者	目 的	負担目的物	負 担 内 容	補 償	罰 則
水害予防組 合法	水害予防組 合	非常災害の ため必要	土地、土石、 竹木その他 の現品	使用、収用	損失補償（水 害予防組合負 担）	な し
河 川 法	河川管理者	洪水の危険 切迫なると き	土地、土石、 竹木その他 の資材、車 両その他の 運搬具及び 器具、工作 物等	使用、収用、 処分	通常生ずべき 損失を補償 （河川管理者 負担）	な し
道 路 法	道路管理者	非常災害	土地、土石、 竹木その他 の物件	使用、収用、 処分	通常生ずべき 損失を補償 （道路管理者 負担）	正当の事由 がなく、こ ばみ、又は 妨げた者、 懲役又は罰 金
港 湾 法	港湾管理者	非常災害に よる危険防 止	土地、土石、 竹木その他 の物件	使用、収用、 処分	通常生ずべき 損失を補償 （港湾管理者 負担）	な し
漁場整備法	漁港管理者	非常災害の ため急迫の 必要	土地、水面、 船舶、工作物、 土石、竹木、そ の他の物件	使用、収用	現に生じた損 害を補償（漁 港管理者負 担）	な し
土地改良法	国、都道府 県、市町村、 土地改良区	急迫の災害 を防ぐため	土地、土石、 竹木その他の 現品	使用、収用	時価により損 失を補償（当 該団体負担）	な し
感染症法	都道府県知 事	感染症の病 原体に汚染 （疑い含む） した建物で 消毒方法の 施行を不適 当と認める とき	建物、土地	使用制限	手当金交付 （市町村負担）	な し
水難救護法	市町村長	救護のため	船舶、車馬そ の他の物件、 所有地	徴用、使用	徴用、使用に 対して補償 （市町村負担）	正当の理由 なくこぼん だ者罰金
電気通信事 業法	NTT 西日本 (株)	天災が発生 した場合、 重要な通信 を確保する ための線路 の設置	土地、建物そ の他の工作物	使用	損 失 補 償 （NTT 西日本(株) 負担）	な し

2 人的公用負担

法 令	権 利 者	目 的	負担義務者	負 担 内 容	補 償	罰 則
消防法 (他の災害に準用)	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助で緊急の必要がある場合	現場付近に在る者	消防作業に従事	1 損害補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償(市町村負担)	軽犯罪法
水 防 法	水防管理者 水防団長又は消防機関の長	水防のためやむをえない必要	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防に従事	1 損失補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償(水防管理団体負担)	軽犯罪法
災害救助法	都道府県知事	応急救助	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務従事	1 実費弁償 2 負傷、疾病、死亡の場合扶助金支給(1, 2とも都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担)	懲役又は罰金
災害救助法	運輸局長	救助の応援	輸送関係者	救助に関する業務従事	同 上	同 上
災害救助法	都道府県知事	応急救助	救助を要する者及びその近隣の者	救助への協力	な し	な し
災害救助法 (施設負担)	都道府県知事	応急救助	物資の生産等を業とする者	物資の保管命令	通常生ずべき損失を補償(一定額以上国庫)	懲役又は罰金
水害予防組合法	水害予防組合管理者、警察官又は監督行政庁	出水のための危険が出るときの防御	組合区域内の総居住者	防 御 従 事	な し	軽犯罪法
水害予防組合法	水害予防組合	水害防御従事	組合員又は区域内の総居住者	夫 役 現 品	な し	(督促及び滞納処分)
河 川 法	河川管理者	洪水の危険切迫するとき	その付近に居住する者又はその現場にある者	使 役	1 損失補償無し 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償(河川管理者負担)	軽犯罪法

第1節 地震災害時における組織体制等

法 令	権 利 者	目 的	負担義務者	負 担 内 容	補 償	罰 則
道 路 法	道路管理者	非常災害	現場にある者 又はその付近 に居住する者	防御に従事	通常生ずべき 損失を補償 (道路管理者 負担)	軽犯罪法
港 湾 法	港湾管理者	非常災害に よる危険の 防止	現場にある者 又はその付近 に居住する者	防御に従事	通常生ずべき 損失を補償 (港湾管理者 負担)	同 上
漁 港 法	漁港管理者	非常災害の ため急迫の 必要	現場にある者	業務に協力	現に生じた損 害を補償(漁 港管理者負担)	同 上
警察官職務 執行法	警 察 官	危害防止	その場に居合 せた者、その 事務の管理者 その他関係者	措 置 命 令	な し	同 上
水難救護法	市町村長	救護のため	人	救 護 従 事	労務報酬支給 (市町村 負担)	1 罰 金 2 軽犯罪法
海上保安庁 法	海上保安官	非常事変に 際し必要あ るとき	付近にある人 及び船舶	協 力	な し	軽犯罪法
水 道 法 (物品負担)	都道府県知 事	災害その他 非常の場合	水道事業者又 は水道用水供 給事業者	水道施設内に とり入れた水 の供給	対価補償(都 道府県)	懲役又は罰 金
有線電気通 信法 (施設負担)	総務大臣	非常事態が 発生又は発 生するおそ れがある場 合、災害の 予防救援、 交通通信若 しくは電力 の供給秩序 維持のため	有線電気通信 設備を設置し たもの	他の設置に接 続させること 必要な返信 を行わせること 他の者に使用 させること	実費弁償(国 庫負担)	懲役又は罰 金
電 波 法 (施設負担)	総務大臣	非常事態が 発生し又は 発生するお それがある 場合、人命 救助、災害 救援、交通 通信の確保 通信の維持 のため	無 線 局	通信を行わせ る	実 費 弁 償	懲役又は罰 金
港湾運送事 業法 (施設負担)	国土交通大 臣	災害救助そ の他公共の 安全の維持 のため	港湾運送業者	貨物の取扱、 運送、順位変 更	通常生ずべき 損失を補償	な し

第2節 発災時における対応

第1 災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保

【総務班】

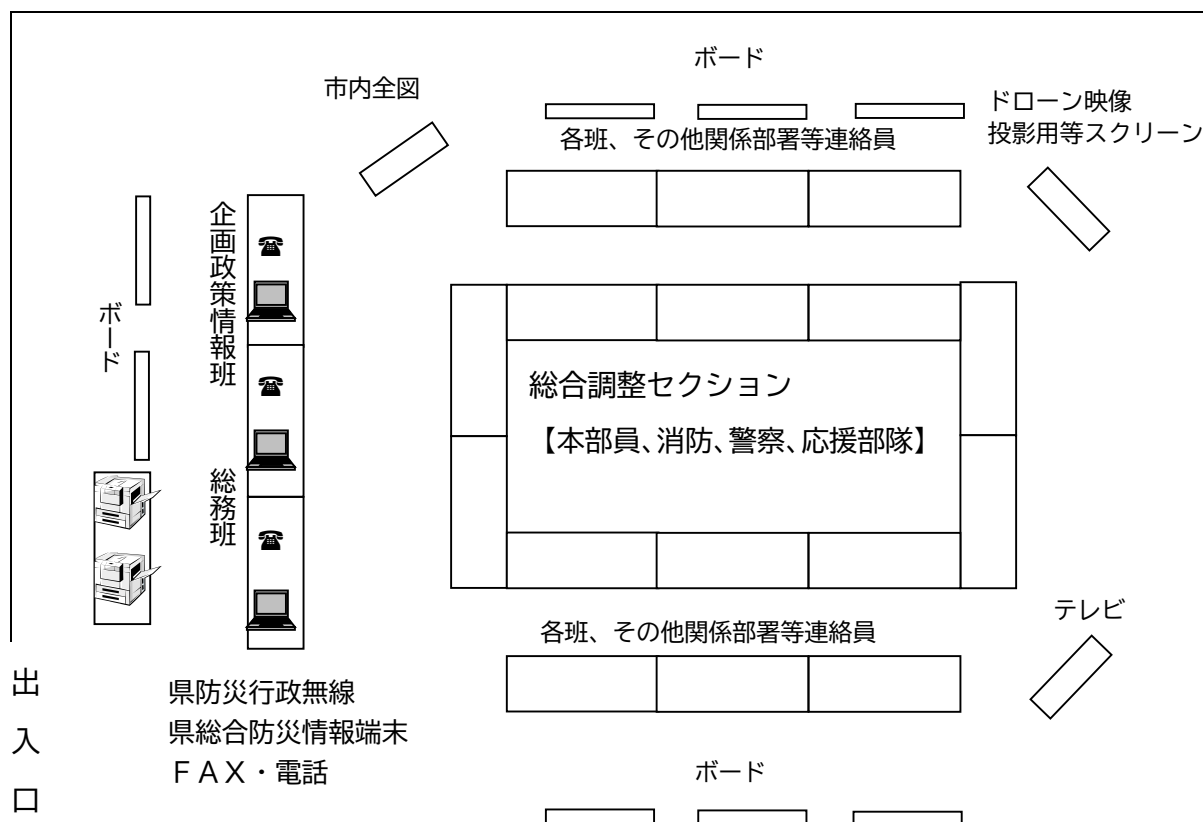
- 1 震度5弱以上の地震を観測した場合は、自動的に災害対策本部を設置する。
- 2 緊急本部班は、直ちに庁舎内の来庁者及び職員の安全を確保するとともに、本部室（小ホール及び東別館会議室）を設置する。
- 3 全国瞬時警報システム（Jアラート）、県防災行政無線、県震度情報ネットワークシステム、市防災行政無線等の非常電源への接続等の確認を行う。
- 4 非常電源装置及び通信機能に障害等がある場合は、直ちに北陸電力㈱、北陸通信工業㈱等関係機関へ対応を要請する。
- 5 本庁舎増築棟が被災により使用できない場合は、代替施設として東別館会議室、庄川支所会議室の順に臨時設置する。

○ 本部室の運用

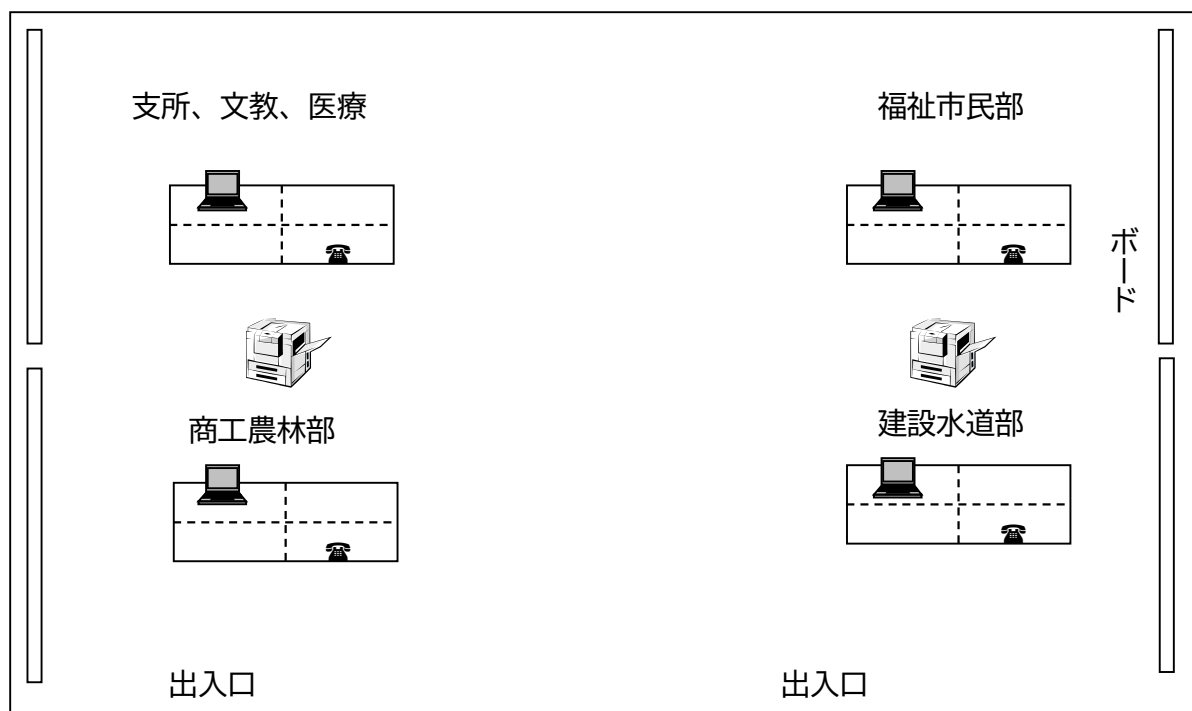
本部室として、「総合調整本部室」及び「応急活動調整本部室」を設置する。

総合調整本部室は、情報の収集、整理及び分析、応急対策に係る方針の決定及び各班に指示事項の伝達等を行う役割を担い、応急活動調整本部室は、災害対策本部会議及び総合調整本部室の指示事項を、市の内部の職員又は外部のものに伝達し必要な活動を行う拠点とする。

○ 災害対策本部及び総合調整本部室（小ホール）のレイアウトイメージ



○ 応急活動調整本部室（東別館会議室及び庄川支所会議室）のレイアウトイメージ



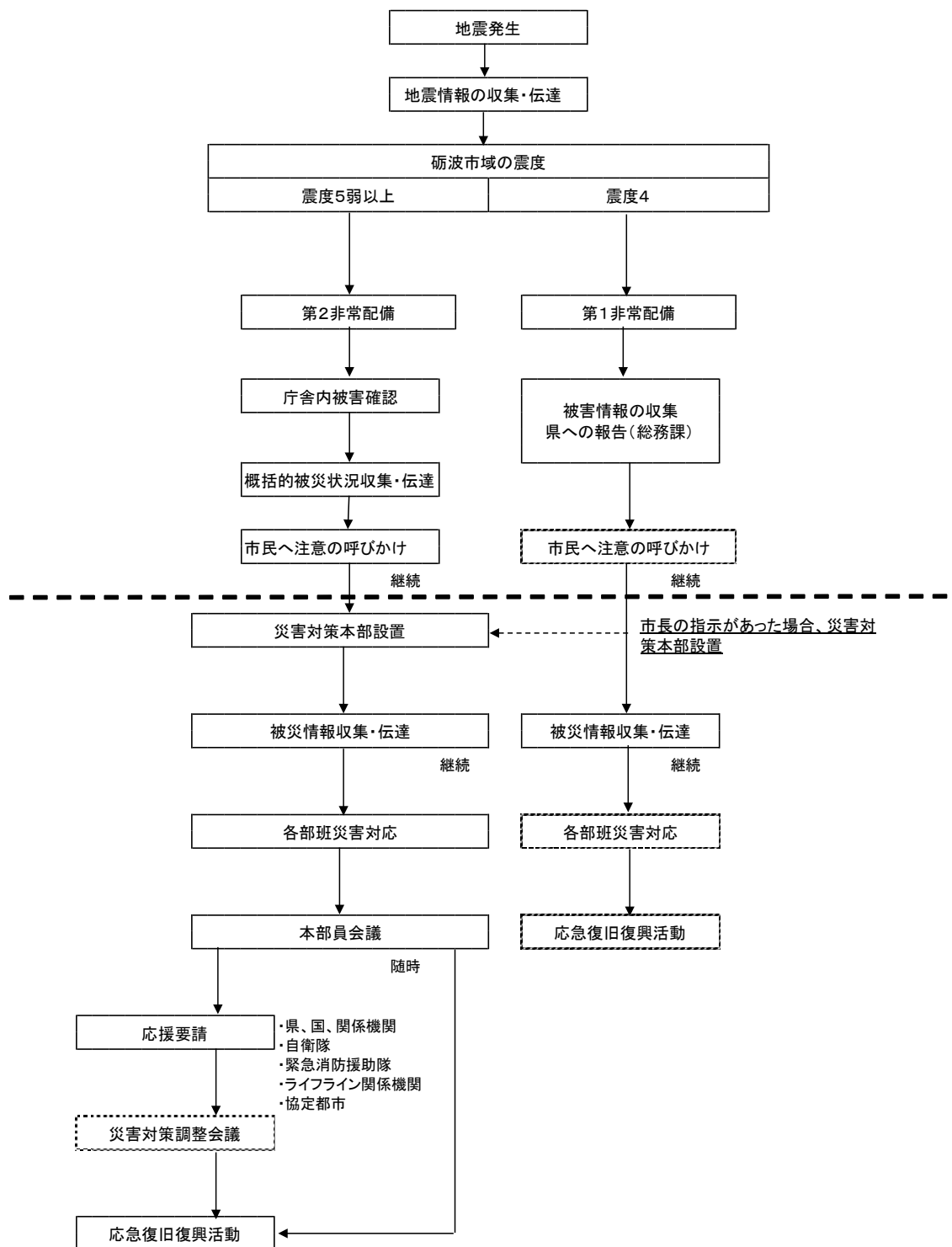
○ 災害対策本部のスペース

スペースの名称	設置場所	機 能 等	設置の条件
災害対策本部室 総合調整本部室	小ホール 特別会議室 第1会議室 ※代替施設 東別館 庄川支所会議室	・本部員会議及び調整会議を開催するためのスペース ・情報の集約・分析のためのスペース 【配備備品】 ・市内全図 ・ボード ・県防災行政無線端末 ・県総合防災情報システム端末 ・電話（FAX） ・パソコン（プリンター） ・テレビ等	必ず設置
応急活動調整本部室	東別館会議室 ※代替施設 庄川支所会議室	・指示事項を伝達し必要な活動を行う拠点スペース 【配備備品】 ・防災行政無線 ・市内全図 ・ボード ・電話（FAX） ・パソコン（プリンター）等	必ず設置
応援機関事務室	1号別館第9会議室 砺波まなび交流館 チューリップ四季彩館 砺波市美術館	・消防隊、自衛隊、警察等応援機関が事務を執るためのスペース	状況に応じて確保
プレスルーム	特別会議室	・記者発表を行うためのスペース	必ず設置
市民総合窓口	平屋	・来庁される市民の総合相談や必要手続きを行うためのスペース	必ず設置

災害対策本部等設置フロー

地震災害時

このフローは概ねの流れであるので、災害の状況に応じて各ステップが同時平行にあるいは、順序が前後する場合がある。



第2 概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請

【全班】

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市をはじめ防災関係機関は、地震の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

1 概括的な情報収集・伝達

- (1) 総務班は、震度5弱以上の地震を観測し、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の鑑定及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

- (ア) 県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁経由）に直接報告する

特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず、当該区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する

ものとする。

- (イ) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに国（総務省消防庁経由）及び県災害対策本部（防災・危機管理課）へ同時に報告する。

（資料 6-5 災害報告様式及び被害状況判定基準）

- (ウ) 災害確定報告

応急措置が完了した後、10日以内に、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

【情報の伝達先】

県防災・危機管理課	TEL 076-444-3187 FAX 076-444-3489 県防災行政無線電話 80-11-3360 県防災行政無線FAX 80-11-2827
砺波土木センター	TEL 0763-22-3524 FAX 0763-22-6698 県防災行政無線電話 80-34-14 県防災行政無線FAX 80-34-10
消防庁	防災情報室 TEL (03) 5253-7526 FAX (03) 5253-7536 宿直室 TEL (03) 5253-7777 FAX (03) 5253-7553 衛星回線 TEL 80-24-88-048-500-9043521(勤務時間内) 80-24-88-043-500-9049101(夜間休日) FAX 80-24-88-048-500-9049034(勤務時間内) 80-24-88-048-500-9049036(夜間休日)

(2) 地震に関する情報の収集・伝達活動

気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。

ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

イ 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても喜寿して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

ウ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ等でも発表している資料。

(1) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや担当区域内で震度4以上の揺れを観測したとき等に、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

(2) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために、管区・地方气象台等で月ごと又は週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区气象台及び沖縄气象台は、週ごとの資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

2 収集・判断すべき情報

- (1) 生き埋め、洪水による遭難等要救出現場の発生数（概数若しくは概数が不明の場合は被害規模等を類推できるような状況報告）
- (2) 救急要請、火災の発生件数（概数若しくは概数が不明な場合は被害規模等を類推できるような状況報告）
- (3) 緊急消防援助隊、都道府県防災ヘリコプター、自衛隊等応援の必要性
- (4) 孤立し情報の確認ができない地区の発生状況
- (5) その他特記すべき事項等

3 情報の収集要領

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。

このため、市は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

- (1) 庁舎及び庁舎周辺の被害状況から類推する。（勤務時間内発災の場合）
- (2) 参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。（勤務時間外発災の場合）
- (3) 被災地、避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し、携帯電話、無線により、情報を収集する。
- (4) 全地区へ配備している移動系防災行政無線により、全地区の自主防災組織の代表者等から情報を収集する。
- (5) ライフライン、公共交通その他防災関係機関等が把握する情報を、電話、無線により収集する。
- (6) テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。
- (7) 消防無線の使用状況を傍受し、情報を収集する。
- (8) タクシー会社、トラック会社 警備会社等民間企業の協力を得て情報を収集する。
- (9) インターネットにより情報を収集する。

4 県への応援要請

収集した情報により、震災応急対策が必要と判断した場合、本部長（総務班）は直ちに県知事（県防災・危機管理課）に対し、次の事項を示し、応援を要請する。

- (1) 応援を求める理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資
- (3) 応援を必要とする場所、期間
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他応援に関し必要な事項等

5 通信方法

ア 通信連絡体制（県、災害時相互応援協定締結都市など）

（ア） 災害時優先電話

電話回線が異常に輻輳した場合においても、N T Tが行う発信規制や輻輳している所への発信規制の対象とならない加入電話を利用する。

（イ） 非常・緊急通話

災害時優先電話でもかかりにくい場合は、災害時優先電話のうち直通（ダイヤルイン）回線の電話から、市外局番なしの「102」をダイヤルしN T T所轄支店のオペレーターを呼び出し、次のことを告げ通話を申し込む。

- a 非常扱い通信又は緊急扱い通話の申込みであること
- b 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称
- c 相手の電話番号及び通話内容

イ 無線電話

（ア） 県防災行政無線

市、県及び県内消防本部等、県防災行政無線加入機関相互の通信及び地域衛星通信ネットワーク加入の消防庁、他県の自治体との通信は、県防災行政無線を有効に利用する。

また、震災時には、県防災行政無線が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、映像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。

（資料 3-12 富山県防災行政無線系統図）

（イ） 衛星通信

市は、衛星通信を整備し、積極的に活用する。

（ウ） 緊急速報メールの移動体通信事業者が提供するサービス

市は、緊急速報メールの移動体通信事業者が提供するサービスを導入し、積極的に活用する。

第3 市民への注意の呼びかけ

【企画政策情報班】

- 1 本市で震度4以上の地震を観測した場合、企画政策情報班（企画政策課）は、広報車、移動系防災行政無線、CATV、コミュニティFM放送、緊急速報メール、市ホームページ、ウェブサイト及びソーシャルメディア等のあらゆる手段を用いて注意を呼びかける。
- 2 企画政策情報班が中心となり市民への広報及び報道機関への情報提供を行うものとする。
（2-② 市民への広報・報道機関への情報提供 参照）

【案内文例】

こちらは、砺波市災害対策本部です。

ただいま、震度6弱の地震が発生しました。

火を消してください。

身の回りを確認し、危険がある場合は、安全な場所（指定緊急避難場所）に避難してください。

今後、余震が予想されます。ちょっとした衝撃でかわらや看板などが落ちてきたりする場合がありますので、十分注意してください。

ラジオやテレビの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

（繰り返し）

- 3 となみ衛星通信テレビ株式会社 TST データ放送へ情報を送信する。
（資料 7-9 災害緊急放送に関する相互協定書）
- 4 緊急速報メールについて市民の身体、生命及び財産を守るために必要な緊急性の高い情報（避難指示等）を発信する。

第4 報道機関への情報提供

【企画政策情報班】

- 1 報道対応の責任者は、【企画政策課長】とし、報道マニュアルに基づいて対応する。
- 2 プレスルームを特別会議室等に設置し、報道機関への災害情報の提供は、企画政策課長が市政記者クラブと協議し、決定した時間に行う。
- 3 報道機関からの取材については、緊急情報班を窓口として対応する。

第5 被害情報の収集・伝達

【企画政策情報班／総務班／各班】

- 1 総務班は、概括的な被害情報の収集・伝達後、県の定める様式に従った被害状況の調査が適切に行える体制を各班と協議して整える。
- 2 災害時地区連絡員（以下「地区連絡員」という。）の派遣
各地区の状況を把握するため、本部長は地区連絡員を複数名選任し各地区へ派遣する。
地区連絡員は、地区の主要避難場所を活動拠点とし、自主防災組織、自治振興会及び避難住民等から被害情報を収集し、本部へ連絡する。また、災害対策本部からの指示や情報を自主防災組織等自治組織に伝達する。
- 3 総務班は、企画政策情報班（企画政策課）がとりまとめた情報から報告時点で判明している最新の情報を県に報告する。N T T回線が途絶している場合は、県防災行政無線又は県総合防災情報システムを通じて行う。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送に困難な場合には、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討することとする。
- 4 災害の規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、県に応援を求める。
- 5 応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、「災害報告取扱要領」に基づき15日以内に確定報告を県に対して行う。
（資料 6-5 災害報告様式及び被害状況判定基準）

<被害情報等の収集担当班（課）>

被害情報等を収集する担当班（課）は次のとおりとする。

被 害 項 目	担 当 班	備 考(課 名)
人的・家屋被害	企画総務部 総務班 企画政策情報班 庄川支所班	企画政策課・総務課 市民福祉課・市民福祉課
社会福祉施設被害	福祉市民部 災害救助・ボランティア支援班	社会福祉課・高齢介護課
医療施設被害	医療部 医療班	総合病院総務課
商業・工業被害	商工農林部 商工班	商工観光課
農業・水産・林業被害	商工農林部 農林班	農業振興課・農地林務課
公共土木施設被害	建設水道部 土木班	土木課
公共文教施設被害	文教部 学務班・社会教育班	教育総務課・こども課・生涯学習・スポーツ課
電力施設被害	商工農林部 商工班	商工観光課
ガス施設被害	福祉市民部 市民環境班	市民生活課
上水道施設被害	建設水道部 上下水道班	上下水道課
下水道施設被害	建設水道部 上下水道班	上下水道課
通信施設被害	企画総務部 企画政策情報班	企画政策課
鉄道施設被害	企画総務部 企画政策情報班	企画政策課
市庁舎被害	企画総務部 財政班	財政課
ダム被害	企画総務部 総務班	総務課

第6 市民への広報・報道機関への情報提供

【企画政策情報班】

1 市民への広報

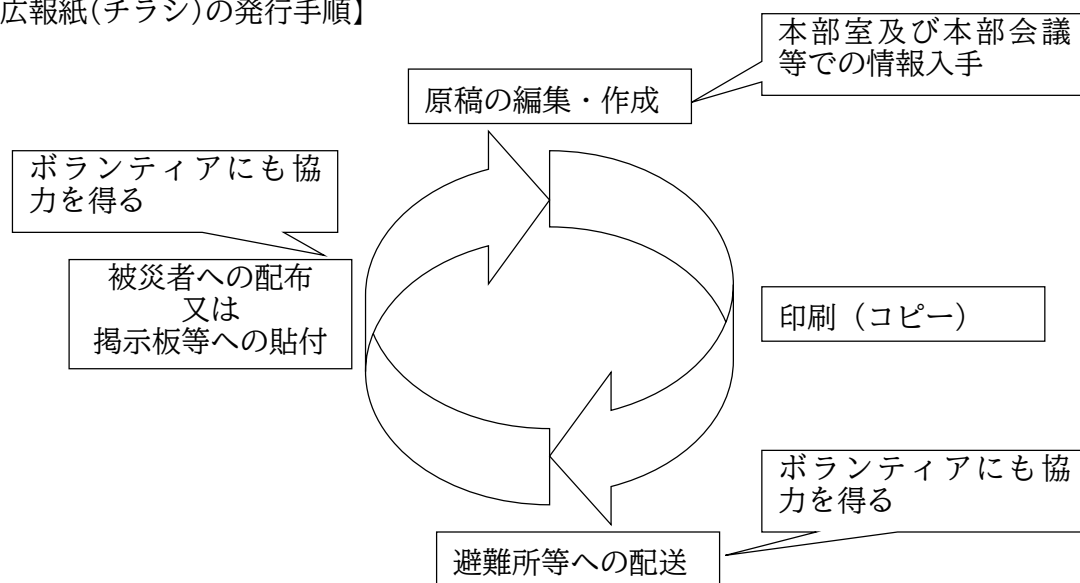
- (1) 市民への広報の責任者は企画政策情報班（企画政策課長）とする。
- (2) コミュニティFM（株式会社エフエムとなみ）、CATV（となみ衛星通信テレビ株式会社）と連携し、逐次市民に情報を提供するものとし、緊急防災情報チャンネル放送へ情報の送信及び緊急災害放送を依頼する。
- (3) 各班の協力を得て被害状況や対策の状況を記した広報紙（原則としてA3判片面のチラシ形式）を毎日作成し、避難所等に貼り付け又は配付する。
- (4) 企画政策情報班は、市ホームページ、ウェブサイト及びソーシャルメディア等にて情報を提供する。
- (5) 在宅要援護者及び外国人への広報にあたっては、民生委員児童委員、ボランティア等を通じてきめの細かい広報に努める。

（資料 7-9 災害緊急放送に関する相互協定書）

【広報紙（チラシ）の掲載項目例（発災当初の段階）】

- ・ 市長声明（励まし及び防災対策の方針）
- ・ 二次災害注意情報
- ・ 被害速報
- ・ 電気・水道情報
- ・ 医療情報
- ・ 食料・水・生活物資情報等

【広報紙（チラシ）の発行手順】



（資料 8-4 広報紙（チラシ）第1号のひな型）

2 報道機関への対応

- (1) 報道からの取材については、企画政策情報班を窓口として対応する。
- (2) 発表時間は、原則として、発災時は適宜に、その後は午前10時及び午後3時を目処に発表する。
- (3) 発表資料は、総務班及び企画政策情報班が協力して作成し、あらかじめ本部長の承認を得るものとする。
- (4) 発表資料の内容

災害の種別、発生の日時及び場所、被害状況、応急対策の状況、市民に対する避難情報、注意事項等を取りまとめ、報道機関に発表するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア 人身の損害、家屋等の被害状況

イ 河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況）、公園等被害状況

ウ 火災状況（発生場所、被害状況等）

エ 交通状況（交通機関、運行状況、不通箇所、開通見込み日時、道路交通状況等）

オ 電力、通信、上・下水道などライフライン状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）

カ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）

キ 生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）

ク 医療救護所の開設状況

ケ 避難場所等（避難場所の位置、経路等）

コ 人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項等

- (5) 地震災害時においては、余震情報を迅速に伝達するとともに、情報の混乱から生じるパニックの防止に努めるものとする。
- (6) 情報の提供にあっては、耳、目の不自由な人や高齢者や外国人に十分配慮するよう努めるものとする。
- (7) 安否不明者等の氏名等公表

災害時の安否不明者の氏名等公表については、県の「災害時における安否不明者等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。

3 放送局への依頼【企画政策情報班】

本部長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ県が放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」に定めた手続きにより、放送局に対して災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

(1) 依頼の手続き

次の事項を明記の上、文書をもって県知事（防災・危機管理課）に依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、その後速やかに文書を提出する。

ア 放送を求める理由

イ 放送の内容

ウ 発信者名及び受信の対象者

エ 放送の種類等

(2) 放送の依頼先

ア 日本放送協会富山放送局

イ 北日本放送株式会社

ウ 富山テレビ放送株式会社

エ 株式会社チューリップテレビ

オ 富山エフエム放送株式会社等

4 となみ衛星通信テレビ株式会社、株式会社エフエムとなみへの依頼【企画政策情報班】

本部長は、災害時緊急放送に関する協定に基づき、放送を依頼する。

（資料 7-9 災害緊急放送に関する相互協定書）

（資料 7-42-2 災害緊急放送に関する相互協定書）

5 情報伝達手段及び伝達先

次のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

○ チェックリスト

<市民等への伝達>

☐ 移動系防災行政無線

☐ Lアラート（災害情報共有システム）

☐ 消防団器具置場等サイレン

（資料 3-8 サイレン塔設置状況）

サイレンによる避難信号 5秒 2秒 5秒 2秒 5秒

●－休止－●－休止－●－繰り返し

☐ 広報車・消防車両

☐ 自主防災組織（地区、自治会）の会長 ・ ・ ・ ・ F A X、電話

☐ 市ホームページへの掲載・携帯端末機への情報発信

- ☐ 株式会社エフエムとなみへの依頼・・・FAX、電話
- ☐ となみ衛星通信テレビ株式会社への依頼・・・FAX、電話
- ☐ となみ衛星通信テレビ株式会社緊急防災チャンネル放送・・・インターネット
- ☐ 避難所管理者及び鍵管理者・・・FAX、電話

<要配慮者・福祉関係機関への伝達>

- ☐ 支援者の事前登録者・・・FAX、電話
- ☐ 要配慮者の事前登録者・・・FAX、電話、携帯電話メール
- ☐ 要配慮者の避難所となる施設・・・FAX、電話
- ☐ 避難所管理者及び鍵管理者・・・FAX、電話

<防災関係機関への伝達>

- ☐ 消防団（分団長）・・・FAX、電話、一斉メール送信
- ☐ 富山県防災・危機管理課・・・FAX、電話
- ☐ 砺波警察署・・・・・・・・・・ //
- ☐ 砺波地域消防組合消防本部・・ //
- ☐ 富山河川国道事務所・・・・・・・・ //
- ☐ 砺波土木センター・・・・・・・・ //
- ☐ 陸上自衛隊第382施設中隊・・ //
- ☐ 報道各社・・・・・・・・・・ //
- ☐ 北陸電力(株)となみ野営業所・・ //

※ 電話番号、FAXは、別にリストを作成するものとする。

6 広聴活動等【企画政策情報班】

市は、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する。

(1) 相談窓口の設置

被災者からの相談、要望、苦情を受付ける総合窓口を2号別館に設置し、選任職員を配置する。

(2) 広聴活動の実施

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡し、適切な処理に努めるものとする。

第7 医療救護

【医療班/保健班】

地震災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電力、水道等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は市民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、市は、総合病院、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

- 1 医療班は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重傷者等の入院を含む受入れを行う。
- 2 医療班は、傷病者が多く発生し、現地での救護活動を実施した方が効果的な場合は、被災地住民の利用しやすい学校、公民館等に現地医療救護所を設置し医療救護活動を実施するものとする。
- 3 医療班は、市内の医療機関の被災状況及び負傷者の受入れ体制を確認する。
- 4 市は、負傷者の発生状況を勘案し、必要と認める場合には、市医師会及び県に対して医療班の派遣を要請し、救護所を設置する。
- 5 医療ボランティアを含む県の医療班の受入れは、保健班が担当する。
- 6 重症患者を市外にヘリコプターで後方搬送する必要がある場合には、県に対し、受入れ施設の確保とヘリコプターの派遣を要請する。

【ヘリコプター離着陸場一覧】

名 称	住 所	電話番号	F A X
砺波総合病院屋上ヘリポート (非公共用ヘリポート)	砺波市新富町1-6-1	0763-32-3320	0763-33-1487
砺波市陸上競技場 (場外離着陸場)	砺波市深江8-1-5	0763-32-4684	0763-32-4684
砺波総合運動公園 (場外離着陸場)	砺波市柳瀬2-4-1	0763-33-6889	0763-33-6891
弁財天スポーツ公園 (場外離着陸場)	砺波市庄川町庄		

【後方搬送医療機関一覧】

名 称	住 所	電話番号	F A X
厚生連高岡病院	高岡市永楽町5番10号	0766-21-3930	0766-24-9509
富山県立中央病院	富山市西長江2丁目 2番78号	076-424-1531	076-422-0667

(資料 4-1 主要医療機関一覧表)

- 7 保健班及び医療班は、医薬品等が必要な場合は、県に対して、医療圏毎に備蓄している緊急用医薬品等の供給を要請する。
- 8 医療班は、血液及び血液製剤が必要な場合は、富山県赤十字血液センターに供給を要請する。
- 9 医療班は、在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者、人工透析実施患者、慢性疾患患者などの、特殊な医療を必要とする人への医療を確保するため、県と連携し、患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。
- 10 医療班は、精神保健医療機関の機能低下が見込まれた場合は、県と連携し、精神的治療や患者の転院が可能な病院（場所）を確保するなど精神保健医療体制の確立に協力する。
- 11 保健班は、「災害時の保健活動マニュアル」（平成21年3月改訂）に基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。
なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。また、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。
- 12 保健班は、被災者が気軽に健康相談や心の相談ができるように、窓口の開設や電話相談を行う。

第8 二次災害の防止

【総務班／各班】

- 1 総務班は、関係班に対し、余震等による二次災害を防止するため、下記の対策を指示する。
 - (1) 避難所の点検【住宅公園班】
 - (2) 市有施設の点検【施設所管各班】
 - (3) 市所管道路、橋梁等構造物の点検【土木班】
 - (4) 被災建築物応急危険度判定【住宅公園班】
 - (5) 水害危険箇所、土砂災害警戒区域の点検【土木班／消防部】
 - (6) 危険物施設の点検【消防部】
- 2 二次災害防止対策を行う上で人員が不足する場合、県、建築物等防災関係機関、応急危険度判定士、砂防ボランティア等の応援を要請し、万全を期す。
- 3 二次災害のおそれがあるときは、（建築物等応急危険度判定において「危険」と判定された民間建築物・宅地を含む。）避難指示等の措置をとる。
- 4 企画政策情報班（企画政策課）を通じ、上記で把握された二次災害に関する情報を逐次広報する。

【応援要請先】

要請先	電話番号	FAX番号	県防災行政無線電話	県防災行政無線FAX
県農林水産部 農林水産企画課	076-444-3823	076-444-2850	80-11-3823	80-11-2850
県土木部河川課	076-432-6251	076-444-4417	80-11-4097	80-11-2864
県土木部砂防課	076-444-4154	076-444-2867	80-11-4154	80-11-2867
県土木建築住宅課	・建築物 建築指導係 076-444-3356 ・宅地 住みよいまち づくり班 076-444-3359	076-444-4423	80-11-4215	80-11-2870

第9 重要道路の確保

【土木班／総務班】

- 1 震災時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、市は関係機関と協議し、迅速に重要道路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を調達するなど、輸送力に万全を期する。

（資料 2-17 緊急輸送道路）

- 2 土木班は、パトロール等を実施して市内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所高岡国道維持出張所、県砺波土木センター、砺波警察署等関係機関と連携を密にし、隣接市を含む道路被害の状況及び交通状況を把握する。

国土交通省北陸地方整備局との「災害時の情報交換に関する協定に基づき、国土交通省北陸地方整備局に対し、情報交換をし、情報連絡員の派遣、災害に係る専門家の派遣等の協力を要請する。

- 3 総務班は、土木班と協議し、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するために必要と認めるときは、県公安委員会(砺波警察署)に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。

市道の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合、土木班は、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を行う。

（1）交通規制の内容

ア 交通規制対象道路については、交通検問により一般車両の通行禁止、制限を行うとともに、報道機関、市ホームページ等を通じて広報を行う。

イ 警察署長は、管内の交通混乱を防止するため、交通規制対象道路以外の道路に対し、一般車両の通行禁止、制限等の交通規制を行うことができる。

（2）交通規制上の留意事項

ア 災害対策基本法に基づく通行の禁止、制限を行う場合は、同法施行令第32条に基づく「標示（立看板）」を設置して行う。

なお、緊急を要し標示するいとまがないなどの場合は、現場警察官の指示により規制を行うものとする。

- 4 土木班は、被害状況等に基づき、効率的な復旧活動が展開可能となるよう下記の点を考慮し、（協）砺波市建設業協会等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお、市道以外の道路については、各々の道路管理者に応急措置を要請する。

（資料 2-1 主要建設業者一覧表）

第10 要配慮者及び園児、児童、生徒の安全確保

【災害救助・ボランティア支援班／学務班】

- 1 災害救助・ボランティア支援班は、在宅要援護者（在宅の寝たきり、認知症、ひとり暮らしの高齢者、障がい者、透析・難病患者、乳幼児等）及び要配慮者関連施設入所者等の安全を確保するため、砺波市社会福祉協議会、自主防災組織、民生児童委員等の協力を得て下記の対策を講じる。
 - (1) 在宅要援護者の安全確保
 - (2) 在宅要援護者の社会福祉施設への緊急入所
 - (3) 福祉避難所の開設
 - (4) 要配慮者関連施設入所者等の状況把握及び支援等

- 2 学務班は、園児、児童、生徒が在校（園）時間中に地震が発生した場合、その状況を把握し、負傷者等が発生した場合は適切な処置を指示するとともに、必要な場合は移送車の確保等を行う。学校長、幼稚園長、保育所長は次の対応を行うこととする。
 - (1) 校長等は、被災状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
 - (2) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。
 - (3) 校長等は、状況に応じ、知事又は所管教育委員会と連絡のうえ、臨時休校（休園）等適切な処置をとる。
 - (4) 校長等は、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の態勢を確立する。
 - (5) 校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
 - (6) 応急教育の実施計画については、教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに市ホームページなどを通じ、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。
 - (7) 要配慮者への援護については、対象児童生徒等のもつ障害の種類により、次のような配慮を行うものとする。
 - ア 聴覚障がい児の場合、手話通訳者等による情報提供
 - イ 病弱者・重度心身障がい児の場合、人工透析、吸入、心臓管理、空調管理など可能な医療態勢の提供等

第11 災害救助法の適用

【総務班】

- 1 大規模な震災が発生し、市において被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、本部長（総務班）は県知事に対して災害救助法の適用申請を行う。

(1) 適用手続き

- ア 災害に際し、市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（総務班）は、直ちに被害状況を知事に報告する。
- イ 知事は、市長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、市に連絡するとともに、厚生労働省に情報提供する。

- 2 県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況等の報告が一時的に不可能な場合は、厚生労働省（社会・援護局保護課）に対して緊急報告を行う。

【申請報告先】

県 厚生部厚生企画課管理係
 電話 076-444-3196
 防災行政無線 80-11-3413
 防災行政無線 F A X 80-11-2830

厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
 電 話 03-3595-2614
 F A X 03-3595-2303

【災害救助法適用基準】

① 市の区域内で、住家が滅失した世帯数が 60 世帯以上であるとき
② 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯が 1,500 世帯以上に達した場合で市における滅失した世帯数が 30 世帯以上に達したとき
③ 被害が県内全体におよぶ大災害で滅失世帯数が 7,000 世帯以上に達した場合、又は災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき

- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当するとき
- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること
- イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必定品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要等すること

(注) 1. 「滅失世帯」とは、住家が全壊（全焼・全流出）した世帯であるが、住家が半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した1世帯とする。さらに、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2. 「世帯」とは生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(資料 4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表)

3 災害救助の実施機関

- (1) 災害救助法が適用された場合の救助は、県が実施機関となる。
- (2) 災害救助法第13条第1項の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市長が行うことができる（以下「救助の委任」という。）。この場合、市長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。（災害救助法施行令第17条第1項）
- (3) 救助の委任をしない事項についても災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市長が救助を開始し、事後、知事に報告する。
- (4) 物資や土地の収用等に係る法第7条から第10条までに規定する事務について救助の委任をした場合は、県は直ちに公示する。

4 救助の程度、方法及び期間

- (1) 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、知事が定める。
- (2) 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。

< 救助の種類・期間 >

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の設置	災害発生の日から7日以内 (災害発生のおそれ段階においては、救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、救助が必要がなくなった日までの期間)
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工 完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分べんした日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
住家の被害の拡大を防止するための緊急修理	災害発生の日から10日以内
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	災害発生の日から3月以内
学用品の給与 (教科書) (文房具及び通学用品)	災害発生の日から1月以内 災害発生の日から15日以内
埋葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

第12 消防活動

【消防部】

1 地震災害時における消防活動の基本方針

消防部は、消防計画に基づき必要な消防活動にあたる。

(1) 消防活動の優先

地震災害は人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するのは二次的に発生する火災である。したがって地震時における警防活動は、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力を挙げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。また、火災が各地に続発した場合は、あらかじめ指定する防御地区を優先し、避難の安全確保活動を展開するものとする。

(2) 人命の救助、救急活動

ア 地震時には、家屋倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、自動車等車両の衝突、危険物の漏洩等が複合的に発生し、大規模災害に発展することが予想されることから、必要に応じ、人員・資機材を活用し、人命救助・救急活動を実施し、安全確保に努める。

イ 自主防災組織、住民が独力で救助可能と思われる場合は、自主防災組織等に救助活動を実施するよう促す。

ウ 震災発生初期においては、住民、関係機関等の通報等により活動し、その後は、計画的な搜索活動を行う。

エ 要救助者が多数いる場合は、次の事象を優先して救助活動を行う。

(ア) 救命活動を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできるかぎり自主的な処置を行わせ、他の関係機関と連携した活動を行う。

(イ) 同時に多数の救助救急活動を要する場合は、被災の程度、傷病者の発生の程度に応じて優先順位を決定する。

オ 災害の実態、規模に応じて、単独で、また、保有している資機材等で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、NP0 法人全国災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

(3) 安全避難の確保

地域市民が災害地から避難が完了するまで、火災の鎮圧と拡大防止を図り、避難援護の防御活動に努める。

(4) ヘリコプターの活用

市は、道路、橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、

救急搬送にヘリコプターが有効なときは、県防災ヘリ、県ドクターヘリ、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプターの派遣を要請する。

ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけで対応できない場合は他県・市、自衛隊に応援を要請する。

(5) 緊急消防援助隊の出動要請

緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。

- ア 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況
- イ 応援要請日時、必要応援部隊
- ウ その他の情報（必要資機材、装備等）

(6) 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

- ア 地理の情報（広域地図、住宅地図等）
- イ 水利の情報
 - （ア） 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - （イ） 水利の所在地
 - （ウ） 水利地図（広域地図、住宅地図等）
- ウ ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報
搬送医療機関位置図等）
- エ 住民の避難場所の情報
- オ 宿営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報等

(7) 地震時の防御対策

ア 一般的活動及び初動体制

地震により、市内に緊急を要する事態が発生したときは、直ちに次の措置を講じるものとする。

- （ア）被害状況の収集把握
- （イ）消防隊の編成及び実施体制の確立
- （ウ）庁舎などの応急措置等

イ 消防活動の実施

（ア）市街地の同時多発火災防御活動

地震により、市街地において同時多発火災が発生し、又は発生することが予想され

るときは、次によって行動するものとする。

- a 地震直後、県防災ヘリ等の活用を図り早期発見に努めるものとする。
- b 消防隊は、消防部長の出動命令により出動するが、通信等の途絶その他緊急やむを得ない場合は、消防隊の指揮者自らの判断により行動するものとする。
- c 出動消防隊の指揮者は、常に指揮本部及び他の消防隊と相互に連絡して火災の鎮圧に努め、消防隊のみでは消火活動が困難であると判断した場合は、他隊の出動を要請するものとする。
- d 消防部長は、消防隊で消火が困難と判断した場合は、本部長に対して自衛隊、緊急消防援助隊の派遣を要請するものとし、本部長は速やかに県知事に対して要請を行うものとする。
- e 消防部長は、出動した消防隊からの応援要請があった場合及び火災発生状況から判断して緊急応援を必要とする地区に対し、他の消防隊の適切な運用により応援消防隊の出動を指令するものとする。

(イ) 大火防御の措置及び活動

消防部長は、同時多発火災により最悪の事態に至ったときは、空き地及び広幅道路その他耐火建造物などの利用により防御線を設定し、延焼を防止するものとする。

2 市民の活動

(1) 消火活動について

地震が発生した場合は、市民は、まず身の安全を確保し、出火の防止と初期消火に努める。

- ア 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消す。
- イ 簡易ガスはメーターコック、LP ガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- ウ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等の火気の使用に注意を払う。
- エ 火災が発生した場合は消火器等で消火活動を行うとともに、隣人に大声で助けを求める。

(2) 救急活動について

負傷者を発見したときは、救急関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生（AEDを含む）等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

(3) 避難について

自らの判断で迅速に屋外に避難することが基本である。その後、指定緊急避難場所に地域住民共に声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となり避難することが重要である。また、緊急時の持ち出し品をあらかじめ準備しておき、避難時に持参することも重要である。

3 自主防災組織の活動

(1) 消火活動について

ア 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。

イ 火災が発生したときは、消防に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる水利を活用して自主的に初期消火活動にあたる。

ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

(2) 救急活動について

負傷者を発見したときは、救急関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

(3) 避難について

自主防災組織は、市町村、消防機関、警察等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮する。

4 事業所の活動

(1) 消火活動について

ア 火気の停止、LP ガスや簡易ガスの供給遮断の確認、ガス、石油類等の流出等異常の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

ウ 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、延焼阻止に努めるとともに、危険物に引火するなどして火災になり、拡大すると判断される場合は、付近の市民に避難を呼びかける。

(2) 救急活動について

負傷者を発見したときは、救急関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

(3) 避難について

必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

5 消防団員の参集及び活動

消防団は地域に密着した消防機関として、砺波市消防団震災対応マニュアル（平成29年8月策定）等に基づき、管轄区域の被災情報の収集、出火防止等の住民指導のほか、火災その他の災害に対して現有装備を活用して消防活動にあたる。

発災を覚知した消防団員は、召集を待つことなく、速やかに自宅及び自宅周辺の市民に出火防止と初期消火の呼びかけを行った後、被災状況の情報収集活動を行いながら、あらかじめ指定された分団器具置場に参集し、消防団本部（消防署）と密接な連絡が保持できるよう必要な措置を講ずるものとする。

参集した団員は、消防団本部（消防署）と連絡を取り、消防団長の指示に基づいて出動し、活動にあたるものとするが、消防署と連絡が取れない場合又は緊急性を要する場合は、分団長の指示に基づいて消火、救助、救急活動にあたるものとする。

(1) 出火の防止

地震の発生と同時に付近の住民に対し、出火の防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動

消防車両等による巡回を行い、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防本部等に伝達する。

(3) 消火活動

消火活動あるいは避難道路、避難地確保のための消火活動を行う。

(4) 救助救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(5) 避難方向の指示

避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等の確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

6 惨事ストレス対策

市は、救助、救急、消火活動の実施にあたり惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第13 行方不明者の搜索・災害警備

【企画総務部／福祉市民部】

第1 行方不明者の搜索

- 1 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、総務班（総務課）は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じるとともに、搜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他の必要事項を聴取・記録の上、消防部、警察署等に災害対策本部班員を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。
- 2 救出活動にあたっては、総務班、消防部、警察署、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。
- 3 総務班（総務課）及び災害救助・ボランティア支援班（社会福祉課）は、行方不明者の搜索、救出活動又は広報活動に関する情報を本部長に報告するとともに、必要に応じ関係各班に対して、各種協定等に基づく関係機関、事業者、団体等の協力を要請する。
- 4 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、総務班は災害対策調整会議を逐次開催して搜索関係機関との連携を密にする。
- 5 迷子、行方不明者に関する相談に応じるため、警察署は、交番、避難所等に相談窓口を設置し要員を派遣する。

本部長（市民生活班）は、警察署等の関係機関と協力し、災害発生時において地域住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るものとする。

第2 災害警備【災害救助・ボランティア支援班／市民生活班】

大地震の発生時は、建築物の倒壊、火災の発生、道路の損壊等社会生活上に大きな混乱を生じ、道路交通及び通信連絡の機能が麻痺状態となる。

本部長は、砺波警察署並びに関係機関と密接な連絡の下に、早期に警備体制を確立し、災害情報の収集に努め、市民の生命、身体及び財産の保護を第一として活動を進めるものとする。

1 実施機関

災害現場における犯罪の予防及び取締りは、砺波警察署が地域の防犯組合員等と協力して実施するものとする。

2 警備活動

主な活動は次のとおりとし、実施にあたっては、県地域防災計画の災害警備対策を準用する。

- (1) 被害の実態把握及び被災地における情報収集
- (2) 避難者の安全な地域・場所への避難誘導
- (3) 交通秩序維持のための交通規制及び避難道路並びに緊急交通路の確保
- (4) 被害の拡大防止
- (5) 被災者の救出及び負傷者の救護
- (6) 遺体の検分、検視、身元確認、遺族等への引渡し
- (7) 迷子等の保護及び行方不明者の捜索
- (8) 被災地及び避難場所等の警備活動
- (9) 各種犯罪の予防及び取締り
- (10) 災害救助及び復旧活動に対する協力
- (11) その他災害発生時に必要な警察活動等

第14 避難誘導

【総務班／市民生活班／災害救助・ボランティア支援班／消防部】

大規模な地震が発生した時には、家屋倒壊、延焼火災の拡大、地すべり、がけ崩れ、噴泥（水）等の発生が予想され、市民の避難を要する地域が生じることが予想される。

市は、災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置をとり、市民の生命、身体の安全の確保に努めるとともに、避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者や観光客等の一時滞在者について配慮する。

1 総務班は、以下の場合、避難指示、警戒区域の設定等必要な避難措置を講じることとし、市防災行政無線、緊急速報メール、サイレン、ハンドマイク、広報車、CATV、コミュニティFM等によりその内容を伝達し、市職員、自主防災組織、消防団、消防職員及び警察官等あらゆる手段を用いて安全な場所へ誘導する。この場合、警察と事前に安全な避難経路を検討し、危険な箇所を標示するほか、誘導員を配置し事故防止に努める。特に高齢者、障がい者、児童、病弱者等の要配慮者に配慮して誘導する。また、避難については、徒歩によることを原則とする。

- (1) 火災の延焼により危険が迫っているとき。
- (2) 二次災害として水害、土砂災害、危険物火災等の危険が迫っているとき。
- (3) その他災害の状況により、本部長が必要と認めるとき。
- (4) 避難指示にあたっては、できる限り当該地域住民に次の事項を明示し、安全かつ迅速に避難させる。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難指示の対象地域
- ウ 避難先とその場所
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

【案文】

こちらは、砺波市災害対策本部です。

〇時〇分、土砂崩れの危険があるため、〇〇地区に避難指示を発表しました。〇〇地区の方は消防団（自主防災組織）の指示に従って〇〇へ避難してください。

（繰り返します）

〇時〇分、土砂崩れの危険があるため、〇〇地区に避難指示を発表しました。〇〇地区の方は消防団（自主防災組織）の指示に従って〇〇へ避難してください。

- 2 避難指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき市長、警察官、県知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないよう、総務班はこれらの機関と緊密な情報交換を行う。（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条、自衛隊法第 94 条）

	実施責任者	措 置	要 件
高齢者等避難	市長	要配慮者へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき
避難指示	市長 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき
避難の指示等	警察官 (災害対策基本法第 61 条) (警察官職務執行法第 4 条)	立退き及び立退き先の指示、警告、避難の指示	市長が避難のため立退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき 人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす危険な事態がある場合
	県知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	県知事、その命を受けた吏員 (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	避難の指示	災害派遣を命じられた部隊の自衛官であって、災害の状況により特に急を要する場合で警察官がその現場にいないとき

- 3 避難の措置を講じた場合、以下の事項について県知事に速やかに報告する。

- (1) 避難の勧告、指示（緊急）の発令者
- (2) 発令日時
- (3) 発令の理由
- (4) 避難対象地域

- (5) 避難対象世帯数及び人員数
- (6) 避難先等

4 本部長は、避難指示等を解除したときは、直ちにその旨を公表し、県知事に報告する。

(資料 2-11 指定緊急避難場所の状況)

(資料 2-12 指定避難所及びその他避難所の状況)

5 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、本部長は次の措置をとることができる。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条）
- (2) 他人の土地の一時使用等（災害対策基本法第64条）
- (3) 現場の被害工作物の除去等（災害対策基本法第64条）
- (4) 市民を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条）

上記の場合において、本部長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官は同様の措置をとることができる。

また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに本部長に通知しなければならない。

(第3章 第1節の第9 応急公用負担等の実施参照)

6 サイレンによる伝達

サイレンは、市防災行政無線及び消防団に設置しているものを利用する。

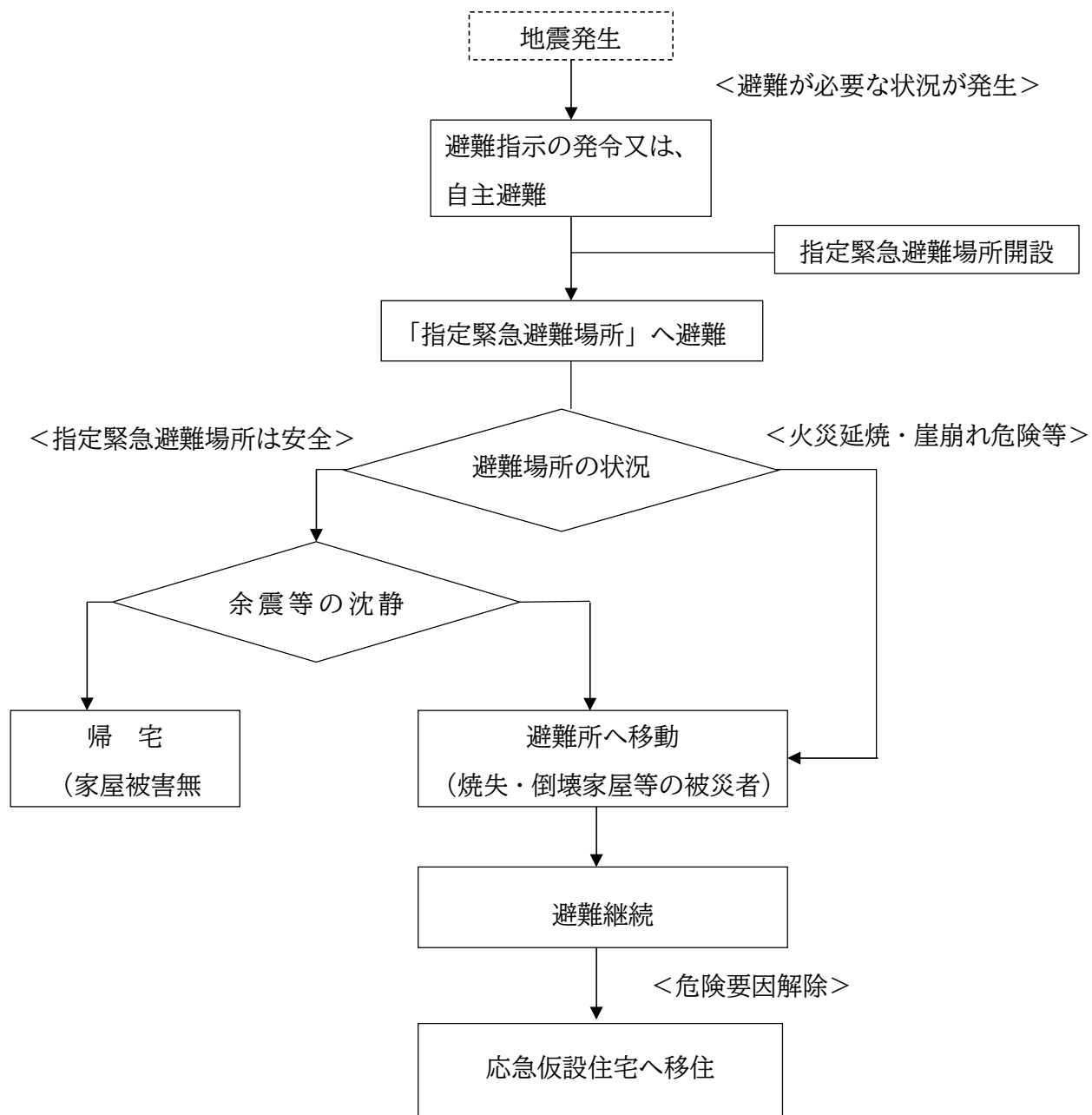
その際の避難信号は、水防法第13条に基づく県規則第98号で定めた5秒吹鳴し、2秒停止の連続とする。

余韻防止付きサイレン信号	5秒	2秒	5秒	2秒	5秒
	●	—休止—	●	—休止—	●—繰り返し

(資料 3-8 サイレン塔設置状況)

(資料 3-6 砺波市防災行政無線配置一覧表)

○ 地震時の避難システム



第15 避難所の設置・運営

【災害救助・ボランティア支援班／市民生活班／住宅公園班】

- 1 地震により住家を失った者、余震等により住家が二次災害に見舞われる可能性のある者、在宅要援護者で停電、断水等により日常生活に支障をきたす被災者については、応急的な食料等の配布を行うため、避難施設（以下「避難所」）を開設し、収容保護する。
- 2 避難所を開設したときは、住民等に対し周知徹底を図る。
- 3 避難所の開設期間は、原則、災害発生の日から7日以内としているが、被災者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの期間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの期間とする。ただし、教育施設等に関しては、学校教育の実施に支障のない範囲及び期間とするよう配慮する。
- 4 身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等への入所に至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする在宅要援護者、障がい者、妊婦、乳幼児及びその介護者等については、あらかじめ指定した福祉避難所を開設し、保護する。
- 5 震度5弱以上の地震を観測した場合、全て（全地区）の避難所を開設し、その後、状況に応じて調整する。避難所の開設は、本部長の命令で指定された市職員及び自主防災組織又は自治会役員が実施する。
- 6 避難所を開設したときは、必要に応じて各避難所に市職員を常駐させ、避難所の管理、収容者の保護等責任者を補佐し、また各種記録を備え付け整備するものとする。
- 7 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに市（災害対策本部）に連絡する。また、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。
- 8 避難所を開設した場合、各避難所に市職員を派遣し、避難者名簿を作成する。名簿により、避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項を確認し、必要事項を本部長に報告するとともに

に、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要求数の把握に活用する。

9 避難所においては、企画政策情報班が作成する広報紙（チラシ）、市ホームページ、インターネット等を通じて逐次避難者に情報を伝達する。また、となみ衛星通信テレビやエフエムとなみに情報を提供し、放送を依頼する。

10 必要な場合、避難所へ医療班の派遣を依頼し、検診等を実施する。

11 避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

12 自家用車等で避難している被災者に対するエコノミークラス症候群やインフルエンザ等の感染症、高齢者の心身機能の低下等の対策について留意する。

13 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。避難所におけるペットの持ち込みについて必要な対策を実施するものとする。

14 避難所の運営にあたっては、避難所運営マニュアルに基づくとともに、市災害ボランティアセンターに登録しているボランティア等の協力も積極的に受け入れる。

また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

15 災害救助法が適用された場合、避難所設置、維持及び管理のための費用は、災害救助法

施行細則に定める額とする。

16 災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により本部長の責任において対策を実施する。

17 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

18 避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

19 避難所の運営においては、女性防災士など女性の参画を積極的に推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

20 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

21 震災によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持に努めるために、相談等の対応を行う。

22 本部長は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努める。

(資料 2-11 指定緊急避難場所の状況)

(資料 2-12 指定避難所及びその他避難所の状況)

(資料 4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表)

第2節 発災時における対応

(資料 6-6 避難所利用委者名簿)

(様式 6-7 避難者名簿)

(様式 6-8 避難所日誌)

第16 給水・ライフライン施設の応急復旧

【総務班／企画政策情報班／上下水道班】

第1 給水【上下水道班】

地震災害時における飲料水、生活水の確保は極めて重要なことから、断水時の措置は、上下水道班が次の方針で実施する。なお、市のみで対応が困難な場合は、砺波管工事業協同組合、近隣市、災害時相互応援協定自治体及び日本水道協会富山県支部等関係機関に応援を要請する。

1 実施責任者【上下水道班】

本部長は、災害の発生に伴い、飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができなくなった被災者等に対し、1人1日3リットル程度の飲料水の供給を行うものとする。

2 実施方法

- (1) 給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから実施するものとする。
- (2) 給水は、原則として拠点給水（避難所等）で実施し、断水地域が一部の場合は、状況に応じて設定するものとする。
- (3) 一般家庭用の給水は、原則として各家庭において自ら容器を持参の上、給水を受けるものとする。
- (4) 高齢者や障がい者にとっては、水の運搬が負担となるため、必要な場合は、市災害ボランティアセンターに登録しているボランティア等に対し支援を要請する。
- (5) 給水方法は、車両に給水タンクを積載し使用するものとし、不足する場合には給水車を使用したり、水槽付き消防自動車等を消毒後に使用して、ポリタンク等により配水を実施するものとする。
- (6) 現有設備で給水が不十分な場合は、砺波管工事業協同組合、近隣市、災害時相互応援協定自治体及び日本水道協会富山県支部等関係機関に対し応援を要請するものとする。
- (7) 期間は原則として7日以内とし、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。
(資料 4-9-2 給水器)

3 水源の確保

- (1) 被害を受けていない上水道
- (2) 水道用井戸からの直接取水

(3) 受水槽、防火貯水槽の浄化水等

【給水拠点地】

出町中学校	富山県西部体育センター
庄西中学校	太田体育館
庄南小学校	般若農業構造改善センター
砺波南部小学校	東般若農村振興会館
東野尻振興会館	梅檀野体育館
鷹栖小学校	梅檀山体育館
若林体育館	庄川小学校
砺波北部小学校	庄川生涯学習センター
高波体育館	雄神集会センター
油田体育館	種田コミュニティセンター
砺波東部小学校	

4 応急復旧

市は、広域圏事務組合水道事業所の協力を得て、可能な限り飲料水を確保し、円滑に応急給水を行う。また、応急復旧についても、砺波市上水道業務継続計画(平成30年3月策定)等に基づき、応急復旧計画をたて、早期に復旧を完了し、正常給水に努める。また、災害時に備え、復旧要員、資材、重機の確保や応援について事業者等と事前の協定を締結し、応急復旧の速やかな対応に備える。

(資料 4-7 砺波管工事業協同組合員)

5 受水施設の応急復旧

- (1) 水道施設のあるところは、被害の状況に応じて速やかに復旧を図るものとし、飲料水が汚染している場合は、早急に消毒滅菌の上、一般給水に充てるものとする。
- (2) 井戸施設により飲料水を得ている被災地で消毒滅菌が必要な場合は、殺菌剤等を配分して対応するものとする。

6 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報【企画政策情報班】

市及び各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、市ホームページ、インターネット、チラシ等を用いて市民に広報する。なお、報道機関へ発表情報は、企画政策情報班を通して行う。

第2 ライフライン施設の応急復旧

1 電力、通信、ガス施設に関わる市の対応

(1) 応急対策

電力、通信、ガス施設に関わる各事業者は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時、被害の未然防止、拡大防止、2次災害の防止及び早期復旧に努める。

市は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

(2) 災害発生時の連絡体制【総務班】

ア 国、地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との迅速、的確な情報交換を行う。

イ 市は、必要に応じて各事業者に対して職員の派遣を要請する等逐次連絡できる体制を確保する。

(3) 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報【企画政策情報班】

市及び各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、インターネット、チラシ等を用いて市民に広報する。

(4) 市の支援【総務班】

市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行う場合、事業者からの要請に基づき、応援隊の集結場所の紹介・あっせん、プレスルームの提供を行い、迅速な応急対策を支援する。

2 電力

電力復旧は他機関の復旧作業や民心の安定など社会的に大きな影響を及ぼすことから、被害状況を早期に的確に把握し、社内・外の応援体制を含めた要員と災害復旧用資機材により、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。一方、マスメディアを通じて事故状況・復旧状況の情報提供を行い、電気災害の防止に努めるとともに、可能な限り広報車を出しての現場広報も展開する。

(1) 初動活動体制（北陸電力、北陸電力送配電）

ア 非常災害体制の発令

(ア) 震度6強以上の地震が県内に発生した場合、本店ならびに店所およびその他事業所等は、自動的に非常災害体制に入り、すみやかに、本店に総本部、支店・支社に本部、支店支社の各部所に支部を設置する。

(イ) 震度4～6弱の地震発生にあたっては、被害状況により体制の発令を行う。

(ウ) 従業員は非常災害時の「従業員行動指針」に基づき出動する。

震度6強以上・・・本店および支店・支社、所等の非常災害対策要員は、所属する総本

部、本（支）部に出勤し、非常災害対策要員以外の従業員は、原則として所属する事業所へ参集

震度4～6弱・・・被害の状況により出勤

(2) 社外応援体制

被害状況に基づき、

ア メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出しを行い、応急復旧を依頼する。

イ 他電力会社の応援が必要な場合は、電気事業法に基づき一般送配電事業者10社が連名で国に届け出した「災害時連携計画」に基づき、資機材・役務の応援を要請する。

(3) 情報の早期収集と伝達（北陸電力、北陸電力送配電）

ア 国、地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との迅速、的確な情報交換を行う。

イ 保安用社内電話、公衆電話、移動無線、非常無線、衛星通信システム及びテレビ会議システムを活用し情報の早期収集、伝達を行う。

ウ ヘリコプターの出動により設備被害の情報収集を行う。

(4) 広報サービス体制（北陸電力、北陸電力送配電）

被害状況、復旧状況、公衆感電等二次災害防止を主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関を通じて行う。

(5) 応急復旧活動（北陸電力、北陸電力送配電）

ア 基本対策

（ア） 復旧活動については需要者の安全を第一に、安全確認を徹底しながら行う。

（イ） 臨時巡視・点検による設備異常箇所の早期把握、復旧計画・体制の確立を行う。

（ウ） 被害状況に基づき、災害復旧資機材及び要員を確保する。

資機材及び要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社、及び他支店・支社、他電力会社に支援を要請する。

（エ） 保安通信回線の確保のため、必要により通話制限措置を実施する。

(6) 設備別災害の復旧対策

ア 発電所設備

発電所は、供給力確保を重点に地震発生後の需給状況や被害状況等を勘案し、早期復旧に努める。また、変電所は、重要度及び被害状況に応じて、移動用変電設備の活用で早期復旧に努める。

イ 送電設備

被害を受けた送電線路の重要度や被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で電力供給を確保するとともに、早期復旧に努める。

ウ 配電設備

自治体等との協議に基づき、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁、避難所等の公共施設を優先に、発電機車、移動変圧器車で応急送電を行う。

3 通信

(1) 非常用衛星通信装置の使用（N T T西日本）

地震災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話含む。）を出動させ、通信を確保する。

(2) 公衆通信施設の応急措置（N T T西日本、N T Tドコモ北陸）

N T T西日本株式会社・株式会社N T Tドコモ北陸は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。

4 L Pガス

(1) 災害時広報

本部長及び（一社）富山県エルピーガス協会砺波支部は、地震のため、L Pガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。

(2) 応急復旧活動

（一社）富山県エルピーガス協会砺波支部は、市と締結した「災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書」に基づき、分散型エネルギーの利点を生かし、L Pガス及び使用機器の優先的、安定的な供給に努める。

5 下水道施設【上下水道班】

(1) 応急復旧対応

災害が発生した場合は、直ちに、砺波市下水道業務継続計画（平成30年3月策定）等に基づき、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動には、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

ア 被害状況の調査及び点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を行うとともに、二次災害発生のおそれのある施設など緊急度の高い施設から、順次、重点的に実施する。

イ 応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、②応急復旧工法（仮設ポンプや合併処理浄化槽の検討を含む）、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者

の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。

ウ 二次災害防止の緊急措置

施設の被災による二次災害を防止するため、次により遅滞なく適切な措置を講ずる。

(ア) 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没等による道路交通の支障及びマンホール等からの汚水の溢水に対する措置

(イ) 処理場・ポンプ場施設

- a ポンプ設備の機能停止に対する措置
- b 停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置
- c 池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置
- d 塩素ガス、消火ガス、燃料、薬品等危険物の漏洩に対する措置等

(2) 他部局との連携

応急復旧にあたっては、関係する各班と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとし、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進めるものとする。

(3) 広域支援体制

(ア) 応急復旧にあつては、県から市相互の支援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行う。

(イ) 被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、県から中部ブロック構成員に支援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。

6 鉄道施設等【JR西日本（株）／加越能バス（株）/市営バス】

多数の乗客を輸送する鉄道、路線バス等の公共交通機関は、風水害等災害発生時又は発生するおそれがある場合において、適切な初動措置を講じ、被害を最小限に止め乗客の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧の措置を講じ、輸送の確保に努める。

(1) 公共交通機関による輸送の確保

大量の人員を輸送できる公共交通機関は、災害後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要なことから、応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(2) 運行状況の広報等

公共交通機関は、列車・バスの運行状況について駅等において広報するとともに、市に對し報告する。

また、市は、各公共交通機関の運行状況について市ホームページ等で広報する。

第17 食料、生活必需品等の確保・供給

【応急物資支援班／災害救助・ボランティア支援班／農林班】

市は、炊出し体制が整うまでの間は、被災者に対する食料として、備蓄や調達した非常食等を供給するものとし、炊出し体制が整ってから、米飯による炊出しを実施する。また、必要な生活必需品を供給する。

なお、災害時相互応援協定等による食料、生活必需品等の救援物資の提供以外の救援については、必要物資の種類・数量等の的確な把握を行い、必要物資に関する情報を県、全国市長会、市のホームページなどを通じて広報するとともに、適切な物資の受け入れ、整理保管、在庫管理、配給管理、配送等の方法を確立し、必要な物資を必要なところに必要量提供できるよう、あらかじめマニュアル化しておく。特に物資の過剰な供給による山積を防ぐため、個人からの物資支援、数量の少ない物資支援は受け付けを行わないことを原則とする。

1 食料【応急物資支援班／災害救助・ボランティア支援班／農林班】

避難所への避難者、住家の被害により炊事のできない者等災害時に食料を確保することができない者に対する食料及び生活必需品等の供給は、災害救助・ボランティア支援班及び農林班が、原則として下記の方法により行う。

- (1) 市備蓄品の放出
- (2) パン、弁当等の業者からの確保
- (3) 避難所、給食センターでの炊出し
- (4) 自衛隊の災害派遣による炊出し
- (5) 県、近隣市町村、日本赤十字社富山県支部等を通じての調達及び供給
- (6) 北陸農政局富山県拠点を通じての米穀の調達
- (7) 物資の調達について協定の締結先への要請等

ア 調達した食料の仕分けは、除雪センター及び東別館車庫で、トラック協会砺波支部、運送業者及びボランティアの協力を得て行う。

イ 仕分けした物資は、各地区の主要避難場所へ配送し、そこから地区内の各避難場所に配付するものとする。

2 生活必需品【応急物資支援班／災害救助・ボランティア支援班】

災害により被災し、日常生活が困難になった市民のため、備蓄品、業者手配、災害時相互応援協定等により生活必需品を供給する。なお災害規模が著しく大きい場合は、集積拠点を設け、生活必需品等を扱うものとする。応急生活必需品については、災害により被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

(1) 応急生活必需品

応急生活必需品は、次に掲げるような品目で、これらを調達して避難者に給与する。
これらのうち、特に緊急性のあるものは備蓄し、災害発生時に必要に応じ配分する。

ア 寝具 毛布、布団、枕等

イ 衣服 作業衣、婦人服、子供服等、シャツ、くつ下、下着等

ウ 身回り品 タオル、筆記用具、靴等

エ 炊事用品 鍋、バケツ、包丁、コンロ等

オ 日用品 石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ等

カ 食器 茶碗、湯飲み、コップ、箸等

キ 光熱材料 ライター、電池、燃料等

ク 衛生用品 紙おむつ、生理用品等

(2) 応急生活必需品の確保

ア 需要把握

(ア) 緊急必需品の必要数の把握を行い、備蓄必需品を給（貸）与する。

(イ) 生活必需品の必要数の把握を行い、その確保に努める。

(ウ) 生活必需品の不足が見込まれる場合、応援協定企業などの業者等に協力を要請する。

(エ) 市内での調達が困難な場合は、県、他の自治体及び自衛隊等へ要請する。

イ 備蓄必需品の配分

災害の程度、避難者の状況等により、緊急に備蓄必需品の給（貸）与が必要な場合は、車両の手配を行うとともに、職員を直ちに備蓄倉庫等の備蓄必需品保管場所及び避難場所に派遣するとともに、消防団、自主防災組織、自治会、災害ボランティア等に協力を依頼して、備蓄必需品の配送並びに被災者への給（貸）与を行う。備蓄必需品が不足するときは、相互応援協定自治体、近隣自治体、県等に応援を依頼する。

ウ 調達必需品の輸送、保管

(ア) 調達した生活必需品の避難所等への輸送は、原則として調達先の業者に依頼する。

(イ) 調達先の業者が輸送困難な場合は、市が輸送を行う。

(ウ) 大量購入した応急生活必需品は、一旦、集積拠点又は避難所等に保管する。

3 集積拠点の開設・運営【応急物資支援班／災害救助・ボランティア支援班／農林班】

(1) 集積拠点の開設

災害が発生し、多くの避難者が発生した場合には、避難所ごとに備蓄品、食料品、日用

品等の物資を蓄え、これを管理することが困難であるので、国土交通省の「支援物資物流システムの基本的な考え方」に基づき、集積拠点を開設し、食品、物資の統括管理体制をとり、避難所ごとの在庫管理負担を軽減する。

県及び市では、被災地外からの救援物資の受入れ、管理、仕分け、搬出や積換えを行う輸送拠点施設を指定しており、市内では次の施設を指定する。

・株式会社スリーティー（トナミ倉庫）	砺波市鷹栖 1913
・株式会社スリー・ティ（中央倉庫）	砺波市鷹栖 2261
・株式会社スリー・ティ（本社倉庫）	砺波市鷹栖 2305
・株式会社スリー・ティ（東中センター）	砺波市東中 75
・株式会社スリー・ティ（庄川センター）	砺波市庄川町青島 208
・株式会社スリー・ティ（神島センター）	砺波市神島 115
・京神倉庫（北陸流通センターA号倉庫）	砺波市西中 631-6

なお、上記施設が被災するなどして使用ができない場合、また、物資の量が多く管理しきれない場合は、砺波市高道体育館及び砺波市農村環境改善センター（砺波市高道体育館を優先する。）を管理、仕分け、搬出や積換えを行う輸送拠点施設とする。

（2）集積拠点の運営

ア 避難所、その他の防災拠点、緊急輸送路及び不通箇所等交通情報を収集し、渋滞防止等も配慮した効率的な応急配送計画を策定する。

イ 食料、日常品等の必要数量を情報通信手段の活用によって常に把握し、これを手配、集荷及び保管して積載し、配送を行う。

ウ 救援物資は、ボランティア等の協力を得て、品種別の検品及び仕分けを行い、速やかに配送、配分を行う。

エ 輸送に当たっては、各避難所の要望に応えるため車両のみならず、バイク又は自転車も活用する。

オ 集積拠点の運営は、物品管理、配送にノウハウを要する業務であるため、状況により、その全部又は一部を民間（特に物流業者）に委託することも検討する。

（3）配給の方法

避難所において、応急生活必需品等を配給する場合は、地区連絡員の指示のもと、自主防災組織、自治会、防災士等の協力を得て、これを行う。必要量が確保できない場合は、公平な配給という立場から、追加調達を行って、必要量が完全に確保されてから配給を行う等の措置を講じる。数量が確保できないときは、高齢者、障がい者、乳幼児、体力衰弱者へ優先的に配分する。

(資料 4-3 主食類応急調達系統図)

(資料 4-5 給食施設の状況)

(資料 7-3 災害時における応急物資(食料)及び生活必需物資の調達に関する協定書 JAとなみ野)

(資料 7-4 災害時における応急物資及び生活必需物資(衣料品)の調達に関する協定書 砺波繊維商組合)

(資料 7-5 災害時における応急物資(石油製品)の調達に関する協定書 砺波石油商業組合)

(資料 7-6 災害時における応急物資及び生活必需物資(LPG)の調達に関する協定書 (一社)富山エルピーガス協会砺波支部)

(資料 7-17 災害時における生活物資の提供に関する協定 株式会社大阪ショップ)

(資料 7-19 災害時における仮設トイレの確保に関する協定書 株式会社レンタルのニッケン高岡営業所)

(資料 7-26 災害時における応急物資の提供に関する協定書 株式会社砺波給食)

(資料 7-36 災害時における物資供給に関する協定書 NP0 法人コメリ災害対策センター)

(資料 7-37 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 株式会社ヨシカワ)

(資料 7-38 災害時における支援協力に関する協定書 イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー)

(資料 7-47 災害時における緊急用資材の供給に関する協定書 サクラパックス株式会社)

(資料 7-48 災害時における支援協力に関する協定書 日本製麻株式会社)

(資料 7-49 災害時における物資供給に関する協定書 株式会社カジメイク)

(資料 7-55 災害時等における物資供給に関する協定書 中部薬品株式会社)

(資料 7-57 災害時等における物資供給に関する協定書 UDリテール株式会社)

(資料 7-58 災害時における支援協力に関する協定書 株式会社スリーティ運輸)

(資料 7-59 災害時における物資等の供給に関する協定書 株式会社スギ薬局)

(資料 7-62 災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書 株式会社太陽テント北陸)

(資料 7-63 災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定書 一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション)

第18 ボランティア支援の受け入れ調整・ボランティアの派遣（再掲）

【災害救助・ボランティア支援班／砺波市社会福祉協議会】

災害対策本部が設置された場合は、市及び砺波市社会福祉協議会は、連携して、速やかに「砺波市災害救援ボランティアセンター」を設置するものとする。

同センターは、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入れ窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

（資料 6-4 ボランティア受付名簿）

1 ボランティアの活動拠点

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
砺波市社会福祉協議会	砺波市幸町 8-17	0763-32-0294	0763-33-6324

2 災害救援ボランティアセンターの主な機能

（1）状況把握及び報告

被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、被災地内外に情報を提供する。

（2）ボランティアの受入れ

ボランティアの申出者を受け、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、ボランティア受付名簿を作成する。

（3）ボランティア依頼の受付及び相談

被災住民からボランティア依頼を受け、また相談に応じる。

（4）ボランティアコーディネート

ボランティアの申し出と依頼をコーディネートし、的確なボランティア受付名簿を作成する。

（5）ボランティア団体・行政との連絡調整

地元ボランティア団体、被災地に入ったボランティア団体及び行政との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を促進する。

（6）ボランティアの健康管理

ボランティアの健康管理に関して、健康センター等関係機関との連絡を取り、安全な活動のための指導を行う。医療班の巡回等を調整する。

3 災害救援ボランティア現地事務所

災害救援ボランティアセンターは、被災地の状況に応じて必要がある場合には、ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害救援ボランティアセンターが担うものとする。

(1) 設置場所

現地事務所は、ボランティア活動が円滑に行える場所（施設）に設置するものとする。

(2) 機能・業務

- ア 市災害救援ボランティアセンターとの連絡調整
- イ ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での支援活動
- ク ボランティアの健康管理等

4 ボランティアへの協力依頼事項（例）

- (1) 市災害救援ボランティアセンターの運営に関する事項（発災早期に被災地入りした団体に依頼する）
- (2) 避難所の運営に関する事項
- (3) 要配慮者関連施設の支援に関する事項
- (4) 救援物資の仕分け、運搬、配付に関する事項
- (5) 広報活動に関する事項（張り紙・チラシの配布、貼付け等）等
- (6) 被災家屋の片付け、清掃等

第19 遺体の収容、埋葬・火葬

【市民生活班】

市は、地震により被災し死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の搜索、処理、埋葬、火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

1 遺体の搜索【市、消防、県警察本部、自衛隊】

- (1) 市は、地震により被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者について搜索を行う。この場合、警察、消防及び自衛隊と緊密な連携をとることとする。
- (2) 市は、必要があれば、遺体の搜索を労力、資機材を借り上げて速やかに実施する。
- (3) 市の実施する遺体の搜索にあたっては、警察と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

2 遺体の処理【市民生活班】

市は、死亡した者について次の範囲内において遺体に関する処理を行う。なお、大規模な災害により遺体の搬送車、棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに情報を収集し、調達するものとする。

(1) 遺体の収容

- ア 可能な限り屋内の広い場所を確保し、医師会の協力を得て遺体の検案を行う。なお、警察官は検視その他の所要の処理を行う。
- イ 葬祭業者の実態を把握し、多数の遺体に伴う棺の確保に努める。
- ウ 検案、検視を終えた遺体を警察、消防及の協力を得て収容、引渡しにあたる。
- エ 遺体の安置所は、市役所本庁舎北別館とする。ただし、当該建物が被災した場合は、災現場付近の寺院、公共建築物等に適切な設備を設ける。
- オ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材の調達・確保に努める。
- カ 検案後、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行い、遺体、遺品の一時安置、保管及び遺体処理台帳の整備を行う。
- キ 必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の処理、検案についての協力を要請するものとする。

(2) 身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

3 遺体の火葬・埋葬

地震による犠牲者の遺体の火葬・埋葬（「以下埋葬等」という）を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了のうえ、速やかに埋葬等を実施するものとする。

なお、正規の手続きを経ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合、市は手続きの特例的な取扱いについて県を通じて厚生労働省に協議する。

また、埋葬等を行う者がいないとき又は判明しないときは市がこれを行う。

(1) 死亡者数の確認

市町村は、適切に埋葬等をするため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬等を支援する。

(2) 埋葬体制の確立

災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから市のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内他自治体あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、富山県広域火葬計画に基づき、市は、県から埋葬等に関する情報提供を受け、広域的な協力体制の整備に努める。

(3) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給するものとする。

【遺体の処理、埋葬、火葬関係一覧】

	名 称	住 所	電話番号	F A X
火葬場	市斎場	砺波市徳万 52-1	0763-37-1089	0763-37-1089
葬儀社	秋桜の郷	砺波市高道 11-1	0763-32-6623	0763-32-6618
//	祖泉会堂	砺波市祖泉 114-1	0763-34-8800	0763-37-7020
//	セレモニーホール砺波	砺波市坪内 175-1	0763-33-1194	0763-34-4594
//	ア・ソシエすけだ	砺波市庄川町示野 75-1	0763-82-7000	0763-82-7007
//	ホームセレモニー苗加邸	砺波市苗加 434-2	0763-55-6999	0763-55-6950
遺体一時安置場所	市役所本庁舎 1 号別館	砺波市栄町 7-3	0763-33-1111	0763-33-6818

(資料 6-10-1 遺体処理台帳)

(資料 6-10-2 埋葬台帳)

第20 し尿及び廃棄物の収集処理

【市民生活班】

1 し尿の処理

- (1) 市民生活班は、下水道の被害等によりトイレが使用不能となった場合、リース業者から仮設トイレを借り上げ、避難所その他必要と認める箇所に配置する。
- (2) 市のみで対応が困難な場合は県を通じて他自治体等に応援を要請する。
- (3) 市は、災害対策本部、主要避難施設及び福祉避難施設に配置する簡易トイレ等の備蓄に努めるものとする。

2 ごみの処理

市は、震災により一時的に発生した生活ごみや粗大ごみについては、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集を行う。また、生活ごみ等の処理にあたっては、収集したごみの一時的な保管場所や処理ルートを確保する。積雪時においても円滑なごみ処理体制の維持を図るため住民に対し除雪協力や収集方法の変更について理解を求める。

- (1) 市民生活班は、震災後必要な場合に、通常のごみ排出場所に加え、主要避難施設等に仮設ごみステーションを設置する。
- (2) 収集したごみの処理は、広域圏事務組合の処理施設で行う。
- (3) 処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、市防災行政無線、広報紙(チラシ)、コミュニティFM放送、CATV、市ホームページ、インターネット等を通じて市民に周知する。
- (4) 一度に処理できない場合は、市内にある公園等の公有地を優先的に選定する。
- (5) ごみの量が多量で広域圏事務組合での対応が困難な場合は県内近隣施設へ依頼し、あるいは県を通じて他県での処理依頼を要請する。

3 災害廃棄物の処理

市は、県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るものとし、以下の点に注意する。

(1) 処理対象

個人住宅等から排出されるがれき等。ただし、公共・公益施設及び大規模企業の事業所等から発生する災害廃棄物は、それぞれ自己処理を原則とする。また、損壊家屋からの災害廃棄物については、危険なもの、交通の支障となるものを優先的に解体・撤去する。

(2) 仮置き場等の確保

発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、必要な機材や仮置き場、最終処分場を確保し、シート掛け等により、極力、生活環境の保全に努める。

(3) リサイクル

市は、損壊家屋からの災害廃棄物の選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

(4) 被災建築物の解体に伴うアスベスト対策

市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。

(5) ボランティア等との連携

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(6) その他

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

4 広域的な支援・協力の確保

市は、生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市による相互の支援の状況をふまえつつ、他自治体、（一社）富山県産業資源循環協会及び（一社）富山県構造物解体協会等に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。

5 処理費用の限度額

富山県災害救助法施行規則に定める額とする。

費用の支出範囲は、工事請負費又は直営工事による場合の除去に必要な機械、器具（ロープ、スコップ）等の借上料、輸送費、雇用賃金である。

6 除去の期間

災害発生の日から概ね3年以内の処理を目標とし、被災状況、災害廃棄物発生量等を考慮して設定する。ただし、期間内で除去できない場合は、県知事と協議し延長するものとする。

第2-1 防疫及び健康対策

【保健班】

- 1 保健班は、地震による被害により防疫活動が必要となった場合、県砺波厚生センター及び総合病院の協力を受け防疫活動を実施する。
- 2 保健班は、被災状況及び感染症等の発生又は発生が予想される地域等を迅速に把握して対策方針を決定の上、下表を目安に防疫班を編成し、防疫活動を実施する。
- 3 「災害時の保健活動マニュアル」（平成21年3月）に基づき、保健師等により被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。
なかでも、エコノミークラス症候群やインフルエンザ等の感染症、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。
- 4 震災時において、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、市民に対して広報を行うとともに、必要に応じて県に監視指導を行うよう依頼する。
- 5 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。
- 6 避難所における飼育動物（ペット等）の持ち込みについて、動物由来感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、保護収容等の対応を実施する。
- 7 市のみで対応が困難な場合は、県を通じて他市町村等に応援を求める。

【防疫班編成の目安】

防疫班長（健康センター所長）－総務係

－情報収集・広報係

－消毒・害虫駆除係

－患者収容係

○総務係：人員配置「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒方法、清潔方法の指示及び班の活動に必要な予算並びに経理等を行う。

○情報収集・広報係：災害情報の収集及び患者発生情報を収集する。また、市民に対して衛生に関する注意喚起を行う。

○消毒・害虫駆除係：被災地区の家屋及び避難所等の消毒及び害虫駆除を行う。

○患者収容係：患者発生に際し、医療班と連携して、収容施設に患者を収容する。

※ 職員緊急連絡名簿を作成し、連絡参集体制を確立する。

第2.2 文教対策

【学務班】

1 応急教育の実施

- (1) 学務班及び校長又は園長（以下「校長等」という。）は、教育施設や教員の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるため、県教育委員会と十分な調整を図り、施設や教員の確保に努める。
- (2) 学務班及び校長等は、施設の被害又は児童、生徒、教員の被災の程度によっては、県教育委員会と協議の上、臨時休校の措置をとる。

2 学用品等の給与

災害によって住家に被害を受けた園児、児童、生徒で、教科書、学用品等を喪失又はき損した者については、災害救助法の基準に基づき教科書、学用品等を給与する。

（資料 4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表）

3 心の健康対策の実施

学務班及び校長等は、保健班、医療班及び県砺波厚生センター等と連携し、被災した児童、生徒の心の健康管理に十分配慮し、カウンセリングの実施等により心に傷を受けた園児、児童、生徒の心の健康保持に努める。

4 避難児童生徒の学習の場の確保

避難所における児童生徒の学習の場を確保するため、図書館等の開放を検討する。

第23 住宅対策

【税務班／災害救助・ボランティア班／住宅公園班】

震災によって、家屋に被害を受け、自力で住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

また、余震による被災建築物の二次災害を防止するため被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

1 被災建築物応急危険度判定活動【住宅公園班】

地震により建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、被災建築物危険度判定を実施する。

(1) 被災建物被災建物応急危険度判定の実施

ア 市は、市内の被災状況を把握し、判定業務が必要と判断した場合は、被災建物応急危険度判定実施本部を設置するとともに災害対策本部へその旨を報告し、速やかに判定実施計画を作成し、応急危険度判定を実施する。

イ 市は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。

ウ 県は、市からの支援要請に基づき支援計画を作成し、市が実施する判定活動に対して必要な支援を行う。また、被災状況により市が県に対し支援の要請ができる状況にないと判断したときは、必要と考えられる支援を行う。

エ 市は、県の要請に基づき、被災市町村の判定活動に協力する。

オ 県は、県内判定士のみで対処することが困難な場合は、国土交通省及び中部圏9県、1市被災建築物応急危険度判定協議会幹事県へ支援を要請する。

(2) 被災建物応急危険度判定士への参加要請

ア 市は、市内に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。

イ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき、被災していない市町村並びに（公社）富山県建築士会、（一社）富山県建築士事務所協会及び（公社）日本建築家協会北陸支部富山地域会を通じて、被災市町村以外に在住する判定士への判定活動への参加要請を行う。

ウ 被災市町村以外の市町村は、県からの要請に基づき、当該市町村に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。

エ 参加要請を受諾した判定士へ、集合場所、集合時間、携行品等を連絡する。

(3) 応急危険度判定の方法

ア 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（（一財）日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき実施する。

イ 市の応急危険度判定実施本部は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。

ウ 判定作業は、2名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。

エ 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を建築物の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて建築物使用者等に判定内容を説明する。

オ 判定作業終了後は、市災害対策本部にその結果及び被害の状況を報告する。

カ 余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

(4) 被災宅地危険度判定の実施

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による宅地の破壊から生ずる二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地の危険度判定を実施する。

2 住家被害認定調査【税務班／住宅公園班】

住家被害認定調査は、税務班を中心に必要に応じて調査体制を構成し、災害の被害認定基準等に基づき被害認定調査を行う。また、調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、学識経験者等の協力を得てより客観的な調査に努める。

被災建物応急危険度判定及び住家被害認定調査の結果を各課でまとめ、被災者台帳へ反映させる。

3 住宅ニーズの把握及び住宅相談の実施【住宅公園班】

住宅公園班は、住宅及び宅地の被害状況、被災地における住民の動向、応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望を調査し、県に報告するとともに、作成した被災者台帳を基に住宅ニーズを把握する。

また、住宅相談窓口を市庁舎、避難所に設置し、被災者の住宅ニーズの把握及び情報提供等に努める。

4 住宅対策の実施方針【住宅公園班】

住宅対策（災害にかかった住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与）は、災害救助法が適用された場合には同法に則って実施する。災害救助法の救助の対象とならない災害においては、災害の状況により対策を検討する。

対策の種類	対策の概要
住宅の応急修理	
住宅の被害の拡大を防止するための緊急修理	住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う緊急修理。
日常生活に必要な最小限度の修理	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理を行うことができない者に対して、必要な最小限の応急修理。
障害物の除去	半焼、半壊又は床上浸水した住家において、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では除去し、当面の日常生活を営むのに支障を来たしている者に対して、障害物を除去。
応急仮設住宅の供与	住家が滅失し、自らの資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。また、障がい者、高齢者等、日常生活上特別な配慮を要する者が入居する福祉仮設住宅を設置することができる。

必要な場合、住宅公園班は、市営住宅・民間住宅等の空家情報を収集し、状況に応じて供与を行う。

（資料 2-1 主要建設業者一覧表）

5 応急仮設住宅の建設【住宅公園班】

（1）建設用地

市は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直すものとする。

ア 応急仮設住宅建設予定地選定の基準

- （ア） 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。
- （イ） 大規模ながけくずれや浸水などの危険のない平坦な土地とする。
- （ウ） 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

イ 設置戸数

市は、前記1及び2の被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。

ウ 建設の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協

議し、規模及び費用の調整を行う。なお、高齢者、障がい者のために、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

エ 民間賃貸住宅借上げによる供与

民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会に協力を要請する。

6 建築制限及び緩和措置【住宅公園班】

(1) 被災市街地における建築制限

地震の後、復興計画として都市計画事業及び土地区画整理事業が立案されるまでの間、建築物の無秩序な建築を防止するため、知事は、必要に応じて建築物の建築を制限し、又は禁止する。市は、当該決定について協力することとする。

(2) 仮設建築物に対する制限の緩和

地震災害があった場合、知事は、必要に応じて建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定を適用しない防火地域以外の地域を指定する。市は、当該決定について協力することとする。

第24 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付

【企画総務部／福祉市民部】

1 再建支援情報の提供

企画政策情報班は、生活再建支援に関わる各班、県及び防災関係機関等からの情報を集約し、各種広報媒体（CATV・コミュニティFM放送、市ホームページ、ウェブサイト、ソーシャルメディア等）を活用して被災者・被災事業者に情報提供を行う。また、臨時の広報紙（チラシ）等を発行して被災者・被災事業者に情報提供を行う。

2 災害市民相談の実施

- (1) 被災者が各種の相談を身近に受けられるよう、総務班は、各班、県、防災関係機関及び関係事業者等の協力を得て災害市民相談を実施する。
- (2) 相談体制は、災害の状況及び時間の経過に応じて適時見直しを行う。
- (3) 相談の場に足を運びにくい高齢者や障がい者等に配慮し、避難所等への巡回相談を実施する。

【相談項目例】

生活相談（社会福祉事務所、砺波市社会福祉協議会）
電気・電話相談（電力・電話会社）
健康・保健相談（厚生センター、健康センター等）
教育相談（教育委員会、県教育事務所）
商工・金融相談（JAとなみ野、郵便局、商工会議所等）
農林相談（JAとなみ野、県事務所等）
税務相談（税務署等）
住宅相談（市）
職業・社会保険相談（公共職業安定所、社会保険事務所）

3 各種申請の巡回受付

被災後の各種申請（災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付、被災者生活再建支援金の支給、税の減免等）の便宜を図るため、総務班は、各班、県及び防災関係機関等の協力を得て避難所等での巡回受付活動を実施する。

第25 罹災証明書及び被災証明書の発行

【税務班】

罹災証明及び被災証明書は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから、税務班は、被災者台帳を基に市民から申請があった場合、罹災証明書を発行する。

1 証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲とし、次の事項について証明する。

(1) 罹災証明書（住家の被害）

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」により、被害程度を証明するもの。

ア 全壊

イ 大規模半壊

ウ 中規模半壊

エ 半壊

オ 準半壊

カ 準半壊に至らない（一部損壊）

キ 床上浸水

ク 床下浸水

(2) 被災証明書（その他の物的被害）

自然災害による軽微な住家被害や非住宅等罹災証明の対象として扱われない物的被害に対し、被災の届出があったことを証明するもの。

2 必要な場合、避難所等でも申請を受付けることのできる体制を検討する。

3 罹災証明書の発行については、手数料を徴収しない。

（資料 6-12-1 罹災証明書）

（資料 6-12-2 罹災証明交付申請書）

（資料 6-12-3 被災証明交付申請書兼証明書）

第26 被災者の心のケア対策の実施

【保健班／医療班】

一般的に地震によるショックで精神的な不安定や避難生活の長期化によるストレスが増加する。これに対して被災者の心の健康保持や治療に努めるため、医療班は、避難所等に開設する診療所や相談所にメンタルヘルスケアのため専門医師を派遣する。

1 被災者への配慮

診療所や相談所においては、被災者の心の健康を保持するため、ラジオやテレビなどを設置し、災害について必要な情報を提供する。また定期的に、被災地の近況についても報告する。

被災者の症状によって、保健班、医療班の精神科医や心理判定員等を派遣する。民間のボランティアの協力を得て、被災者にリラックスなムードづくりに心掛ける等の配慮に努める。

2 心の相談への対応

被災者の被災状況や個々の人の心は、千差万別であるので、市は保健師等を通じてPTSD※¹等に対する配慮を行うため、県とも継続的な連携を図り、被災者が関係する学校や職場等との連絡調整を行う。

また、被災者が気軽に相談できるように、心のケアのための電話による相談受け付けを行う。

3 エコノミークラス症候群等への対応

自家用車で避難している被災者に対するエコノミークラス症候群やインフルエンザ等の感染症、高齢者の心身機能の低下等の対策について留意する。

特に、市内で災害が発生した場合は、車中避難が多く想定されることから、長時間同じ姿勢でいないことや軽い運動を行うこと等を周知する。

また、テント等を借り上げ、車中で避難している被災者への配慮に努める。

※1 PTSD（心的外傷後ストレス障害）

死や負傷の機器に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1箇月以上続き、日常生活に支障をきたす場合をPTSDという。

- ① 外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

第27 災害弔慰金等の支給・貸付

【災害救助・ボランティア支援班】

「一般災害編」第4章第3節「民政安定のための緊急対策」の第3「災害弔慰金等見舞金の支給」及び第5「被災者生活再建支援金の支給」を準用する。

第28 税の減免等

【税務班】

「一般災害編」第4章第3節「民政安定のための緊急対策」の第6「税の減免等」を準用する。

第29 被災中小企業者・農林事業者への情報提供

【商工班／農林班】

「一般災害編」第4章第4節「被災中小企業者、農林事業者への情報提供」を準用する。

第30 公共施設等の災害復旧・復興

【全 班】

1 公共施設等の災害復旧・復興

被災した公共施設等の災害復旧は、被災施設の原形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度を勘案し、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施にあたっては、復旧・復興の基本的方向及び計画を定め、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。

2 災害復興本部

必要な場合は、市災害復興本部を編成し、総合的な復興体制を構築する。

3 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を迅速に受けられるよう、災害の状況を速やかに調査するとともに、県が行う事務に対して積極的に協力する。

4 復興計画の策定

被災地の復興を計画的に推進する必要があると認められるときは、復興計画を策定する。

(1) 復興計画等の基本的考え方

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案などを十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

(2) 復興計画の構成

復興計画は、復興の基本方針となる「復興基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復旧（復興）計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールの下で復旧・復興を推進していく。

(3) 計画策定にあたっては、多様な行動主体の参画と協働、将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

（計画構成例）

- 基本方針
- 基本理念
- 基本目標
- 施策体系
- 復興事業計画等

5 分野別緊急復旧（復興）計画

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、分野等の緊急復旧（復興）計画を策定する。